

2 0 2 1 年度
自己点検・評価報告書

2 0 2 2 年 3 月

東京女子大学自己点検・評価委員会

目 次

第Ⅰ章 理念・目的

1.1. 現状説明	1
1.2. 長所・特色	6
1.3. 問題点	6
1.4. 根拠資料	省略

第Ⅱ章 内部質保証

2.1. 現状説明	7
2.2. 長所・特色	17
2.3. 問題点	18
2.4. 根拠資料	省略

第Ⅲ章 教育研究組織

3.1. 現状説明	19
3.2. 長所・特色	22
3.3. 問題点	23
3.4. 根拠資料	省略

第Ⅳ章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明	24
4.2. 長所・特色	48
4.3. 問題点	49
4.4. 根拠資料	省略

第Ⅴ章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明	50
5.2. 問題点	58
5.3. 根拠資料	省略

第Ⅵ章 教員・教員組織

6.1. 現状説明	59
6.2. 長所・特色	67
6.3. 根拠資料	省略

第Ⅶ章 学生支援

7.1. 現状説明	68
7.2. 長所・特色	76
7.3. 問題点	77
7.4. 根拠資料	省略

第Ⅷ章 教育研究等環境

8.1. 現状説明	78
8.2. 根拠資料	省略

第Ⅸ章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明	89
9.2. 長所・特色	95
9.3. 根拠資料	省略

第Ⅹ章 大学運営・財務

(1) 大学運営	
10.1. 現状説明	96
(2) 財務	
10.2. 現状説明	104
10.3. 根拠資料	省略

第Ⅰ章 理念・目的

1.1.現状説明

1.1.1.大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

東京女子大学設立の経緯と建学の理念

東京女子大学は、北米プロテスタント6教派の援助を得て、1918（大正7）年、「キリスト教の主義に基づいて本国の女子に高等教育を施すことを目的とする」リベラル・アーツ・カレッジ「私立東京女子大学」として創立された【1-1 p.35,36,37】。女性に大学の門戸を開放し、キリスト教主義に立脚したリベラル・アーツ教育によるリベラル・アーツ人格教育を行うことを目指した。

初代学長新渡戸稲造は、本学の教育について「基督教の精神に基づいて、個性を重んじ、知識よりも見識、学問よりも人格を尊び、人材よりも人物の養成」を目指すと言き、女性を良妻賢母主義によって教育するのではなく、女性一人ひとりを独立した人間として尊重し、その人格の育成を教育目標とした。こうした学生一人ひとりの人格を尊重する考え方は各所に反映されている。例えば、大学名の英語表記には創立当初より「Woman」（単数形）を用い、「Tokyo Woman's Christian University」としている【1-2 p.3】。また、善福寺キャンパスに当初建設された東西寮（1924年竣工）の寮生居室は全て、当時としてはめずらしい個室であった。これも「学生は一個の人格として1日に一度はただひとりになって祈り、瞑想する時を持つことが必要である」という、新渡戸の理念によるものであった【1-1 p.19】。

教育の根底にある「キリスト教の精神」について、新渡戸は「やはりこの学校の精神、キリストの精神を示すものがあると思う。たとえば犠牲と奉仕ということほど、この精神を代表するものはない。また、みなさんの全生涯を通じてこの精神ほど大切なものはないと思う。英語では、Service and Sacrificeだ。（以下略）」と述べており、本学では頭文字をとり「SS（Service and Sacrifice）精神」と呼んでいる【1-2 p.2】。

また、キャンパスの中心に位置する本館には、竣工時特別委員会により「大学に対する希望を特に示すもの」として、『新約聖書』「フィリピの信徒への手紙」第4章第8節からラテン語で“QUAECUNQUE SUNT VERA”（すべて真実なこと）という文字が刻まれ、「真理探究の場」である本学の標語とされた【1-2 p.2】。

上述の建学の精神とそれに基づく大学としての教育理念・目的を、以下のとおり寄附行為と学則に定めている。

【学校法人東京女子大学寄附行為】 【1-3】

第3条

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、女子高等教育を行うことを目的とする

第3条 第2項

この法人の設置する学校は、キリスト教の精神をもって、人格形成の基礎とする

【東京女子大学学則】 【1-4】

第1条

東京女子大学は、キリスト教を教育の根本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教養を授け、専門の学術を教授研究し、もって真理と平和を愛し人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする

【東京女子大学大学院学則】 【1-5】

第1条

キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展と人類の福祉とに寄与することを目的とする

これに基づき現代教養学部では、キリスト教の精神に基づく人格教育を教育の根本方針として、リベラル・アーツ教育による「広い識見と創造性を有し、専門性をもつ教養人」の育成を教育目標とし、教育理念・目的をp.3のとおり定め、明示している。

2018年に本学創立100周年を迎えるにあたっては、リベラル・アーツ教育の一層の充実と発展を目指し、現代教養学部の再編を行った（基準3 p.19参照）。再編にあたっては、2014年度に制定した「東京女子大学グランドビジョン」の「大学として育成する人物像」（p.3参照）に基づき、どの専攻においても国際的な視野、女性としてのリーダーシップの育成、社会のステークホルダーとのつながり、そして一人ひとりの学生の自己確立とキャリア構築など、これからの女性に求められる資質育成することとした。

各学科の教育目標においても「専門性をもつ教養人」育成に向けて、分野横断的に広い視野で学ぶこと、それぞれの分野での学びを役立てて社会に貢献できる人材の育成を目指すことなどを学則に定め、次ページの通り明示している。

大学院においても、専門性を追求するとともに幅広い視野を養い主体的に研究する女性を育成することを目的として、大学院学則に次ページのとおりに定め、明示している。

【東京女子大学グランドビジョン 大学として育成する人物像】

1. 知力（知識）を行動力にするリーディングウーマン
2. 国際的な視野をもった地球市民としての女性
3. 専門性と幅広い教養をもった女性
4. キャリアをカスタマイズする女性
5. 21世紀の高度情報化社会に対応できる女性

学 部

【東京女子大学学則第3条第2項】

現代教養学部は、広い識見と創造性を有し、専門性をもつ教養人として、現代社会の多様な課題を主体的に解決しうる人物の育成を目的とする。

【東京女子大学学則第4条抜粋】

- ・ 国際英語学科は、国際共通語としての英語とその言語文化の広がりをもつ専門的に考究し、英語の実践的かつ高度な運用能力と発信力を身に付けることを通して、世界の諸地域や国際化が進む日本国内の各地域で社会の発展に貢献できる人物の育成を目的とする。
- ・ 人文学科は、哲学、文学、史学の分野を横断的に学ぶことを通して、人間の文化に関わる基礎的知識を広く修め、考究の姿勢、応用能力を社会のあらゆる分野に生かし、文化の創造と社会の発展に貢献できる人物の育成を目的とする。
- ・ 国際社会学科は、国際関係、経済学、社会学、コミュニティ構想の分野を横断的に学ぶことを通して、現代社会を世界的な視野でとらえ、豊かな教養と専門性を備えた地球市民として、地域社会や国際社会で活躍できる人物の育成を目的とする。
- ・ 心理・コミュニケーション学科は、心理学、コミュニケーションの分野を横断的に学ぶことを通して、分析能力、問題解決能力を養い、人間・社会・世界を科学的に探求し、現代に生きる人間のあり方を考究・提言できる人物の育成を目的とする。
- ・ 数理科学科は、理系学問の基礎となる数学の修得を基に、数学、情報科学、応用数理学の分野を横断的に学ぶことを通して、数理科学的知識と柔軟な論理的思考力及び技術をもって社会と科学技術の発展に寄与できる人物の育成を目的とする。

大学院

【東京女子大学大学院学則第1条】

東京女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

【東京女子大学大学院学則第5条抜粋】

人間科学研究科

学際的視点からの研究を深め、専攻分野での自立的研究能力を高めることにより、共生社会実現に指導的役割を担うことのできる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。

理学研究科

数学及び数理科学に関連する領域の研究能力を深め、幅広い視野を持ち、多くの分野において学術の進展と社会の発展に貢献できる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。

1.1.2.大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学の理念・目的は、上述のとおり寄附行為及び学則に定め、在学生に配付する「学生要覧」、教職員に配付するハンドブックにより周知し、本学公式サイト等に掲載して広く公表している【1-2 p.2】【1-6 p.1】【1-7】。

毎年の入学式や年度始オリエンテーションにおいては、学長自ら建学の精神についての説明を行っているほか、1年次の必修授業に「キリスト教学Ⅰ（入門Ⅰ）」を置き、4年間の学修の基礎として、東京女子大学の建学の精神を理解することを到達目標としている。【1-8】【1-9 p.11-15】

学部においては学部、学科ごと、大学院においては研究科ごと、課程ごとに教育の目的を学則に定めている。また、各学科・専攻の理念・目的は、それぞれのカリキュラム・マップ、ディプロマ・ポリシーとともに本学公式サイトに掲載している【1-12】。学生に配付する「履修の手引き」に掲載し、オリエンテーション等で説明を行っている。本学の教育の根幹であるリベラル・アーツ教育についても「履修の手引き」に記載し、教育目標や教育課程の意図を理解した上で自律的に履修計画を立てられるよう配慮している【1-13 p.63】。

大学院各研究科の教育目標、人材養成目標については、本学公式サイトに掲載している。学生に配付する「大学院履修便覧」には学則を掲載し、オリエンテーション等で説明を行っている【1-14 p.7】。

入学式や卒業式などの式典をキリスト教の礼拝形式で執り行い、建学理念の根幹であるキリスト教の精神に触れ、教職員、学生がともに考える機会を多く設けている。また、キリスト教センターでは、日々の礼拝をはじめ、宗教週間や昼の集会など学内外に向けて多様な活動を展開している【1-10】。日々の礼拝については、コロナ禍によるキャンパスへの入構制限を機に、動画配信を開始した【1-10】。

本館にある新渡戸記念室では、本学の歴史、創立を支えた人々、建築など、大学に関する資料・写真を展示し、随時見学者を受け入れている【1-11】。

1.1.3.大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点

○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

2018年に創立100周年を迎えるにあたり、建学の精神であるキリスト教の精神に基づく人格教育により、21世紀の人類・社会に貢献する女性を育てるために「東京女子大学グランドビジョン」を2014年12月に制定した【1-15】。このグランドビジョンに基づき、2018年度には現代教養学部の学科専攻の改編を行い、国際英語学科と心理・コミュニケーション学科を新設し、国際社会学科にコミュニティ構想専攻が加わった。新しい体制のもと、長年にわたり培ってきたリベラル・アーツ教育を基盤に、国際性、女性の視点、実践的学びを重視した教育を一層充実させ、自ら課題を発見し、知識・能力を行動に移す「専門性をもつ教養人」の育成を行っている。

2020年3月にはグランドビジョンの更なる達成に向け、2020年度からの5年間を実施期間とする「学校法人東京女子大学中期計画」を策定した。本計画は、2018年6月に3名の卒業生を招いて行った全学シンポジウム「これからの東京女子大学を考える」【1-16】で得た本学の教育等に対する意見をもとに、若手教職員を中心とするワーキング・グループで作成中であった「2025アクション・プラン」を織り込んで作成したものである。2016年に受審した第2期認証評価の評価結果を踏まえ将来計画推進委員会で作成した案に、各担当部署の意見を取り込んでいる。大学評議会に諮り、評議員会で意見を徴し、理事会で決定した【1-17】。

本中期計画は、全体の統一テーマを「開かれた大学」とし、教職協働の下、教育、研究、大学運営の充実に取り組むための計画を（Ⅰ）教学改革、（Ⅱ）東京女子大学SDGs宣言、（Ⅲ）高大接続改革、（Ⅳ）国際交流、（Ⅴ）社会連携・地域貢献、（Ⅵ）アクションを支える体制の充実、の6つの大項目に分類してそれぞれ具体的目標とその目的達成のための取り組みを立てている。例えば（Ⅰ）教学改革では、分野横断的・文理横断的なカリキュラムの再構築をはじめとして、教育内容や方法、学部・大学院の学びの接続性など多様な面から開かれた教育を推進することにより、本学のリベラル・アーツ教育を強化する。また、本学の研究環境の改善・研究力の向上を図り、あわせて教員の研究活動や社会活動の成果を社会に開示することにより、本学のブランド力の向上を目指す。

本中期計画を着実に実行していくことにより、グランドビジョンを具現化し、主体的に学ぶことを学び、自分のキャリアを未来へつなぐことのできる女性、正答のない社会・未知なる世界にも積極的に挑戦する知性をそなえた女性を育成していくこととしている。さらに、女子高等教育をけん引する大学として、女子教育の重要性と社会における認知をさらに高め、東京女子大学があらゆる可能性に開かれた大学であることを広く社会に示して

いくことを目指している。

中期計画の策定に当たっては、2009年度以降の実績値額、2019年度決算見込み額をもとに、中期計画の対象期間となる2020年度から2024年度の5年間について財政収支の見通しが立てられた。大学基礎データに照らして財源が担保されていることが確認できる。今後、計画の具体化に合わせ、経費支出、投資額を逐次改訂していく。

2020年度には将来計画推進委員会において、中期計画の進め方について、各取り組みは各責任者のもとで進めていくこと、計画全体の取りまとめは学長室会及び企画室で行うことを確認し、新たに「目標の説明」「主管委員会・事務局」「責任者」「数値目標」を追加した。各責任者は、目標の趣旨（目標の説明）に沿って、主管委員会等との協力のもと、目標達成に向けて各取り組みを実行していく。数値目標は達成度を測定する一つの指標とする。

策定から約1年が経過した2021年3月に、新たな取り組みを盛り込むため、中期計画の一部改訂を行った。今後、本中期計画を着実に実行していくため、定期的に各部局からの進捗状況の報告を企画室で取りまとめ、将来計画推進委員会で確認を行う。改善を要する事項があれば各部局にフィードバックする。自己点検・評価委員会からの提言を踏まえて策定した箇所については、将来計画推進委員会から適宜報告を行い、学内の内部質保証体制とも整合性をとっている（基準2p.13参照）。

1.2.長所・特色

建学の精神であるキリスト教の精神をよく理解した上で4年間の学生生活を送ることができるよう、入学式やオリエンテーションでの説明や配付物への記載だけでなく、1年次必修科目「キリスト教学Ⅰ」や、日々の礼拝をはじめ、宗教週間等のキリスト教センターによる催しなど様々な形で学生が学ぶ機会を設けている。

キリスト教への理解については、4年次学生に調査を行ったところ、4年間の学びを通してキリスト教への理解を深めることができたと認識している者が9割近いことを確認している【1-18 図6】。また、キリスト教への理解と大学生活への満足度には相関が認められ、キリスト教への理解を深めることができたと考える者は大学生活に満足しているとの結果が出ている【1-19 図20-6】。（基準4 p.45⑤卒業生調査参照）

1.3.問題点

将来計画推進委員会の策定する中期計画は、法人事項を含め全学的な事項を網羅している。自己点検・評価委員会による提言を踏まえ実行されている事項については、将来計画推進委員会から進捗状況の報告を行い、全学的なPDCAサイクルとの整合性をとっているが、それ以外の事項を含む中期計画全体について進捗状況を確認する手続きや組織が明確になっていない。

第Ⅱ章 内部質保証

2.1.現状説明

2.1.1.内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点

○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

「東京女子大学方針『大学の内部質保証に関する方針』」【2-1】に基づき、2020年度第5回自己点検・評価委員会において「東京女子大学 内部質保証の方針・手続き」（以下、「方針・手続き」）を策定し【2-2】、2021年3月大学評議会で決定した【2-3】【2-4】。本学の内部質保証に対する「基本的な考え方」として以下の5点を定め、これに基づき「内部質保証に係る責任・役割」、「教育の行動指針」、「手続・運用」を定めている。

- (1)本学の建学の精神に基づき教育目的及び社会的使命を達成し教育研究水準の向上を図るため、大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。
- (2)全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、自己点検・評価委員会とする。委員会の事務局は大学運営部総務課に置く。
- (3)自己点検・評価の妥当性・客観性を担保するため、外部評価を実施する。全学的な内部質保証体制については、学外委員を中心に構成する内部質保証体制評価委員会において、定期的に評価を行う。
- (4)自己点検・評価結果、外部評価について、情報公開を通して、透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たす。
- (5)質保証について、各組織が全学一体となって連携・協力し、大学としての責任を果たす。

合わせて、全学、学部・研究科、授業レベルの3階層の意思決定プロセスと階層同士の関わりを図にまとめ、「内部質保証体系図」として決定した（p.9に掲載）。

「方針・手続き」と「内部質保証体系図」については、設定した旨を教授会および部長課長会で報告し、本学公式サイトに掲載し公表している【2-5】。

また、これら「方針・手続き」と「内部質保証体系図」の設定を契機として、各部局においては改善・改革を行う際には原則として検証を踏まえること、各決定機関で規定された手続きを踏むこと、根拠資料を蓄積することを改めて周知した【2-6】【2-7】。

以上のとおり本学では、内部質保証に対する考え方として「方針・手続き」を明確かつ簡潔に定めており、学内外への周知も十分に行っている。また、「方針・手続き」及び「内部質保証体系図」を定めたことにより、内部質保証体制やプロセスが明確になり、各部局での取り組みの円滑化に寄与していると評価できる。

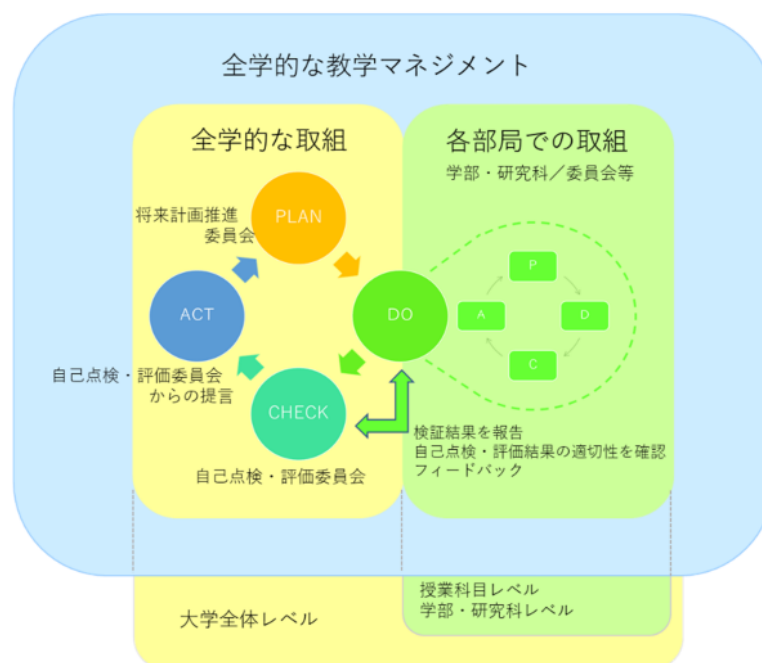
2.1.2.内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点

- 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、全学的なPDCAサイクルを下図のとおり整理し、自己点検・評価委員会【2-8】がCheckとAct、将来計画推進委員会【2-9】がPlanの機能を担っている。両委員会はいずれも、教学にかかわる全学的に重要な事項を審議する大学評議会【2-10】の下に位置づけられている。この二つの委員会を、学長を長とする大学評議会の下に位置付けることにより、学長のリーダーシップのもと連携を取りながらPDCAサイクルを循環させることが可能となっている。

東京女子大学 PDCAサイクル



下記の「内部質保証体系図」に示すとおり、全学、学部・研究科、授業レベルの3階層において各々の方針に基づいてPDCAサイクルを回すこと、階層同士でも連携すること、としている。また、これらの取り組み全体について定期的に内部質保証体制評価委員会による外部評価を受けることを「方針・手続き」に定め、これを本学の内部質保証体制としている。



己点検・評価実施を目的として時限的に設置した専門委員会は資料のとおり【2-12】。

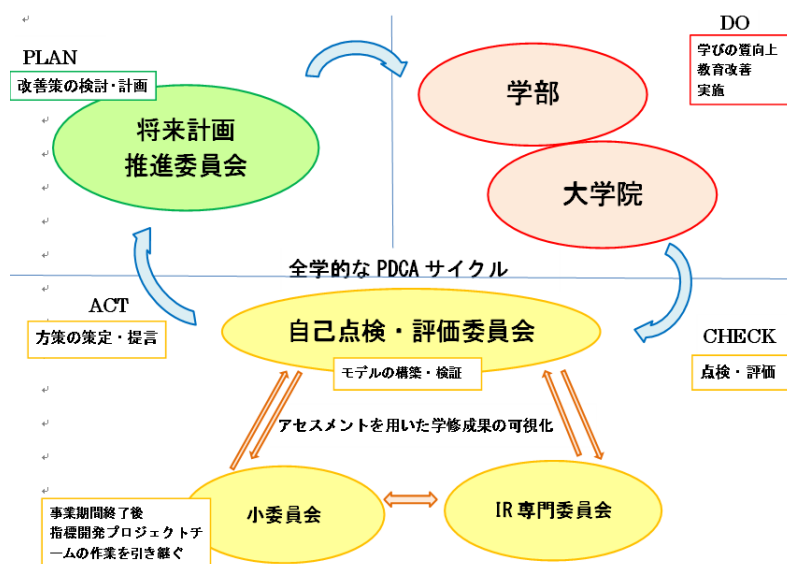
1) 18課程専門委員会

2019 年度には、2018 年度の学科専攻再編及び教育課程改定について振り返る専門委員（通称「18課程専門委員会」）を設置した【2-13 議題1】。（実施内容については、p.13 参照）

②常設の専門委員会

自己点検・評価委員会の活動のため、IR や学修成果の可視化、分析を目的として、二つの専門委員会を常設している。

自己点検・評価委員会では、IR 専門委員会及び AP 小委員会の報告を受け、全学的な教学改革に資する内容については大学評議会でも報告を行い、情報共有に努めている。



図「AP事業期間終了後の体制」AP自己点検・評価報告書より抜粋

1) IR専門委員会

2014 年度より、統計を専門とする専任教員を含む構成で発足した【2-14】。教学情報を中心とするデータ分析を行い、分析結果をもとに教育改善・教育改革に資する提言を行い、学内のPDCA サイクルの機能を向上させていくことを目的としている。

毎年自己点検・評価委員会で実施している4 年次アンケートおよび在学生アンケートの調査結果を分析し「IR 専門委員会報告書」【2-15,2-16】をまとめ、本学公式サイトに掲載している。同分析結果は、自己点検・評価委員会を通して大学評議会に報告を行い、次年度以降の教育課程編成方針の適切性検証に役立てている。

日経BPコンサルティング「大学ブランド・イメージ調査」など、学外のデータも活用して分析を行っている。分析の結果は教授会で報告し、学内で共有している【2-17】。

AP事業ではアセスメント結果の分析等を担い、事業期間終了後も後述のAP小委員会と

連携し、各種アンケートの実施や分析を行っている。

2) AP小委員会

自己点検・評価委員会がAP事業運営を引き継いだことを受け、2020年度より自己点検・評価委員会の下にAP小委員会を設置した。各種アセスメントの実施を担当するほか、アセスメント・モデルを持続可能な形で運用していくための指標の見直し、学修成果の測定方法の検討等を行う【2-13 議題3】。

学部のディプロマ・ポリシーに基づき、本学のリベラル・アーツ教育が重視する3つの領域（専門知識・汎用的能力・態度志向）の学修成果について、直接指標と間接指標の両方により多角的に可視化、分析を行っている。活動で得られた知見は、自己点検・評価委員会に報告し【2-18 報告事項2、議題2（1）】、教育改善に資するものはFD研修等により適宜学内教職員に共有している【2-19】。

（2）将来計画推進委員会

将来計画推進委員会は、教育研究に関する緊急課題及び中・長期計画を審議し、全学的なPDCAサイクルのうち、Planの機能を担っている。構成や審議事項については規程に定めるとおりである【2-9】。自己点検・評価委員会の点検・評価結果および改善の方策についての提言を受けて、将来計画推進委員会は中長期的な改革の方針、改善計画を策定する。学長の命を受けて教授会、大学院合同研究科会議等の意見を聴取する。それらを踏まえ学長の決定を受けて、その下にある各教学組織が具体策を立て、教務委員会等による精査を経て実行に移している。

2019年度に大学運営部企画室を設置し【2-20 別表第2（第8条関係）（1）オ】、2021年度以降は将来計画推進委員会の事務局としている。企画室は教学改革担当副学長が室長を兼ねており、学長の意向を反映し機動性をもって改革を推進できる体制を整えた。

また、2021年度より構成員に学長指名の教育職員2名を加えることとし、現場に携わる教員も教育研究に関わる基本的方針について検討に参加できるよう体制を改めた。

①専門委員会の設置

自己点検・評価委員会と同様、将来計画推進委員会の下に、実質的な作業を担う専門委員会を設置することができる【2-9 第4条】。専門委員会は、委員長（学長）の諮問により、将来計画に関わる事項を検討し、その結果を委員会に提言する。

自己点検・評価委員会からの「18提言」を踏まえ、次なる教学改革の検討を行うため、2021年度に専門委員会を設置した。将来計画推進委員会副委員長を務める副学長1名が委員長となり、他の副学長1名、学部長、全学共通教育部長、教育研究支援部長の計5名をメンバーとする。改組案を検討し、将来計画推進委員会に提言を行う。

②常設の専門委員会

将来計画推進委員会の常設の専門委員会として入試制度検討専門委員会を置いている【2-21】。

新入試制度や全学的な学生募集方針について意見を徴する場として設置している。将来計画推進委員会副委員長を長とする。同委員会の検討内容は将来計画推進委員会に報告され、実行は入試委員会に引き継がれる体制となっている。

以上、本学の内部質保証体制の中心となる全学内部質保証推進組織、自己点検・評価委員会は「方針・手続き」に沿って、全学的な教学改革の実行にあたって根拠となる検証や提言を行っている。また、学部レベル、授業レベルにおける自己点検・評価を全学的な見地から検証することによって、各階層のPDCAサイクルの循環を後押ししている。したがって、自己点検・評価委員会は将来計画推進委員会と連携のもと、全学の内部質保証の円滑化に寄与していると評価できる。

大学全体の内部質保証体制は、各委員会の規定に基づき、階層ごとの意思決定プロセスに沿って「内部質保証体系図」に整理されている。各部局や委員会が規定された役割に基づき連携して機能しており、適切な体制であると評価できる。

2.1.3. 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 方針及び手続きに従った内部質保証活動の実施
- 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

2021年度第4回自己点検・評価委員会において、「3ポリシーの策定のための全学としての基本方針」を策定し、2021年9月大学評議会で決定した【2-22 協議事項1】。同基本方針は根拠資料のとおりである【2-23】。

本学では、3ポリシーについて定期的（学部においては4年ごと、博士前期課程は2年、後期課程は3年ごと）に適切性を検証することとしている。2021年度は学部のポリシーの検証年度にあたるため、上述の基本方針に基づき、教務委員会と入試委員会が検証を行い、3つの方針が全学的な基本方針と整合していることを確認した。検証結果は自己点検・評価委員会に報告され、自己点検・評価委員会で適切性を確認した【2-24】。大学院では博士前期課程、後期課程ともに、2020年度に検証を行い、適切性を確認し、その旨を自己点検・評価委員会に報告している【2-18 報告事項7】。

○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

「方針・手続」の「3. 教育の行動指針」に基づき、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会を中心としてPDCAサイクルを機能させている。

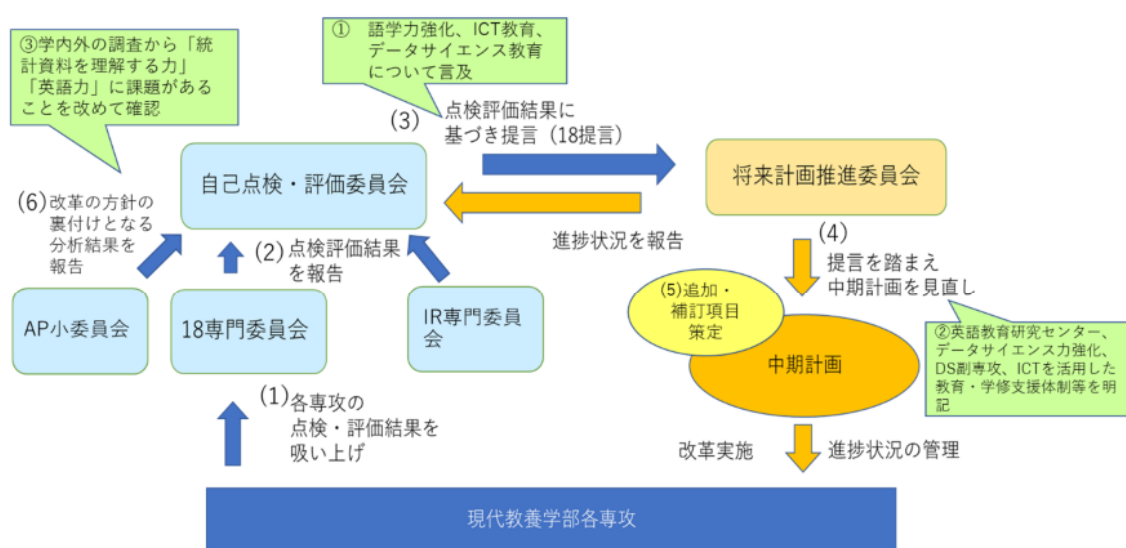
2019年度から2020年度にかけては、18課程専門委員会が2018年度学科専攻再編及び教育課程改定について点検・評価を行った。18課程専門委員会では、自己点検・評価委員会が過去に実施した点検・評価結果やインタビュー記録、各専攻に実施したアンケート調査（専攻における点検・評価結果）を踏まえて検証を行っている。その結果をもとに自己点検・評価委員会から将来計画推進委員会に提言を行った（以降「18提言」とする）【2-25】。

将来計画推進委員会では、上述の提言を踏まえ、2019年度に策定した中期計画について追加・補訂項目を策定した。その一環として英語教育研究センター設置、教育・学修支援センター（CTL）、データ・サイエンス副専攻創設（2022年4月開始）、AI・DS教育センターの設置等を決定している【2-26】。

将来計画推進委員会の策定した中期計画追加・補訂項目は、2021年3月大学評議会の審議を経て理事会で承認されている。また、教授会、部長課長会等で学内に共有され、実行に移されている。提言をもとにした改善の実行については、将来計画推進委員会から自己点検・評価委員会に適宜報告を行う体制となっている。

自己点検・評価委員会では提言を行った後も、英語教育研究センター設置、データ・サイエンス副専攻創設の必要性を裏付ける分析結果について大学評議会に報告を行い【2-27 協議事項2】、エビデンスに基づいた教学改革の実行に寄与している。

これらの内部質保証活動については、「方針・手続」に従い年度末に内部質保証体制評価委員会による外部評価を受ける予定である。



【点検・評価に基づく18提言から改善に至るまでのプロセス】

○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

学部・研究科レベルにおいては、各部署が専門委員会の役割を担い、適宜自己点検・評価を行い、これに基づく改善策の原案を立て、自己点検・評価委員会に提出する。全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会は、全学的な見地からその妥当性を精査した上で意見、提言等をフィードバックする。自己点検・評価委員会と当該委員会との間でやりとりを重ねることにより大学全体としての整合性を確保し、有効かつ実現可能な改善・改革の方向を定め、これによって、教育の質保証を確かなものとしている。

大学全体に関わる問題は、自己点検・評価委員会が点検・評価を行い、将来計画推進委員会に点検・評価結果および改善の方策について提言を行う。18提言とそれを踏まえた中期計画追加・補訂項目の策定及び教学改革については先に述べた通りである。

自己点検・評価委員会では毎年、大学基礎データをはじめとする自己点検・評価データを各部署から収集している。また、委員会単位でのPDCAサイクルの浸透策として、PDCAサイクルチェックシートの配付を開始した。各部署におけるPDCAサイクルを念頭に置き、一年間の総括と次年度の課題について記入させるもので、2021年度は試行段階として、将来計画推進委員会、教務委員会、大学院教務委員会等一部の委員会に提出を依頼した【2-28】。

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

現代教養学部では、2019年度には18課程専門委員会を中心に、2021年度には教務委員会を中心として自己点検・評価を行っている。評価結果は自己点検・評価委員会に報告し、全学的見地から適切性を確認している【2-29】

また、毎年自己点検・評価委員会の実施する在学生対象のアンケート結果についてIR専門委員会が学修成果の観点から分析を行い、自己点検・評価委員会を通して大学評議会に報告している。学長、副学長をはじめとする教学役職者等と事務局長で構成する大学評議会において、報告結果をもとに教育課程の適切性の検証を行っている【2-27】。

大学院においても定期的に自己点検・評価を行っており、それらの結果を踏まえて学部・院5年制の導入などを決定している【2-30 議題2】。

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価委員会では、取りまとめた点検・評価結果を全学の教学、事務組織等に報告し、改革に向けて全構成員で認識を共有するよう努めている。また、事案に応じて関連する部局にフィードバックを行い、計画的な改善の方策の検討に役立てている。

具体的には以下の事例が挙げられる。

2019年度の英語教育自己点検・評価で挙げた改善の方策は、18専門委員会に引き継がれ【2-30 議題1】、18提言における語学教育強化の項に反映されて【2-25 7.その他】、中

期計画追加・補訂項目に挙げる英語教育研究センター設置につながっている。

また、同年度の文部科学省大学教育再生加速プログラム（AP）「リベラル・アーツ教育のアセスメント・モデル構築による学修成果の向上と可視化」自己点検・評価では、事業期間終了後の持続的なアセスメント実施体制の必要性について言及しており、改善の方策に記載したとおり、AP事業を教育研究開発委員会から自己点検・評価委員会に移管した経緯がある。事業移管を受けて設置されたAP小委員会では、調査結果の分析によって教学改革を裏付ける、コロナ禍における学修への影響を可視化するなどの成果をあげている。

このように本学では、個々の自己点検・評価結果を踏まえ、改善・向上を計画的に進捗させている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

（1）文部科学省履行状況等調査への対応

現代教養学部国際英語学科及び心理・コミュニケーション学科の平成30年度設置計画履行状況等調査において、「東京女子大学の既設学部等（現代教養学部国際社会学科）の入学定員超過の改善に努めること」との指摘事項（改善）が付されたことを受け、過年度の合格者の入学率及び志願者状況から目標数を見直したほか、入試結果のデータを分析し、より丁寧な合否判定を行った。その結果、令和元年度には当該学科の平均入学定員超過率は1.15に是正され、それ以降の履行状況等調査においては、指摘事項は付されていない。

（2）認証評価機関からの指摘事項への対応

2016年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）を受け、3項目の指摘を受けた。勧告はなかった【2-31】。2020年8月に、指摘を受けた事項について改善報告書【2-32】を作成、大学基準協会に提出するとともに、2021年3月には本学公式サイトに公表した【2-33】。

同協会より2021年3月24日付で「改善報告書の検討結果」が出され、「各学部・研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる」との評価を得た一方、「学生の受け入れについて、収容定員に対する理学研究科の在籍学生数比率が依然として低い」とのコメントが付された。これについても本学公式サイトに公表している。

○点検・評価における客観性、妥当性の確保

自己点検・評価活動の妥当性、客観性を担保するために、自己点検・評価委員会規程第2条第5号に「認証評価及びその他の第三者評価に関わる事項」を定め【2-8】、認証評価以外にも第三者の視点を取り入れた外部評価を積極的に行っている。【2-12】

以上の通り、自己点検・評価委員会では個々の点検・評価結果を関係する部局にフィー

ドバックすることにより、具体的な改善に結びつくよう働きかけている。

特に全学レベルにおいては、自己点検・評価委員会が行った点検・評価をもとに提言を行い、それを踏まえて将来計画推進委員会が計画を策定する体制が整えられている。両委員会は教学の最高決定機関である大学評議会の下に設置されており、大学全体として整合性をもって意思決定を行える仕組みになっている。また、自己点検・評価委員会に常設するIR専門委員会やAP小委員会での分析結果を活用することで、エビデンスに基づく検証や意思決定が可能になっている。こうした内部質保証体制での実績として18提言を踏まえた中期計画追加・補訂項目の策定と教学改革の実行が挙げられる。

学部・研究科レベル、授業レベルにおいては、3ポリシー及びそれに基づく方針に沿って自己点検・評価を実施し、自己点検・評価委員会が検証することで全学的な整合性を確保している。

従って、本学の内部質保証システムは適切に運用され有効に機能していると評価できる。

2.1.4.教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の正確性、信頼性
- 公表する情報の適切な更新

本学は、「学校法人東京女子大学情報公開に関する規程」に基づき、本法人の運営及び教育研究活動等に係る社会的説明責任を果たすことを目的に、本法人及び本学の基本情報・法人の経営及び財務に関する情報・大学の教育研究活動に関する情報・評価に関する情報・その他の情報（法令により公表しなければならない情報等）を本学公式サイトに掲載し、公開している【2-34】。特に、学校教育法施行規則172条の2に定める項目及び財務情報については、「情報公開」のページを設け集約して掲載している。

「自己点検・評価、認証評価等」のページでは、（公財）大学基準協会からの認証評価結果、これまでに実施した自己点検・評価報告書、外部評価結果報告書を掲載している。また、本学の教育成果を示すものとして、自己点検・評価委員会が実施した各種アンケート結果や、AP事業の一環で行ったアセスメント結果についても可能な限り掲載し、一般に公開している。2021年度からは「内部質保証の方針・手続き」、「内部質保証の体制図」、「3ポリシー策定の全学的な基本方針」を併せて公開し、本学の内部質保証体制や手続き、内部質保証の起点となる3ポリシーの策定単位、策定方針、及び運用方法を明示している。

情報の得やすさの観点から「東京女子大学 情報公開」ページを設けるほか、サイト全体の構成についても体系性に留意している。情報の公開にあたっては、広報委員会【2-

35】がその方針を定め、広報作業委員会および広報課が中心となって学内の情報を集約し、定期的な更新に努めている。担当部署においても情報の正確性と信頼性を定期的に確認し、適切な更新を行っている。

2.1.5.内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
- 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

2021年度より、「内部質保証体系図」に示す本学の内部質保証システムが適切に機能しているかについて評価するため、学外委員3名を含む全学内部質保証体制評価委員会を設置した【2-36】。公正を期すために学外者による評価を行うこととしたが、内部質保証体制への評価という性質上、本学の教育について精通していることを条件として学外理事、卒業生より各1名、客観性、公共性に鑑みて企業人より1名を選任した。1年に一度、1年間の内部質保証推進状況について自己点検・評価委員長より報告を行い、書面により外部評価を行う予定である。「東京女子大学 内部質保証の方針・手続き」を基準とする。

2021年度は3月に外部評価を行う予定である。

外部評価結果は自己点検・評価委員長から自己点検・評価委員会に報告を行う。改善策についても自己点検・評価委員会で検討し、全学的事項については大学評議会に提言を行うことが想定される。

2.2.長所・特色

全学的なPDCAサイクルを担う組織、3階層にわたる意思決定プロセスを体系図に簡潔にまとめ、各レベルでのPDCAサイクルと階層間の連携について明確化している。また、全学的な内部質保証体制について定期的に外部評価を受けられる体制を整備していることも評価できる。

AP事業期間中に構築した体制やアセスメント・モデルを、既存の内部質保証体制に組み込み、強化した。補助事業期間終了後も、AP小委員会を中心に、コストやマンパワー、学生のアンケート疲れなどを考慮し、持続可能性をもってアセスメントを実施できるよう検討を重ね、アセスメント・プランの改善に努めている。自己点検・評価委員会をはじめIR専門委員会、AP小委員会を中心として、全学を挙げて学修成果の継続的に取り組み、内部質保証体制に寄与していると評価できる。

学内外のデータによる分析や自己点検・評価を受けて、自己点検・評価委員会から将来計画推進委員会に提言を行うなどのアクションを取っている（各指標の説明は基準4⑥参

照)。将来計画推進委員会では、提言を踏まえ中期計画の追加・補訂項目を策定しており、学内の現状、学生のニーズ、社会の要請などを多様な指標から汲み取った結果が、3つのセンター設置やデータ・サイエンス副専攻創設といった具体的な教学改革に結びついている。したがって、内部質保証体制は有効に機能していると評価できる。

2.3.問題点

内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会では、全ての部署のPDCAサイクルを把握するに至っていない。今後は、2021年度より試行開始した「PDCAサイクルチェックシート」を活用して、内部質保証に係る部局の状況把握に努める。各部局には「内部質保証体系図」「内部質保証の方針・手続き」の確認と「PDCAサイクルチェックシート」作成を合わせて依頼することで、自己点検・評価やPDCAサイクルの考え方をさらに浸透させていく。

第Ⅲ章 教育研究組織

3.1.現状説明

3.1.1大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点

- 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成と適合性
- 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
- 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

東京女子大学の理念と目的は、「キリスト教を教育の根本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教養を授け、専門の学術を教授研究し、もって真理と平和を愛し人類の福祉に寄与する人物を養成すること」である【1-4 第1条】。この理念・目的に基づいたリベラル・アーツ教育が本学の教育方針である。理念・目的を実現するために以下に掲載のとおり現代教養学部、大学院人間科学研究科（博士前期課程・博士後期課程）、理学研究科（博士前期課程・博士後期課程）の1学部2研究科および研究機関等を設置している。次ページに掲載する組織図参照のこと。

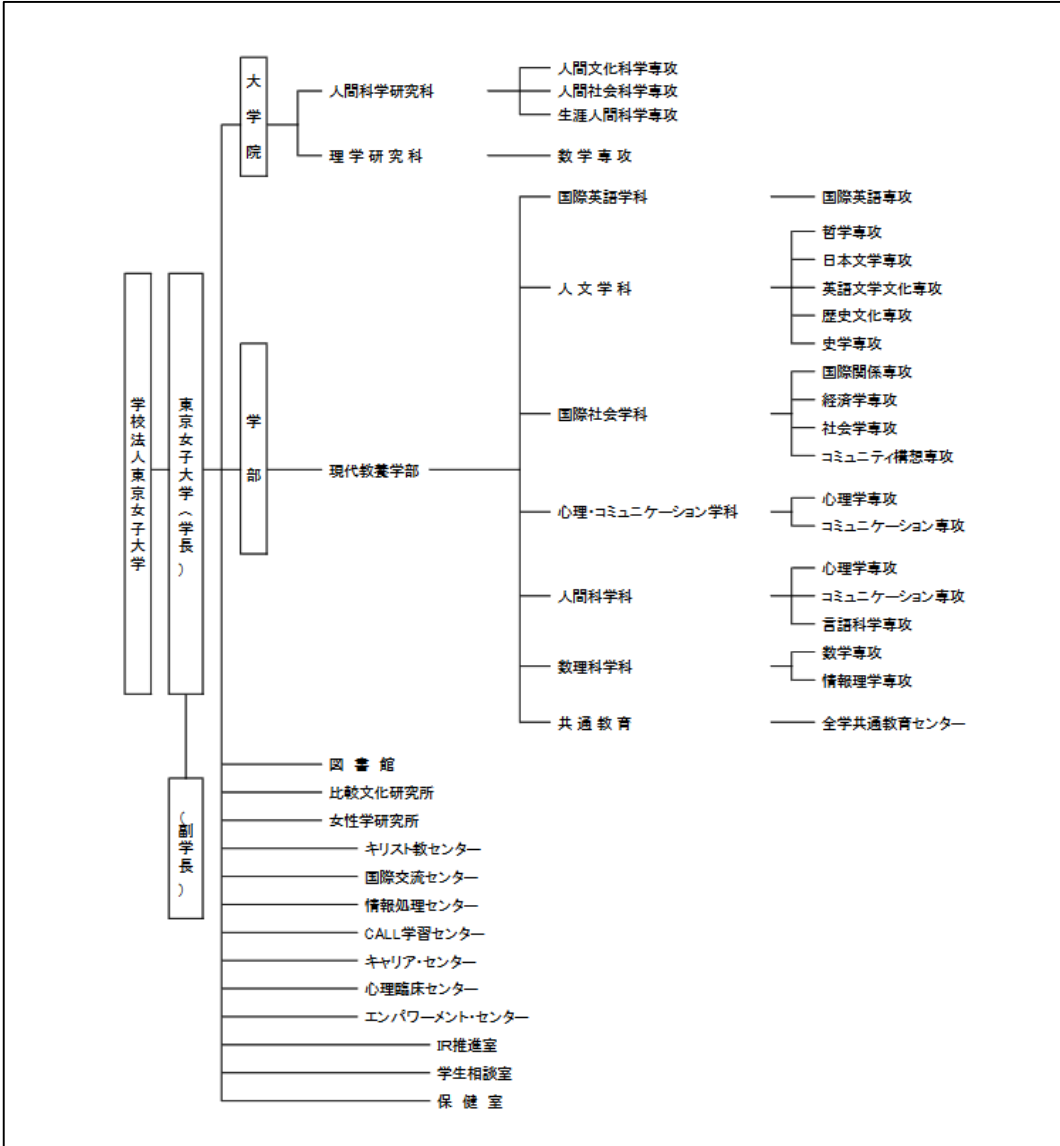
<現代教養学部>

現代教養学部は、2018年度に再編し現在の5学科12専攻の体制となった。新設した国際英語学科及び心理・コミュニケーション学科では、社会との接点を自覚してグローバルで実践的な学びを取り入れることを目的とし、より現代の要請に適合する形で展開している【3-1,3-2】。新設2学科を含む全5学科により、分野横断的に学ぶことのできるリベラル・アーツ教育を展開している。

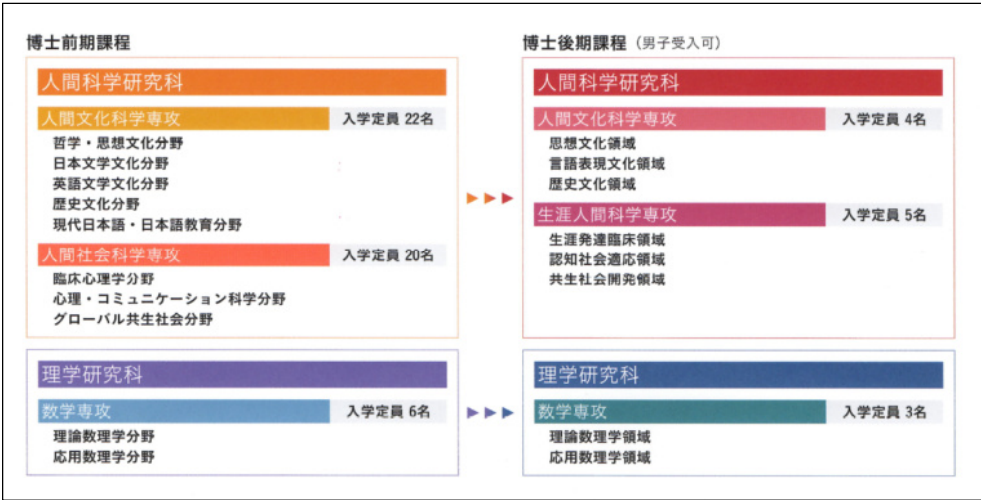
各学科の目的は、東京女子大学学則第4条第2項以下に定めている【1-4】。

<大学院研究科>

大学院の各課程、研究科、専攻、研究分野は次ページに掲載する図のとおり構成されている。人間科学研究科、理学研究科の目的は東京女子大学大学院学則第5条第2項以下に定めている【1-5】。いずれの研究科も学部の専攻分野の研究を一貫して深めることができる構成である一方で、学際的な視点を併せ持つことにより、社会が求める研究を展開することができる組織になっている。



【6-1 別表第2（第2条第2項関係）】



【3-3 p.1 大学院の構成】

研究組織としては、比較文化研究所、女性学研究所が設置されている【1-4 第41条】。

比較文化研究所【3-4】【3-5】は、ハーバード燕京研究所の支援を得て、「比較文化」を冠した日本最初の研究所として、1954年に「人文・社会・自然の諸領域における比較文化的研究及び日本キリスト教史・キリスト教文化に関する研究と資料の収集を行い、併せて国内外の学術交流に貢献することを目的」として創設した。

女性学研究所【3-6】【3-7】は、女性学の奨励と発展に貢献する目的のもと、1990年に比較文化研究所から独立し設立された。本学が展開するSDGsの活動の一環で、女性学研究所ではジェンダー教育、啓発に関するセミナーを行っている。研究と学生を結ぶWoman's Caféでは、様々な領域におけるジェンダーの問題を考える場となっている【3-8】。また、研究所の成果を本学の教育に還元するため、学部授業の企画・運営を行っている【3-9】。

両研究所とも、国内外の教育研究機関・研究者との交流促進、共同研究により、高等教育機関としての研究を推進している。国際的な交流としては、比較文化研究所は2021年度に上海外国語大学日本文化経済学院日本研究センターとの間で協定を結び、「近代日本の中国都市体験」という国際共同研究を開始した【3-10】。同大学とは大学院のダブルディグリー制度の協定も締結しており【3-11】、大学院生を含めた比較文化研究の促進が期待できる。

2020年に比較文化研究所、女性学研究所、その他の教育関連組織を横断する形で、「アジア・フォーラム」というプロジェクトを立ち上げた【3-12】。1918年の創立以来、本学がアジアの女子高等教育機関のパイオニアとして継続的に行ってきたアジアに関する研究および教育活動の可視化および奨励を目的としている。

このほか、教育関連施設として、図書館、キリスト教センター、全学共通教育センター、情報処理センター、CALL学習センター、心理臨床センター、エンパワーメント・センターなどを置いている。

また、学内での検証を踏まえた中期計画【1-17】に基づき、既存の組織体制に加えて、以下の3つのセンターの設置を決定している。

(1) 教育・学修支援センター (CTL)

ICT機器操作・接続サポート、オンライン授業受講サポート、オンラインワークショップの実施などを行う予定である。(関連：基準 7p.69(1)①④ 参照)

(2) AI・DS教育センター

全学共通カリキュラムの数理・データサイエンス・AI教育の運営を担当する。

(3) 英語教育研究センター

全学科横断的に英語力向上を図る拠点とする。

上記のうち、(2)および(3)については、「分野横断的・文理横断的なカリキュラムを全学的に構築し、先端技術の進歩にともなう急激な社会変化にも対応できる学生の育成」を目標としている【2-26】【3-13】。(データ・サイエンス副専攻について p.33(2)③、英語教育全体の見直しについて p.47 参照)

以上のとおり、本学の教育研究組織は、教育理念・目的実現のため適切な組織体制を敷いている。国際的な研究の推進、奨励を行う組織体制として比較文化研究所や女性学研究所を挙げることができ、大学を取り巻く国際的環境に配慮していると言える。また、学内の各部局による検証を踏まえ、学問の動向、社会的要請に鑑みて、新たに3つのセンターの設置を決定していることも評価できる。

3.1.2.教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を設置し、大学全体の組織を全学的に検証することができる【2-8 第6条】。改善プロセスは以下の通りである。自己点検・評価委員会は、専門委員会の自己点検・評価結果や分析、報告を受け、全学的な見地から適切性を確認する。点検評価等を踏まえ、適宜将来計画推進委員会へ提言を行う。これを受けて将来計画推進委員会で具体的な改善策を検討し、実行に移している。組織を改編する場合は、教授会、大学院合同研究科会議、大学評議会の議を経て、その意見を徴し学長の提案に基づき、理事会で決定する【2-9 第6条】。

内部質保証体制の中で教育について定期的に自己点検・評価を行い、その改善プロセスにおいて、組織についても改善を図ってきた。

基準2に記載した「18 提言」において、自己点検・評価委員会は「Society5.0 を意識した新たな教育プログラムの導入」「遠隔授業の活用」「語学力強化」と英語に関する組織間の協力体制について言及している【2-25】。これを受け、将来計画推進委員会では「中期計画追加・補訂項目」において、「データサイエンス力の強化および ICT 活用教育・学修の支援体制の構築」「英語教育研究センターの設置」を明記している【2-26】。

「中期計画追加・補訂項目」は、将来計画推進委員会の提案により、2021 年 3 月大学評議会の審議を経て理事会で承認を得ており【2-26 表紙】、2021 年度から上述のとおり3つのセンターの設置に向けた準備を開始している。

このように、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会と専門委員会による検証を受け、全学的な見地から提言がまとめられ、規定した組織における審議を経て、教育研究組織の改善が中期計画の中に具体的に反映されている。

3.2.長所・特色

自己点検・評価委員会の検証を基にした 18 提言を踏まえ、新たなセンターの設置が決定されたことは、内部質保証体制が有効に機能し、教育研究組織においても改善が図られた実

績として挙げることができる。また、教育研究組織の強化にあたっては、Society5.0 に向け活躍できる人材養成を念頭に置き、社会的要請や学問の動向に鑑みて中期計画追加・補訂項目の策定を行っており、全学を挙げて計画的に取り組んでいると評価できる。

3.3.問題点

国際交流センター、CALL 学習センター、キャリア・イングリッシュ・アイランド（基準 7 p.71 参照）など、英語学習に関連した組織、施設が複数あり、リソースが分散している。今後は、上述の「長所・特色」に記載するとおり、英語教育について全学科横断的に英語力向上を図る拠点とする「英語教育研究センター」を新設し、既存の組織を集約する方針である。本学の英語教育を組織面からも強化を図っていく。

第Ⅳ章 教育課程・学習成果

4.1.現状説明

4.1.1.授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

「キリスト教の精神をもって人格形成の基礎とし、リベラル・アーツを柱とする女子高等教育を行う。」という建学の精神、「教育基本法及び学校教育法に従い、女子高等教育を行うことを目的とすること」、「キリスト教の精神をもって、人格形成の基礎とする」という教育目標、「キリスト教の精神を教育の根本方針となし、女性に高度の教養を授け、専門の学術を教授研究し、真理と平和を愛し人類の福祉に貢献する人物を養成する」という教育理念・目的に基づき、「東京女子大学グランドビジョン 育成する人物像」を定め、教育方針（3 ポリシー）を策定している【1-12】。また、2021年に策定した「3 ポリシーの策定のための全学としての基本方針」により、3 ポリシー相互の一貫性、整合性、また学部と研究科の統一性を確認することとしている【2-23】。

学位授与方針は、学部においては現代教養学部を1つの単位として、研究科においては課程別専攻ごとに定めている。

学部では、「建学の精神であるキリスト教精神に基づくリベラル・アーツ教育により、「専門性を持つ教養人」として人類・社会の問題解決に貢献し得る女性を育てるために、以下の能力を身につけ、かつ学則に定める所定の単位を修得した学生に、卒業を認定し、学位（学士）を授与」するとし、学生が身に付けているべき資質・能力・姿勢について次のとおり定めている。

- 1.人間・社会・自然に対する理解を深め、広範で多様な知識を身につけている。
- 2.自分の専攻分野に関する方法論と専門知識を身につけ、さらに自分の専攻分野に隣接する分野について基本的な内容を理解している。
- 3.知識を活用し、論理的思考力に基づいて、問題を発見し、解決する能力を身につけている。
- 4.他者の表現を適切に理解し、自らの考えを論理的に表現し、建設的な議論を行うことができるコミュニケーション能力を身につけている。
- 5.異なる考えや意見を受け入れる力を身につけ、多文化共生社会への理解を深め、他者を尊重し協働できる力を身につけている。
- 6.主体的に学び続け、自己を確立し、自らのキャリアを構築する姿勢を身につけている。

研究科では、研究科ごとに教育理念、目的を掲げ、博士前期課程、博士後期課程のそれぞれにおいて、専攻毎にディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を定めている。

博士前期課程では、「東京女子大学大学院は、建学の精神であるキリスト教の精神に基づく学問研究および教育の機関として、研究者にふさわしい人格を陶冶し、教養を備えた高度な専門的職業人を育成するために、以下の能力を身につけ、かつ、学則に定める所定の単位を修得し、修士論文を提出してその審査および最終試験に合格した学生に、学位（修士）を授与」するとし、人間科学研究科人間文化科学専攻では、学生が身に付けているべき資質・能力・姿勢について次のとおり定めている。

- 1.自らの専攻分野に関する方法論と専門知識を身につけ、さらに学際的視点からの研究を可能にするため、他分野の方法論と専門知識を一定程度身につけている。
- 2.人文科学の専門知識を自立的に運用するための資料読解力・精査力および問題分析力を身につけている。
- 3.研究成果を国内外に発信する表現力と建設的な議論を行うことができるコミュニケーション能力を身につけている。
- 4.高度な専門的職業人あるいは独創性のある研究者として社会に貢献することを目指して、主体的に学び続け、自己を確立し、自らのキャリアを構築する能力を身につけている。

博士後期課程では、「東京女子大学大学院は、建学の精神であるキリスト教の精神に基づく学問研究および教育の機関として、研究者にふさわしい人格を陶冶し、教養を備え、学術上の貢献をなしうる高度な専門的職業人を育成するために、以下の能力を身につけ、かつ、学則に定める所定の単位を修得し、博士論文を提出してその審査および最終試験に合格した学生に、学位（博士）を授与」するとし、人間科学研究科人間文化科学専攻では学生が身に付けているべき資質・能力・姿勢について次のとおり定めている。

- 1.自らの専攻分野に関する方法論と専門知識を高度に身につけ、さらに学際的視点からの研究を可能にするため、他分野の方法論と専門知識を一定程度身につけている。
- 2.「人間の文化」が直面する課題を把握し、分析する能力と、問題解決に必要な方法論、知見、洞察力を身につけている。
- 3.研究成果を国内外に発信する表現力と建設的な議論を行うことができるコミュニケーション能力を身につけている。
- 4.当該分野において十分な研究業績を有し、学術上の貢献をなしうる自立的な研究能力と、将来にわたり高度な専門的職業人および独創性のある研究者として社会に貢献しうるキャリアを構築する能力を身につけている。

学部および研究科のディプロマ・ポリシーは、学生に毎年配付する『履修の手引き』、『大学院履修便覧』や『専任教員ハンドブック』、『非常勤講師ハンドブック』に記載して周知するとともに、本学公式サイトに掲載することにより、学生の保護者や本学に関心を持つ方、入学希望者、社会人等にも広く情報を公表している。

以上のことから、学部、研究科の学位授与方針は、大学としての一貫性、整合性を確保しており、学生が修得すべき知識、技能、態度等当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与の方針を定め、公表していると言える。

4.1.2.授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
- 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

建学の精神および教育理念、目的に基づき、育成する人物像、学部及び研究科の教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、ディプロマ・ポリシーに基づき教育課程の編成・実施方針を定めている。

教育課程編成・実施の方針は、学部においては現代教養学部を1つの単位として、研究科においては課程別研究科ごとに定めている。

これらは、『履修の手引』【1-13 p.4-5】、『授業科目の概要』【4-1 p.2-3】、『大学院履修便覧』【1-14 p.42,64,128,136】、本学公式サイトで公表しており、教員には『専任教員ハンドブック』【1-6 p.7-22】、『非常勤講師ハンドブック』【4-2 p.6-20】を通じて周知している。

<学部>

学部では、「東京女子大学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる能力を身につけるために、以下の方針に基づいて、全学共通カリキュラムと学科科目を2つの柱とするリベラル・アーツ教育を行います。」とし、ディプロマ・ポリシーを保証するため、教育課程編成、教育内容・方法、学修成果の評価を下記のように定めている。

教育課程の編成

1.広範で多様な基礎的知識と基本的な学習能力の獲得のために、「リベラル・スタディーズ」と「アカデミック・スキル科目」の2つの科目群からなる全学共通カリキュラムを編成する。

- 2.専門的な方法論と知識を学ぶために、学科科目を体系的かつ順次的に編成する。
- 3.授業科目の到達目標・内容に応じた多様な形態の授業科目（講義科目、演習科目、実習科目）を配置する。

教育内容・方法

- 4.実践的な議論を通じて、知識の活用能力、論理的思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、他者を尊重し協働できる力を養うために、全学年を対象に、参加型の少人数教育を行う。
- 5.本学における学修の基盤となる基礎学力及び学習方法を習得し、主体的な学びの姿勢を養うために、アクティブ・ラーニングによる初年次教育を行う。
- 6.女性の自己確立とキャリア探求の基礎をつくるために、女性学・ジェンダー的視点に立つ教育を行う。
- 7.自分の専攻分野以外の学問領域への関心を広げ、学際的視点を養う全学共通の教育プログラムとして、日本語教員養成課程、キャリア・イングリッシュ課程、副専攻を設置する。
- 8.教育成果の段階的な測定とそれに基づく適切な学習指導を行うため、4年次学生を、卒業研究を行うことが可能な者と位置づけ、全学科で3年次から4年次への進級条件を設ける。

学修成果の評価

- 9.学士課程の集大成としての卒業研究（卒業論文、Final Presentation、講究）を全学科必修とし、目標とする能力を身につけることができたかを、ルーブリックを用いて評価する。
- 10.本学のリベラル・アーツ教育の学修成果について、直接的指標と間接的指標を用いて、多角的視点からの評価を行う。

研究科においては、博士前期課程、博士後期課程のそれぞれにおいて、研究科毎にカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を定めている。

<大学院研究科>

博士前期課程

「東京女子大学大学院はディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけた「教養を備えた高度な専門的職業人」を育成するために、以下の方針に基づく教育を行います。」とし、人間科学研究科では以下のとおり定めている。

教育課程の編成

- 1.広い学問的視野と柔軟な学問的姿勢を獲得し、各研究分野に共通する研究能力を育成するために、専攻共通科目を編成する。

- 2.各分野の研究方法に習熟し、専門性を深化させるために、研究分野科目（コースワーク）を編成する。
- 3.科目の体系性及び順次性を確保するために、研究分野科目に基礎科目と専門科目を設置する。
- 4.専門的研究能力を向上させ、学位論文作成を可能にするために、専攻共通の専門科目として「論文指導演習」（リサーチワーク）を設置する。
- 5.深い教養を備えるとともに、学際的な研究を可能にするために、他専攻の科目を履修することができるカリキュラムを編成する。

教育内容・方法

- 6.学生が自主的・主体的な研究能力を身につけるために、参加型の少人数の演習形式の授業、事前に与えられた課題に取り組むことを前提とした反転授業を実施する。
- 7.柔軟で開かれた知見を獲得させるために、副指導教員制を設定する。
- 8.適切な指導を行うために教育成果の段階的測定、それに基づく客観的評価を行う。
- 9.学位論文指導を計画に沿って実施するために、学生と教員および教員間で論文作成および論文指導に関する計画を共有する。

学修成果の評価

- 10.博士前期課程の集大成としての修士論文を必修とし、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力を身につけることができたか評価するために、複数の評価者による論文審査および最終試験を実施する。

<大学院研究科>

博士後期課程

「東京女子大学大学院はディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけた「教養を備え、学術上の貢献をなしうる高度な専門的職業人および独創的な研究者」を育成するために、以下の方針に基づく教育を行います。」とし、人間科学研究科では以下のとおり定めている。

教育課程の編成

- 1.学際的視点および女性学・ジェンダーの視点を獲得し、新たな研究領域を拓くことができるようにするために、研究科共通科目を設置する。
- 2.各分野の研究方法に習熟し、専門性を深化させるために、「特殊研究」（コースワーク）を設置する。
- 3.科目の体系性を明示するために、「特殊研究」を2専攻（人間文化科学専攻および生涯人間科学専攻）に置き、それぞれの専攻において3領域に編成する。
- 4.専門的研究能力を向上させ、学位論文作成を可能にするために、専攻共通の専門科目として3年間必修の「論文指導演習」（リサーチワーク）を設置する。

5.深い教養を備えるとともに、学際的な研究を可能にするために、他専攻の科目を履修できるように柔軟なカリキュラムを編成する。

教育内容・方法

6.学生が自主的・主体的な研究能力を身につけるために、参加型の少人数の演習形式の授業、事前に与えられた課題に取り組むことを前提とした反転授業を実施する。

7.柔軟で開かれた知見を獲得させるために、研究報告書講評などにおいて、複数の教員が指導する体制を設定する。

8.適切な指導を行うために教育成果の段階的測定、それに基づく客観的評価を行う。

9.学位論文指導を計画に沿って実施するために、学生と教員および教員間で論文作成および論文指導に関する計画を共有する。

学修成果の評価

10.博士後期課程の集大成としての博士論文を必修とし、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力を身につけることができたか評価するために、原則として外部審査委員を含めた複数の評価者による論文審査および公開の最終試験を実施する。

学部では、ディプロマ・ポリシーに基づいて各学科、専攻の教育目標を策定しており、学生がディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを理解したうえで勉学の計画を立て、授業の履修計画を立てることができるように、教育目標と授業科目との関連性を示す「教育目標、カリキュラム・マップ、コースナンバリング」【4-3】を策定し、教育目標と開講する授業科目との関連等を視覚的に示している。これは、本学公式サイトを通じて学生、教員だけでなく、広く社会にも公表している【4-4】。

授業科目コード	授業科目	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8	DP9	DP10	単位数	国際社会科学の必修・選択必修・選択の別	履修年次	コースナンバリング	特選から授業科目
234208	地域共生とイノベーション		○		○							2	選択	2・3・4	200	
234209	コミュニティとリスク				○	○	○					2	選択	2・3・4	200	
234210	ホスピタリティ論		○		○							2	選択	2・3・4	200	
234211	コミュニティ・デザイン論	○	○		○							2	選択	2・3・4	200	
234212	グローバル化とまちづくり	○	○			○						2	選択	2・3・4	200	
234213	世界遺産学A		○			○						2	選択	2・3・4	200	
234214	世界遺産学B		○			○						2	選択	2・3・4	200	

【カリキュラム・マップ一例:コミュニティ構想専攻】

研究科博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ作成した『修士論文作成の手引』により、学生が博士前期課程の集大成である修士論文を完成させるまでの履修および研究指導について明示し、学生が見通しを立てられるよう配慮している【4-5】。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、定期的（学部においては4年ごと、研究科博士前期課程においては2年ごと、博士後期課程においては3年ごと）に教務委員会、大学院委員会が検証を行い自己点検・評価委員会に報告し、自己点検・評価委員会が確認を行っている【2-18 報告事項7】【2-24】【4-6】。

以上のことから、学部、研究科の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針に関連し、大学としての一貫性、整合性を確保しており、教育の内容とともにその実施方法を明確にした教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると言える。

4.1.3.教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

本学では、建学の精神、教育理念・目的、「東京女子大学グランドビジョン」に基づくディプロマ・ポリシーおよび教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき教育課程を編成している。【1-12】

<現代教養学部>

(1)リベラル・アーツ教育の2つの柱：全学共通カリキュラム・学科科目

学部においては、創立以来「キリスト教を基盤としたリベラル・アーツ教育」を教育の根幹としている。単なる知識や技能を身につけることだけではなく、その知識や技能を活かして、現代社会の多様な課題を主体的に解決することができる、広い識見と創造性を有した「専門性を持つ教養人」を育成することを目標とし、全学共通カリキュラムと学科科目の2つの柱による学修により、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるためのリベラル・アーツ教育を行っている。

①全学共通カリキュラム 【1-13 p.67】【4-7】

全学共通カリキュラムは、専門領域を超えた学習により、幅広い視野と深い識見を養い、現代の諸問題に向き合う判断力を身につけることを目的とした「リベラル・スタディーズ」と、本学での勉学を完成する上で必要とされる基礎学力・学習方法を習得するための「アカデミック・スキル科目」の2つの科目群より成っている。

「リベラル・スタディーズ」には、総合教養科目、挑戦する知性科目、キリスト教学科目、「アカデミック・スキル科目」には外国語科目、日本語科目、情報処理科目を設置し、全人的成長、教養人としての資質の向上を目指している。

1)リベラル・スタディーズ

(a)総合教養科目 【1-13 p.30,68】【4-7 p.2-5】

6領域から構成され、必修科目を含め、各領域の授業科目を必ず履修することにより、広範で多様な基礎知識を獲得することができるようにしている。特に、本学の教育理念や特色を活かした「女性の生きる力」「女性のウェルネス」の2つの領域では、女性のリーダーシップを育成し、学生の自己確立とキャリア構築の基礎をつくることを目指している

【3-9】【4-8】。また、「人間と自然科学」領域に、文系学生向けの数学科目を設置し、論理的思考力の育成や文理融合の学びの促進を目指している。

(b)キリスト教学科目 【1-13 p.35,70】【4-7 p.6-7】

教育の根本であるキリスト教の精神を学ぶ「キリスト教学科目」を設置している。本学の歴史や、建学の精神であるキリスト教とその土台である聖書の内容を学ぶ「キリスト教学I（入門I）」【1-8】および「キリスト教学I（入門II）」を1年次の必修科目としている。（基準1 p.4参照）

(c)挑戦する知性科目 【1-13 p.34,70】【4-7 p.5】

東京女子大学グランドビジョンに掲げる、育成する人物像を実現するための学びとして、体験的、実践的な学びを重視し、2018年度より設置している。キャリアを主体的に構築し続ける力や国際的視野と外国語運用能力を養うことを目的とし、以下の授業科目等を設置している。

・「女性の起業」【4-9】

女性が社会進出するための重要なルートである「起業」について基礎的な知識を習得するとともに、授業内で商品開発に向けたグループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーションといった一連の課題に取り組む。本学エンパワーメント・センターが実施する「ビジネス・プランニング・コンテスト」と連携しており、授業での成果をもとに同コンテストに応募することができる。（基準9 p.92-93参照）

・「ニューヨーク国連研修」【4-10】

ニューヨーク国連本部に勤務した卒業生たちの尽力により、2017年度に設置された。本学での夏期集中授業とニューヨーク国連本部での海外研修から構成される授業科目である。国連職員によるブリーフィングを受け、質疑応答や意見交換を英語で行うことで、グローバルな視点で活躍する女性を育成することを目指している。研修には国連ガイドツアー、日本代表部訪問、国連で働く卒業生との交流が含まれており、国際的視野を広げる機会としている。【4-11 p.26 参加者の声】

・「ケンブリッジ教養講座」【4-12】

第2代学長安井てつが英国ケンブリッジ大学ヒューズホールで学んだ縁により実現した科目である。ヒューズホールの学寮に滞在し、現地教員によるイギリスの政治や文化についての授業を受講する。期間中は現地大学院生がプログラム・アシスタントとして授業補助や休日イベント企画などを行う。この講義では、参加学生が英語による講義・演習・レポート作成・プレゼンテーションを通して本学の教育理念であるリベラル・アーツに触れ、国際人としての広い社会的視野と深い見識を身につけることを目指している。【4-11 p.26 参加者の声】

2)アカデミック・スキル科目

(a)外国語科目 【1-13 p.36-38,71-73】【4-7 p.8-12】

第一外国語と第二外国語をともに必修としている。

第一外国語科目については、2018 年度に教育課程改正を行い、上級学年に至るまで段階的、継続的に英語を学習できるよう履修年次を設定している【4-13】。また、学生一人ひとりのニーズに合った英語力強化のため、選択必修科目に「English for Specific Purposes」「English Proficiency Test Classes」の2領域を設け、前者には「Business English A/B」【4-14】「Tour Guide Interpreting A/B」【4-15】の2科目を新設している。いずれの授業科目も、アクティブ・ラーニング（A科目）、女性のキャリア構築の視点（C科目）、国際的視野（G科目）等を取り入れた特徴ある授業科目に該当している。

第二外国語は、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語の5ヶ国語から1言語を1年次の選択必修としている。さらに選択科目として各言語について読解、作文と文法、会話の授業を設け、学生の関心と必要に応じて履修することにより、言語だけではなく、その背景にある文化も学ぶことにより、世界の多文化を理解できる。さらにヨーロッパ古典語であるギリシア語、ラテン語の初級と中級を設置し、学生が西洋古典語の原典を読み解く力の基礎を身につけ、西洋の思想・文化の理解を深めることができる。

(b) 情報処理科目 【1-13 p. 39, 73】 【4-7 p. 14-15】

高度情報化社会に対応できる女性の育成を目指し、2018年度より必修とする単位を2単位から4単位に増やした。コンピュータを使用し、コンピュータやネットワークの基礎的なスキルや知識を習得することができる。

(c) 日本語科目 【1-13 p. 39, 73】 【4-7 p. 13】

4年次に取り組む卒業研究（卒業論文、Final Presentation、講究）に向けて、大学で学ぶ上で必要な日本語表現力として、論理的な文章表現・口語表現のスキルを身につけることを目的とする「日本語表現法」を置いている（履修者は1、2年次学生限定）。2000字前後の論述文作成ができることなどを到達目標とし、文章作成だけでなく、資料収集、ディスカッション、プレゼンテーションなどを行うアクティブ・ラーニング科目である。

【4-16】

② 学科科目

学科科目では、所属学科の学問的方法を体系的かつ順次的に学ぶことを通して、目先の変化に惑わされず、多くの情報から本質を見抜く洞察力と判断力を身につけることを目指している。

1) 卒業研究について 【4-1 p.156,402(例:国際英語、数学)】

学位授与方針に掲げる「知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力などを総合する力を身につける」ことを目的とし、学びの集大成として卒業論文・卒業研究を全学科の学生に課している【4-17 第76条】【4-18】。研究を進めるにあたっては、4年次演習担当教員が学生一人ひとりの進捗状況を把握しながら、指導や助言を行っている。

2) 順次的、体系的な教育課程編成 【1-13 p. 40-56】

国際英語学科、人文学科、国際社会学科、心理・コミュニケーション学科の4学科で

は、1年次から4年次までの必修の演習を軸とし、広く基礎的な知識と技法を修得して専門を学ぶ基礎を築く入門、基盤（基礎）講義、基盤（基礎）演習の各授業科目と、専門知識の習得、高度な知識の蓄積のための特殊（応用）講義、発展演習、特殊演習の各授業科目、そして卒業論文を配している。

数理科学科では数学基礎、数学・情報理学の各領域、基盤演習、数理科学演習、講究および関連科目を配している。いずれの学科においても、自らの専攻科目だけではなく、学科共通科目を中心に学科科目を横断的に学ぶ教育課程となっている。

3) 演習を中心とした少人数の参加型授業【4-19 特色04】

演習科目（少人数クラスでのゼミ形式の授業科目）を軸として、4年間のカリキュラムを編成している。演習科目を通して、ディスカッションやプレゼンテーション能力、協働して問題解決する力、自ら考える力を養う。

1年次は、アクティブ・ラーニングによる初年次教育を通して、本学における学修の基盤となる基礎学力及び学習方法を習得し、主体的な学びの姿勢を養っている。2年次以上においても、知識や方法論を積み上げながら論理的思考力、主体的な課題探求力や問題解決力を育成している。また、4年次に、卒業研究（卒業論文、Final Presentation及び講究）に取り組むことを通して、それまでに獲得した知識やスキルを有機的に統合し、自らの課題に取り組み、問題解決につなげていく能力や姿勢を育成している。

4) 卒業研究年次への進級条件

本学では、4年次を卒業研究完成年次と位置づけ、3年次から4年次への進級には総修得単位数の要件に加え、卒業研究に必要な力を身につけるための授業科目の単位修得も要件としている【4-17 第65条】。

（2）分野横断的な学び

- ①学科横断型の学びを通して自分の専攻以外の学問領域への関心を広げ、学際的視点を養うため、多くの授業科目において他学科学生の履修を認めている。
- ②各自の問題意識、学習の目標に応じ、専門を超えた学習の場を提供するため、全学共通の教育プログラムとして、日本語教員養成課程【1-13 p.189】、キャリア・イングリッシュ課程【1-13 p.195】、副専攻を設置している。また、資格課程として学芸員課程、教職課程（一部の学科、専攻を除く）を設けている【1-13 p.183,166】。
- ③副専攻制度【1-13 p.202】では、専門と異なる学問領域についての関心を深め、学際的視点を養うことを目標として、テーマに合致する授業科目を一つのまとまりを持った学問領域として体系的に構成し、主体的な学びの機会を提供している。現在は「キリスト教学」、「女性学・ジェンダー」、「比較文化」の3つの領域について副専攻を設置している。変化する社会の状況やニーズに応じ、2022年度には、Society 5.0の実現に不可欠とされるデータ・サイエンスを新たな副専攻の領域として設置することが決定している【4-20-1,2】。
- ④上述のプログラムのほか、人文学科と数理科学科共通の学科科目として「文理融合演習

A」「文理融合演習B」を設置している【4-1 p.179,382】。この科目では、両学科の専門分野に共通する内容を取り扱い、学際的な学びを進めることを目的としている。2021年度は「文理融合演習A」（「数学の哲学の古典的文献の講読」）を開講し、シラバスには科目の到達目標として「数学について哲学的に考える」「数学と人文学の方法の類似点と相違点を提示する」「異なる学問分野を背景とする他者に自分の考えを説明する」ことなどを挙げている【4-21】。

（３）実践的体験的学びの強化

2018年度の学科専攻再編、教育課程改正により、実践的体験的学びを強化している。

①「挑戦する知性科目」新設（p.31(c)記述のとおり）

②国際英語学科新設【1-13 p.74-77】

2年次後期または3年次のスタディ・アブロード（海外研修）【4-22】を必修とし、英語力だけでなく、国際的視点から物事を考え行動する力、グローバル社会を生き抜く力などを培う。4年次には英語による卒業論文またはFinal Presentationを完成させる。

③国際社会学科コミュニティ構想専攻新設【1-13 p.98-100】

フィールドワーク、拠点実習（インターンシップなど、地域や職場での実践を行うためのプロジェクト方式の演習）等、実践的な手法を多く用い、問題解決能力を培う【4-23】。学び方を指導する科目として「実践的研究計画法（研究計画）・（研究構想）」を置き、学生一人ひとりが学際的・実践的な学びのプロジェクトを構想、計画するための指導を行う【4-24】。

（４）順次性、体系性の明示・主体的な学びの実現

カリキュラム・マップやコースナンバリング【4-3】を策定し、学生が学修計画を立てる上での指針としている。カリキュラム・マップには特徴ある授業科目を付記しており、アクティブ・ラーニング科目、ブリッジ科目（他学科との共有科目）、キャリア科目、英語力養成科目（英語による開講の科目）、グローバル科目（国際的視野を取り入れた授業科目）を提示している【1-13 p.66】。シラバスには「ディプロマ・ポリシーとの関連」の項を設け、カリキュラム・マップを参照して当該授業科目のディプロマ・ポリシーとの関連やコースナンバリングを確認しながら学修を進めることができる。

入学決定者に向けた「入学手続情報提供サイト」に「学習案内」を掲載し【4-25】、各科目の教育目標を正しく理解して学習計画を立てられるようにしている。「履修法の助言」として、専攻ごとに履修を推奨する科目について案内しており、専攻分野と有機的に関連付けながら知的関心に応じた履修を促している【1-13 p.75 例：国際英語】。

<大学院研究科>

研究科博士前期課程では、本学公式サイトに履修モデルを掲載するとともに、入学時に

配付する『修士論文作成の手引』に履修ガイドを掲載し、計画的な授業科目の履修と研究活動、修士論文作成の指針としている【4-5】。

博士前期課程【1-14 p. 44-51】

人間科学研究科博士前期課程においては、広い学問的視野と柔軟な学問的姿勢を獲得し、各研究分野に共通する研究能力を育成することを目的として専攻共通科目を設置している。さらに、各分野の研究方法に習熟し、専門性を深化させるための研究分野科目（コースワーク）と、専門的研究能力を向上させ、学位論文作成を可能にするための「論文指導演習」（リサーチワーク）を設置している。研究分野科目を基礎と専門に区分し、教育課程表に履修年次を明示することにより、科目を体系的、順次的に履修することができるようにしている。

理学研究科博士前期課程においては、数理科学のさまざまな問題に柔軟に対応できるような思考力と分析力を育成し、数理科学に対する広い視野を身につけさせるための講義と講究からなる専門科目（コースワーク）と、自発的な学修を促し、独自の課題発見能力と問題解決能力を育成する「論文指導演習」（リサーチワーク）を配している。

博士後期課程【1-14 p. 129-131】

人間科学研究科博士後期課程においては、学際的視点および女性学・ジェンダーの視点を獲得し、新たな研究領域を拓くことができるようにするため、「人間科学特殊研究（比較文化）」「人間科学特殊研究（女性学）」の2科目の専攻共通科目を設置している。さらに、各分野の研究方法に習熟し専門性を深化させるための「特殊研究」（コースワーク）を研究領域ごとに配置し、専門的研究能力を向上させ、学位論文作成を可能とするために3年間を通じて履修する「論文指導演習」（リサーチワーク）を単位化して博士論文を作成することができるようにしている。

理学研究科博士後期課程においては、幅広い学問的視野を養うと同時に、数理科学の探求に必要な専門的知識を身につけるための「特殊研究」（コースワーク）と、学術上の貢献をなす高い研究能力を培うための必修の「論文指導演習」（リサーチワーク）を配している。

（５）適切な単位の設定

大学設置基準第21条の趣旨を踏まえ、学則第10条の2および大学院学則第13条において、「15週にわたる期間を単位として行うものとする。」と定め【1-4 第10条の2、1-5 第13条】、その上で学則第11条および大学院学則第14条において「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」、講義、演習、実験及び実習、外国語科目ごとに学則に定めた基準により単位数を計算している【1-4 第11条、1-5 第14条】。

各授業科目のシラバスには、各授業回の教室外学習の内容とその時間の目安を記載し、

各授業科目の単位に必要とされる学修の内容と時間を明示している。

授業形態は、講義、演習、実験・実習を授業科目ごとに到達目標を達成するために適したものを定めている。

（６）適切な教育課程編成、実施のための教育課程マネジメント

学部、研究科それぞれの教務委員会が、学部、研究科レベルのマネジメントを担っており、その適切性について「東京女子大学 内部質保証の方針・手続き」に基づき点検を行う。学部、研究科レベルで行った自己点検・評価報告については、「自己点検・評価委員会」が全学的見地から検証し、議論と検討を経て、当該部署へのフィードバック、問題点の洗い出しおよび効果があがっている点の確認等の全学レベルのマネジメントを行う。

上述のとおり、現代教養学部では全学共通カリキュラム・学科科目の２つの柱からなるリベラル・アーツ教育を基盤として、分野横断的な学びを展開し、高度の専門性と幅広い視野、知識を備えることのできる教育課程となっている。2018年度の学科専攻再編と教育課程改正では、実践的体験的学びを強化している。そして、卒業論文、卒業研究を４年間の集大成と位置づけ、順次性、体系性をもって編成している。よって、「グランドビジョン育成する人物像」をかなえる教育課程として、適切に編成していると評価できる。

4.1.4.学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

シラバスにディプロマ・ポリシーとの関連の項を設けている他、授業回ごとの教室外学習内容と時間の目安を示して、学生が計画的に学習することができるようにしている。また、授業担当者から学生へのフィードバック方法の明示、特徴ある授業科目（アクティブ・ラーニングや英語による開講等）の明記により、学生の学習の活性化を図っている。

シラバス作成に際しては、各授業担当者に『シラバス作成要領』を配付し、「シラバス作成のためのガイドライン」に基づいた全学統一書式によるシラバスの作成を依頼している【4-26】。入稿された全てのシラバスは、『シラバス入稿確認要領』に基づき各学科・専攻主任、科目運営委員長等が確認し、改善が必要と判断される場合には授業担当者に改善を依頼することにより、教育の質を保証している【4-27】。また、専任教員には毎年FD委員会と教務委員会共催のFD研修「シラバス作成・成績評価について」を実施することにより、教育の質の保証、改善、向上を図っている【4-28】。授業内容とシラバスの整合性については、シラバス変更が生じた場合には学生に周知する他、学部では「学生による「授業評価アンケート）」【4-29】において授業内容とシラバスの整合性を問い、その結

果を教員が「『学生による授業評価』に関する検討会」で確認している。（基準4 p.45
⑨、基準6 p.66(2)②参照）

＜現代教養学部＞

学部では、適切な学修時間を確保し、単位の実質化を図るため、1年間の履修登録単位
の上限を資格課程の一部授業科目を除き44単位と設定している【4-17 第8条】。1年次学
生については、高等学校における学びをもとに本学における学びへと円滑に移行するた
めの授業科目、本学における体系的な学びの基盤となる授業科目を履修するため、自
学科科目の履修を20単位までと定めている【4-17 第12条】。一方、前年度のGPAが3.0
を超える学生については、その学習意欲に応えるため44単位を超えて授業科目を履修
することを認めている【4-17 第8条】。

また、毎年度初めには、学科・専攻、年次別にオリエンテーションを行い、教員が
当年度の『履修の手引』に基づいた学習指導、履修指導を行っている。特に新入生に
は、新入生全体オリエンテーションにおいて教務委員長より、4年間の履修計画を
立てることの重要性や、大学での単位修得には教室内学習と教室外学習が必要であ
ることを口頭で周知している。

アドバイザー制度を設け、履修登録科目に関することや学習の進め方に関すること
等を、前期の履修登録時および後期の登録訂正時の他、アドバイザーのオフィスア
ワーに相談することができる体制を整えている。また、成績不振や単位僅少の学生
にはアドバイザーが継続的に助言や指導を行っている【4-30】。

演習、実験及び実習、外国語科目では、少人数での授業を実施している。特に第
一外国語（英語）の必修授業では、プレイスメントテストの成績による習熟度別の
クラス編成を行っている【1-13 p.71】。演習におけるアクティブ・ラーニング、
挑戦する知性科目

「PBLキャリア構築講座」【4-31】や国際社会学科「コミュニティ拠点実習（
キャリア構想）」【4-23】等におけるPBLによる教育方法の工夫、CALL教室や
情報処理教室、図書館のプレゼンテーション・ルームの利用等により、授業科目
の目標や特性に応じて学生の主体的参加を促している。また、図書館では「
マイライフ・マイライブラリー 学生の社会的成長を支援する滞在型図書館
プログラム」の取り組みの一つとして、大学院学生が「学習コンシェルジェ」と
して学習全般やレポート作成などについて学部学生の支援を行っている【4-32】。

＜大学院研究科＞

研究科の学生には、課程および専攻・研究分野ごとに院生室が割り当てられて
おり、学生が切磋琢磨する場となっている。また、学会参加、海外における現地
調査に係る交通費、宿泊費、学会参加費、論文投稿費を給付する「東京女子大
学研究奨学金」を設け、学生の研究活動を促している【4-33】。

研究科博士前期課程では、入学年度に『修士論文作成の手引』【4-5】を配付し、
授業科

目の履修、修士論文提出までのスケジュール、研究指導および研究計画、修士論文計画、論文指導演習について明示するとともに、毎年度始めに実施する専攻・研究分野、年次別にオリエンテーションで指導している。

学生に指導教員と副指導教員を定め、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について複数の教員が指導を行う体制を整えている【1-14 p.53】。指導教員は、毎年度始めに学生と当該年度の研究計画について相談した上で、研究指導計画を説明し、指導の内容、方法等を記載した「研究指導計画書」を学生に提示する。学生は、「研究指導計画書」を受け、「研究計画書」（修士論文提出年度には「修士論文計画書」）を作成する【4-34】。この年度始めの指導および「論文指導演習」等の授業の中で学生の研究の進捗を確認し、指導している。

指導教員は、他大学の研究者や大学院学生との交流や研究の最前線に触れることができるよう、学生に学外の学会や研究会への参加を促している。

また、人間科学研究科の各専攻では、夏から秋に修士論文中間報告を実施しており、学生が指導教員を含む多くの教員から知見やアドバイスを得る機会となっている。

研究科博士後期課程では、入学年度に『博士論文提出までの流れ』を配付し、博士論文提出、最終試験、学位授与までのスケジュールを明示している【4-35】。学生は、毎年度始めに指導教員に研究計画書を提出し、指導教員が作成した「研究指導計画書」に基づき研究指導の説明を受ける。学生が毎年度末に1年間の研究の成果として提出する「研究報告書」に対し、指導教員および専攻の教員1名が講評、フィードバックする複数教員指導体制をとっている【4-36】。

また、学生の研究意欲を更に高め、見識を広げるため、各種研究集会への参加を促している。

4.1.5.成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

○学位授与を適切に行うための措置

<現代教養学部>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

(1)成績評価と単位の設定

各授業科目の成績評価は、シラバスで学生に周知した方法で行うこととし、B評価を「要求を満たす成績」と定めてS、A、B、C、FおよびXで評価し、C以上を合格として単位を認定している【4-17 第41条】。「卒業論文」も同様に成績を評価し、単位を認定している。

学部では、大学設置基準に則り、講義、演習、実験・実習、外国語の形態ごとに単位数を学則に定めている【1-4 第11条】。単位制度の趣旨に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することが実質的に行われるよう、シラバスには各

回の教室外学習の内容と時間の目安を記載している。

(2)成績評価基準の可視化

成績評価基準の可視化を図るため、本学における体系的な学びの基盤となるコア科目（全学共通カリキュラムの必修・選択必修科目）、1 年次演習、進級条件科目、卒業研究にループブリックを導入している【4-37】。

(3)成績評価の平準化、厳格化

成績評価の平準化、厳格化を推進するため、「講義科目について原則として S と A の合計を履修者数の 50%までに留める」とする「成績評価の厳格化のためのガイドライン」を設け、『成績提出要領』【4-38 p.4】の他『専任教員ハンドブック』【1-6 p.45】『非常勤講師ハンドブック』【4-2 p.49】『シラバス作成要領』【4-26 p.13】に記載し、授業担当者にこの成績分布の目安への準拠を求めている。授業担当者がガイドラインにそった成績評価を行うことができるよう、Web ポータルシステムから成績を入力する際、入力した成績の割合を確認する画面を設け、成績提出前に割合を確認するよう求めている。このガイドラインの運用は、教員がシラバスに記載する成績評価方法、成績評価基準の適切性を確認する機会となっている。

また GPA 制度を設けていることから、全学生が「同じ目標に対し同じ基準で評価される」必要がある科目として「成績標準化対象科目」を設定し、各科目責任者（学科・専攻主任、科目運営委員長）が授業担当に対して具体的な標準化の方法を指示している。第一外国語（英語）では、プレイスメントテストの結果による習熟度別クラス編成を行っているため、クラスによる評価の差が出ないよう独自のガイドラインを設け、成績判定における公平性を確保している【4-39】。

(4)成績評価に関する検証機能および制度

提出された成績を基に、授業科目ごとに成績分布を算出したものを当該学科・専攻、科目運営委員会が確認し、必要に応じて授業担当者に状況を確認の上で改善を求めている。さらに学部全体として教務委員会において分析、検証を行っている【4-40】。

学生が成績評価について確認を求める場合には、所定の期間に授業担当者に問い合わせを行うことができる制度を設け、成績交付時に学生にその期間、手続き方法を周知している【4-41】。問い合わせは、公正を期すため必ず担当事務局を通して行うこととしており、学生が直接授業担当者と成績評価に関わるやりとりを行うことがないよう学生と授業担当者に徹底している。授業担当者は学生に対し、シラバス記載の成績評価基準に基づいて自身の評価が正当であることを明快に説明する必要がある。この制度は、教員がシラバスに記載する成績評価基準や学生に公開しているループブリックの適切性を確認する機会となっており、成績評価の客観性、厳格性を担保するための役割も果たしている。また、成績評価の訂正を

行う必要が生じた際には、授業担当者がその訂正の裏付けとなる答案、レポート等を提示し、教務委員長の承認を得た上で教授会に報告することとしており、公正かつ厳正に行っている。

(5)既修得単位等の認定

転入学者、編入学者の入学前既修得単位は、一括で認定するだけではなく、自学科科目等の単位はそれぞれの学生が履修した授業科目ごとにシラバスにより授業時間数や本学の授業科目に内容が相当するかを1件ずつ確認し、適切に認定している。

<大学院研究科>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

(1)成績評価と単位の設定

研究科においても、授業形態ごとに単位数を定めている【1-5 第14条】。単位制度の趣旨に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することが実質的に行われるよう、シラバスには各回の教室外学習の内容と時間の目安を記載している。

(2)成績評価に関する検証機能および制度

学生が成績評価について確認を求める場合には、所定の期間に授業担当者に問い合わせを行うことができる制度を設け、『大学院履修便覧』に記載するとともに【1-14 p.133】、成績交付時に学生にその期間、手続き方法を周知している。問い合わせは、公正を期すため必ず担当事務局を通して行うこととしており、学生が直接授業担当者と成績評価に関わるやりとりを行うことがないようにしている。

(3)既修得単位等の認定

博士前期課程では、大学院学則において、他大学との単位互換及び留学により履修した授業科目の単位、入学前既修得単位をそれぞれ10単位を超えない範囲で認定できることを定めている。【1-5 第17条、第17条の2】（この単位数については、2022年度よりそれぞれ15単位まで、計20単位を上限とする予定）

○学位授与を適切に行うための措置

<現代教養学部>

・卒業要件

卒業要件は、『履修の手引』に履修規程およびその別表（卒業に必要な最低単位数）を掲載し【1-13 p.7,22-25】、周知するとともに、入学時オリエンテーションや毎年度始めの専攻・年次別オリエンテーションにおいて繰り返し説明している。また、本学公式サイトにも掲載している。

本学では、4年以上在学し、所定科目につき130単位以上を修得した者について、教授会

において卒業判定の審議を行い、その意向を参酌して学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している【1-4 第16条】。この所定科目の内、「卒業論文」「Final Presentation」「数学講究」「情報理学講究」の卒業研究を学部教育の集大成と位置づけている。「卒業論文」の場合、予め学生に提示しているルーブリックを用いて論文審査と口述試験の評価を行うことにより、その客観性、厳格性を確保している【4-42】。専攻によって、口述試験を公開で行う、主査・副査の体制をとる等によりさらに客観性、透明性を高めている。

＜大学院研究科＞

博士前期課程

・修了要件

修了要件は、『大学院履修便覧』に履修規程を掲載して周知するとともに【1-14 p.26】【4-43 第2条】、入学時オリエンテーションにおいて説明している。

学位授与については、博士前期課程に2年以上在学し、専攻科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者について、当該研究科会議の議を経て、学長がその意向を参酌して博士前期課程の修了を認定し、修士の学位を授与している【1-5 第22条】。

「博士前期課程 修士論文審査及び最終試験における評価基準」【1-14 p.65-66】および『修士論文作成の手引』掲載の研究分野の「論文審査基準および最終試験について」【4-5 p.5】により、面接試験を含む論文審査と、修士論文を中心としてこれに関連のある科目について口頭または筆答による最終試験を行っている。審査は複数の審査委員によって行われる。また修了判定は、3研究科合同の場で行っている。修了判定会議の前に審査委員より提出された修士論文要旨、論文の講評ならびに試験結果の要旨を3研究科会議の構成員全員に配付するとともに、修士論文の閲覧期間を設けている。修了判定会議では、論文審査委員主査による修士論文要旨及び論文の講評と試験結果の要旨の報告、修士論文の成績と最終試験の可否の提案を受けて審議を行っている。この修了判定に至る過程を経ることにより、適切な学位授与審議、そしてその客観性、厳格性を担保している。

「博士前期課程 修士論文審査及び最終試験における評価基準」は、本学公式サイト、『大学院履修便覧』に掲載することにより学生、教員に周知している【4-44】【4-45】。

＜大学院研究科＞

博士後期課程

・修了要件

博士後期課程では、その修了要件を「博士後期課程に3年以上在学し、人間科学研究科においては所定の専攻科目について16単位以上を、理学研究科においては所定の専攻科目について12単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者」と定め、要件を満たした者について当該研究科博士後期課程会議の議を経て、学長がその意向を参酌して博士後期課程の修了を認定し、博士の学位を授与している【1-5 第23条】。

博士論文は、それを提出するための要件として、人間科学研究科では博士論文計画書の審査に合格し、学会雑誌への論文掲載等の中間報告提出条件を満たした上で予備審査委員会による中間報告審査に合格しなければならないと定めている。理学研究科も博士論文提出資格を定めている【4-43 第 32 条】【1-14 p.134-135】。提出された博士論文の審査は、「博士後期課程 博士論文審査及び最終試験における評価基準」に依り、当該研究科会議が定める複数の審査委員が行う。審査委員会は、他の大学院又は研究所等の教員等を 1 名以上含む 4 名以上で構成する。また、最終試験は、博士論文の内容、これに関連ある専攻分野の科目及び 2 外国語について、口頭または筆答により行い、公開している。学位授与の審議は、2 研究科会議合同の場合に行っている。審議の際は、論文審査委員主査による申請者の経歴・業績、博士論文要旨及び論文概要、最終試験概要の説明、可否の提案を受けて当該研究科会議構成員の投票により議決している。

これらの過程を経ることにより、学位授与審議および修了認定を適切に行うとともに、その、客観性、厳格性を担保している。

この手続きや基準については、本学公式サイトおよび『大学院履修便覧』に掲載することにより、学生、教員に周知している。

この他、課程によらない者の博士の学位の授与の制度を設けており【1-5 第 25 条】、まだ授与の実績はないが規程に基づき審議を適切に行っている。

以上のことから、本学では成績評価、単位認定、卒業・修了判定、学位授与を適切に行っていると言える。

4.1.6.学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点

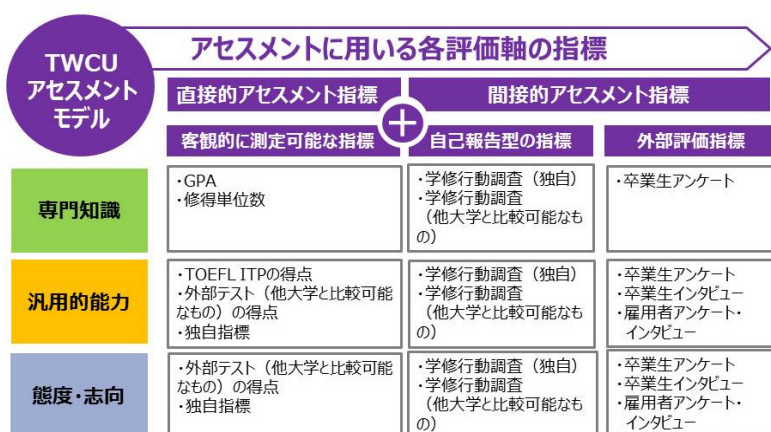
- 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）
- 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
《学習成果の測定方法例》・アセスメント・テスト・ルーブリックを活用した測定・学習成果の測定を目的とした学生調査・卒業生、就職先への意見聴取
- 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

基準 2「内部質保証」に記載したとおり、本学では「方針・手続き」及び「内部質保証体系図」を定め、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会を中心に内部質保証に取り組んでいる。その一環として、AP 事業「リベラル・アーツ教育のアセスメント・モデル構築による学修成果の向上と可視化」を引き継ぎ、以下のとおり学修成果の可視化に努めている（実施体制については基準 2 p.9～11 参照）。東京女子大学の教育の成果を、在学生、卒業生、社会（企業）などから多面的に検証し、その結果を可視化すること、ひいては教育内容の向上、質保証を実現することを目標としている。また、内部質保証体制の中でアセスメント・モデルを運用するにあたっては、アセスメント結果を大学全体の教育改革にも役立つ

てていくことを念頭に置いている。

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

アセスメント・ポリシー【2-11 p.9】に基づいて、学修成果を直接指標と間接指標の双方により多角的に可視化・分析を行っている。また、本学では可視化する学修成果を、下図のアセスメント・モデルに示すとおり、リベラル・アーツ教育が重視する3つの領域、①専門知識、②汎用的能力、③態度・志向に分類している。



【東京女子大学アセスメント・モデル 2-11 p.10】

上記アセスメント・モデルを基に、本学のディプロマ・ポリシーと各指標の対応をまとめたものが「アセスメント・プラン」【2-11 p.11】である。

毎年、AP 小委員会がアセスメント・モデルとアセスメント・プランに基づいて実施計画を作成し、自己点検・評価委員会の承認を得ている。実施計画に基づき、自己点検・評価委員会を中心に、AP 小委員会、IR 専門委員会と連携して学修成果の可視化を行っている。【4-46】【2-18 協議事項 2(2)】

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
	現代教養学部【18 課程】ディプロマ・ポリシー	TOEFL ITP	2・3・4 年次アンケート（学修行動調査、本学独自）	4 年次アンケート（学修行動調査、本学独自）	PROG テスト	卒業生調査	雇用者調査	態度・志向調査（本学独自）	ALCS 学修行動比較調査（数学比較取組コンパス）	授業評価アンケート	GPA		成績分布	単位修得状況
アセスメントの階層	大学の教育活動レベル		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆		◆	◆
	教育プログラム（学部・学科等の教育活動）レベル	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆
	個別の授業レベル	◆								◆	◆		◆	◆
DP1	知識・理解		○	○		○	○		○	○	○			
DP2	知識・理解		○	○		○	○		○	○	○			
DP3	汎用的技能		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
DP4	汎用的技能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
DP5	態度・志向性		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
DP6	態度・志向性		○	○	○	○	○	○	○	○	○			

【東京女子大学アセスメント・プラン 2-11 p.11】

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

上述のアセスメント・モデルに示すとおり、学修成果を多角的に測定するため、客観的な測定が可能な直接指標と、対象者の主観により測定する間接指標の両方を用いている。間接指標については、学生が主観に基づき評価を行う自己報告型の指標と、卒業生や卒業生を雇用する企業による外部評価型の指標の2種類がある。

また、内部質保証体制の中で学修成果の可視化を継続的に実施していくために、AP小委員会では回答者や担当部署の負担等を考慮しながら、調査内容や実施頻度等を随時見直し改善に努めている。

<現代教養学部>

(1)学修成果を評価するための主な指標は以下のとおり

①英語外部検定試験(TOEFL ITP・TOEIC IP)

2014年度から TOEFL ITP を導入し、入学時と2年次12月(国際英語学科は3年次4月)に学生全員が受験している。2020年度入学者からは TOEIC IP に変更され、1年次12月を加え3回受験することとしている。

IR 専門委員会で専攻ごと、入試選抜ごとの分析を行い、自己点検・評価委員会に報告している【4-47】。その他、入試委員会や英語教育研究センター設置準備室で分析結果やスコアを用い、教育改善や教育内容検討に活用している。

②「2・3・4年次対象 教育・学生生活に関するアンケート調査」

③「4年次対象 教育・学生生活に関するアンケート調査」

卒業研究を終える時期にあたる12月から1月にかけて「4年次アンケート」と、4月に前年度の学びを振り返る「2・3・4年次アンケート」を実施している。2008年度より学科・専攻の協力を得て実施しており、毎年いずれの調査も70%以上の回答率を維持している。本学の教育理念・目的およびディプロマ・ポリシーに照らした学修成果や、授業外学修時間等について調査している【2-15,2-16】。

毎年度 IR 専門委員会において設問項目の検討を行い、自己点検・評価委員会の承認を得て実施している。分析結果は毎年公式サイトへ掲載している【2-5】。2021年度2・3・4年次アンケートではコロナ禍による遠隔授業への満足度等について設問を追加した【4-48 p.8-10】。

④PROG テスト

社会で生かすことのできる汎用的な「能力」「態度」「志向」を測定する外部検定試験で、2015年度から2019年度に入学した学生を対象に実施している【4-49】。1年次、3年次に試験を実施し、スコアの伸びを確認している。さらに、4年間を通しての学修成果を測定するため、2018年度からは卒業研究を終えた4年次(200名を選抜)にも試験を実施している。

学生には結果報告書を配布するほか、説明会により結果のフィードバックをしている【4-50】。

⑤卒業生調査

複数の学年の卒業生を対象に、本学での学修を通して身につけた力、身につけなかった力、卒業後の就業状況等について調査している【4-51】。

2019 年度卒業生調査では、本学での学修の経験と大学生生活の満足度の相関について分析等を行った【1-19】【2-18 協議事項 2(1)】。結果は FD 研修で共有した【2-19】。

⑥企業調査

本学卒業生の就職先を対象に、本学の教育成果や、企業が期待する能力等を把握することを目的として、2020 年度より実施している【2-18 協議事項 3(2)】【4-52】。

⑦態度・志向 Web 調査

AP 事業の一環として本学が独自に開発し【4-53】、毎年 1 年次および 3 年次学生に実施している【4-54】。グランドビジョン育成する人物像に掲げる、「グローバルな態度・志向」（多文化共生社会への理解、国際的視野）、「学び続ける力」（生涯にわたって主体的に学び続けキャリアを構築する力）、「高い倫理性や強い責任感」といった態度・志向を直接指標で測定する。

⑧ALCS 学修行動比較調査

2015 年度より教学比較 IR コモンズ【4-55】の実施する ALCS 学修行動比較調査に参加し、毎年度 1・3 年次を対象に実施している【4-56】。

2020 年度には、2019 年度の回答と比較し、コロナ禍による遠隔授業への移行等の環境変化が学修成果にどのように影響を及ぼしているかを分析した。コロナ禍においても遠隔授業で対応した部分については、学生からある程度の評価を得られており、満足度が向上している項目も見られた。ただし、大学生活についての判断基準を持たない 1 年次学生は、3 年次学生に比して満足度が低い結果となった。検証結果は、教育改善に資するとして FD 研修により自己点検・評価委員から全教員へ共有した【2-19】

⑨授業評価アンケート

全学的規模で年 2 回実施している【4-29】。学科・専攻、科目運営委員会単位で『学生による授業評価』に関する検討会」を実施し授業における成功事例や課題を共有するとともに改善方策を検討し、報告書を作成している【4-57】。FD 委員会において報告書を分析し、改善すべき課題、具体的な改善策を、『東京女子大学「学生による授業評価」アンケート報告書』に掲載し、本学公式サイトにて公開している【4-58】。

⑩GPA

2015 年度、GPA を指標とするため、成績評価の平準化のためガイドラインを導入した【1-6 p.45】【4-2 p.49】。2016 年度からはループリック評価を運用している。1 年次の必修科目の一部、4 年次への進級条件科目及び卒業研究（卒業論文、Final Presentation、数学講究、情報理学講究）についてシラバスの成績評価基準を補完するものとしてループリックを学生に公開している。【4-37】。ループリックは教務委員会を中心に作成を行い、授業科目の到達目標と対応させて、専門知識、汎用的能力、態度・志向に関する項目を評価の観点に盛

り込んでいる。

運用にあたっては、毎年12月に教務委員長によるシラバスと成績評価に関するFD研修を実施し、全専任教員で共有している。【4-28】

①英語外部検定試験のスコアと同様、IR専門委員会において入試選抜ごとに分析し、自己点検・評価委員会に報告している【4-47】。

(2)その他、アセスメント・プランに定める指標以外に行っているものは以下のとおり。

①学生インタビュー

2018年度学科再編により新設された国際英語学科国際英語専攻、国際社会学科コミュニティ構想専攻の学生にインタビューを行った。カリキュラムの特徴である「スタディ・アブロード・プログラム」や実践的な学びについて尋ね学修成果を確認した。また、学生がカリキュラム全体を俯瞰して捉え自律的に学んでいる様子を確認することができた【4-59】。

インタビュー内容については当該学科専攻にフィードバックしたほか、自己点検・評価委員会でも報告を行った【2-13 報告4】【4-60】。インタビュー記録は18専門委員会の自己点検・評価委員会でも根拠資料として活用されている。

②正課外活動（タイ・ワークキャンプ）の成果確認

「タイ・ワークキャンプ」（基準9 p.94 参照）は、教員が学生を引率して行う正課外活動の一つで、建学の精神「キリスト教の精神をもって、人格形成の基礎とする」こと、「SS（犠牲と奉仕）精神」を体現するプログラムとなっている。IR専門委員会では過去の活動報告書から内容分析を行い、参加学生が本学の標榜する「SS（犠牲と奉仕）精神」を実践し、再認識したことを確認した。また、国際的な視野を持ち社会に貢献したいという意欲を高めて帰国した者も見られた【4-61】。

③英語学習に関するアンケート

2年次の第一外国語必修科目履修者を対象として英語の学修成果を調査している【4-62】。上述の英語外部検定試験（TOEFL ITP・TOEIC IP）やGPAと結び付けての分析のため、記名式でアンケートを実施している。

④国際英語学科海外研修（スタディ・アブロード）に関する調査

スタディ・アブロード・プログラム（基準4 p.34(3)②参照）の成果や留学前後の学習行動について調査を行った【4-63】【2-18 協議事項3(4)】。③英語学習に関するアンケート同様、記名式のアンケートにより実施している。

<大学院研究科>

大学院では両研究科ともに、学位授与審査における最終試験において学修成果を確認している（基準4 p.41-42 参照）。また、学修成果の確認、教育・研究の改善を目的として、毎年大学院教務委員会で修了予定者アンケートを実施し、結果は大学院委員会に報告している【4-64】。

○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

各種アセスメントの分析結果は、IR 専門委員会及び AP 小委員会から自己点検・評価委員会へ報告され集約されている。そのうち、全学的な改革や進行中の計画に関わる内容については、自己点検・評価委員会から将来計画推進委員会、大学評議会等へ報告を行っている【2-27,4-65】。

以上のとおり、「方針・手続き」に従い、多様な指標、手法を用い学修成果の把握を適切に行っている。分析により得られた情報は、自己点検・評価委員会を通して、内部質保証体系図に示す通り適宜学内に共有している。教育改善に資する、あるいは現在進行している改革に関連する内容については自己点検・評価委員会から学内に適宜報告、提言を行っており、具体的な教育改善に結びついていると評価できる。

4.1.7.教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

ディプロマ・ポリシーに基づき、AP小委員会、IR専門委員会を中心に、毎年のアセスメント・プランに基づいて学修成果の確認を行っている（p.42～4.1.6.参照）。結果は自己点検・評価委員会を通して学内に共有し、教育内容や方法の改善に役立てている。

授業内容、方法の点検・評価、に向けては、FD委員会の下「学生による『授業評価アンケート』」を実施している（基準4p.45⑨参照）。

これに加え、教育課程の完成年度、学部や研究科の再編時等に検証を行うこととし、自己点検・評価委員会の下に設置した専門委員会、または、教務委員会、大学院教務委員会で検証を行う。検証結果は、内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会に報告され、全学的な見地から適切性の確認を行う。改善を要する事項については、自己点検・評価委員会から将来計画推進委員会へ提言され、改善に向け具体的な計画が策定される【基準 2 p.9 掲載「内部質保証体系図」】。

具体的な改善事例としては、18提言に基づく英語教育研究センターの設置が挙げられる。2019年度に、自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を設け、英語教育に関する自己点検・評価を実施した。これは、全学生が自由に参加できる英語学習やキャリア形成のための啓発活動を行う「キャリア・イングリッシュ・アイランド」と、正規教育課程において選抜した学生を対象とする「キャリア・イングリッシュ課程」について点検し、活動状況や学修成果などを確認したものである【4-66】。2018年度の学科専攻再編、教育課程改正により国際英語学科のスタディ・アブロード・プログラムが開始されたことを受けて

は、留学とキャリア・イングリッシュ課程修了を両立する履修条件等について確認し、点検評価した。同報告書は、「全学的な観点から英語教育全体の教育内容や方法、組織体を考える材料として」、18課程専門委員会に引き継がれている【2-30 議題1(2)】【4-66 p.14】

ほかにも、18課程振り返りに役立てるため、スタディ・アブロード・プログラムに関する調査やインタビューを実施しており（p.46(2)①インタビュー、④「国際英語学科海外研修（スタディ・アブロード）に関する調査」参照）、プログラムの成果や留学前後の学習行動について確認を行っている。調査結果は学内の関係部局、学長、学部長に報告している。

こうした一連の検証結果を集約し、活用することで、18専門委員会ではエビデンスに基づいた自己点検・評価を実施することができ、規定のプロセスを経て、英語教育研究センターの設置決定に至った【2-26】（基準3 p.21参照）。

また、自己点検・評価委員会では、提言を行った後も、教学改革の必要性を裏付ける分析結果について大学評議会に報告を行っており、全学的な連携のもと、教育成果の測定結果を活用して教学改革の実行にあたっていると言える（基準2 p.13参照）。

大学院では、大学院教務委員会を中心に2019年度に自己点検・評価を実施した。点検・評価の結果、ダブル・ディグリー制度導入、学士・修士5年プログラムの検討等を方策として挙げ自己点検・評価委員会に報告している。2019年度は中期計画策定の年にあたり、自己点検・評価委員会で承認の上、これらの方策を中期計画に盛り込んでいる【2-30 協議事項2】。

4.2.長所・特色

(1)演習科目を軸としたカリキュラム

全学科で必修としている卒業研究（卒業論文、Final Presentation 及び講究）を集大成として位置づけ、ゼミ形式の演習科目を軸として、4年間のカリキュラムを編成していることは、現代教養学部の特徴として評価できる。

2021年4月実施「2・3・4年次アンケート」において、前年度の学修を通して得られた能力・スキルについて尋ねた。プレゼンテーションやディスカッションのスキル、「課題発見能力」「物事を偏りなく多角的に検討する力」「自主的に学習を継続する力」をはじめとして、ほとんどの項目について学年を追うごとに肯定的な回答が増える結果となっており【4-67】、学生は卒業研究に向けて順次的体系的に必要な能力・スキルを身につけることができていると考えられる。また、カリキュラム・ポリシーに定めるとおり、アクティブ・ラーニングによる初年次教育により「本学における学修の基盤となる基礎学力及び学習方法を習得し、主体的な学びの姿勢」を身につけ、「実践的な議論を通じて、知識の活用能力、論理的思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、他者を尊重し協働できる力」を養うことができていると考えられる。

なお、毎年実施している 4 年次アンケートで、卒業研究を終えた学生に対し卒業研究についての満足度を尋ねたところ、肯定的な回答をした割合は 4 年にわたり 90%前後を推移している【4-68】。ほとんどの学生が学部集大成としての卒業研究に対し、満足して卒業できていると考えられる。

(2) 学修成果の可視化

AP 事業により、定義の難しいリベラル・アーツ教育の成果の可視化に向けたアセスメント・モデルを構築していることは、他大学に例を見ない先進的な事例である。また、基準 2 に記載するように、本学の内部質保証体制を支える重要な仕組みとして有効に機能しており、評価できる。

AP 事業を起点として、本学の標ぼうするリベラル・アーツ教育により「専門性をもつ教養人」を育成するための知識、能力、態度志向を整理する中で、問題解決能力や学び続ける力といった汎用的能力の涵養に焦点が当てられたことも同事業による収穫の一つと言える。これを受け、将来計画推進委員会では次なる教学改革に向けて検討中である。

4.3.問題点

副専攻制度は、リベラル・アーツ教育の特徴である「横断的学び」を実現する有効なプログラムであるが、登録者が3専攻の合計で239名にとどまっている。2022年度データ・サイエンス副専攻を機に、登録者数の増加に努める。

AP事業により構築したアセスメント・モデルは教学マネジメントのツールとして機能しているものの、可視化した学修成果について学生への個別のフィードバックに至っていないため、今後改善を要する。

第Ⅴ章 学生の受け入れ

5.1.現状説明

5.1.1.学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
 - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

学部、大学院研究科共、学則第1条に定める教育理念・目的に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を適切に定めている。アドミッション・ポリシーは、本学Webサイトに「教育方針」という項目を立ててディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと共に公表しており、受験生サイトからも閲覧しやすいようにしている他、『大学案内』及び各入学試験要項などでも公表している【1-12】【3-3 p.5,19,29,31】【4-11p.21】【5-1】【5-2】【5-3】【5-4】。

<現代教養学部>

学部のアドミッション・ポリシーは、以下の通りである。

東京女子大学では、その教育理念、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）及びカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）のもと、自ら考え行動しようとする学習意欲の高い女性を求めています。

多様な経歴・目的意識をもった女性に広く門戸を開いています。

学科のアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、各学科の学びに即し、入学前の学習歴、学力水準、入学希望者に求める水準等を具体的に明示している。また、アドミッション・ポリシーに定める、本学の求める学習歴や学力水準を具体的に示す機会として、毎年、一般入学試験（個別学力試験型・英語外部検定試験利用型）、一般選抜3月期（専攻特色型）の試験問題、出題の意図や解答等を冊子にまとめ、受験生に配布している【5-5】。

上述の「アドミッション・ポリシー」に基づき、入試ごとの「趣旨・特色」及び「選考方法と学力の三要素との関係」を入学試験要項等で示し【5-6 p.9(一例)】【5-7 p.3-4】、入学者に求める水準等の判定方法も明確化している。

<大学院研究科>

博士前期課程と博士後期課程それぞれに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえてアドミッション・ポリシーを定めている。それぞれの課程は文科系（人間科学研究科）と理学系（理学研究科）の二研究科の合同である【3-3 p.1 大学院の構成】。まず二

研究科三専攻全体に適用される前言を置き、そのもとに各専攻のアドミッション・ポリシーを個別に記述している。このようにして、課程を構成する三つの専攻のポリシーや、入学希望者に求める学習歴、学力水準、学力判定方法を明瞭に示している【5-1】【5-2】【5-3】【5-4】。

5.1.2.学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

<現代教養学部>

従来から「大学入学者選抜実施要項」に従い策定した各種入学試験要項【5-6】【5-7】に基づき、入学試験を実施している。加えて、2018年以降は「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る告知について（平成29年7月13日文部科学省通知）」に基づき、2021年度入試より全ての入学試験を見直し、アドミッション・ポリシーに基づいて学力の三要素を多面的・総合的に評価する設定に改めた。入試制度検討委員会（関連：基準2p.6）の諮問のうえ策定した原案について、入試委員会で協議を行い、2019年12月の教授会の議を経て、新たな入学者選抜制度を決定した。2021年度入試として実施した入試は次ページの通り（④⑤⑦は2021年度入試より新設）。

アドミッション・ポリシー【1-12】に掲げる「多様な経歴・目的意識をもった女性に門戸を開く」という内容に基づき、従前より全学科・専攻で社会人、帰国生、外国人留学生、編入学等の学生を受け入れている。

文理横断的な知識がリベラル・アーツにおいて重要な要素のひとつであることから、2021年度入試より、特に、理系科目を必須とする入試を一般選抜において2種類新設（④⑦）した。

加えて、国際英語学科のアドミッション・ポリシーに掲げる「英語の基礎的運用能力と自分の考えを英語で表現する力」を測定するための入試（⑤）も、一般選抜において新設した。

①②⑥に関しては、全ての教科・科目で記述式問題を課すなど、思考力・判断力・表現力を重視した出題としている他、②⑤⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭については、基準を満たした英語外部検定試験の成績提出を出願条件とし（⑫は一部専攻のみ）、一部の入学試験では得点化するなど、英語4技能の評価導入に取り組んでいる。

本学の特徴といえるのは、総合型入試の⑧知のかけはし入学試験【5-7】である。この入試では、本学への強い入学意欲に満ち、4年間の深い学びと人間的成長の機会を求める者の意欲・個性・学力・資質を多面的・総合的に評価する。学力だけではなく、情報を整理分析する力、論理的に思考する力、課題を発見する力、リーダーシップ、自分の意見を表現する力等も評価の対象とする【5-8】。また、当該入試受験予定者は、「挑戦する知性」奨学金制度（4年間の学納金相当額、入寮者には寮経費相当額を支給）に申請することができる。（基準7 p.72(6)①「挑戦する知性」奨学金制度 参照）

2021 年度入学者選抜		
入試区分	入試方式	
一般選抜	①	一般選抜（個別学力試験型）
	②	一般選抜（英語外部検定試験利用型）
	③	一般選抜（大学入学共通テスト3教科型）
	④	一般選抜（大学入学共通テスト5科目型）
	⑤	一般選抜（英語 Speaking Test 利用型）〔国際英語専攻で実施〕
	⑥	一般選抜3月期（専攻特色型）
	⑦	一般選抜3月期（国公立併願型）
総合型選抜	⑧	知のかけはし入学試験
学校推薦型選抜	⑨	学校推薦型選抜（指定校制）
その他の選抜	⑩	社会人入学試験
	⑪	帰国生入学試験
	⑫	外国人留学生入学試験
	⑬	外国人留学生対象 日本語学校指定校制推薦入学
	⑭	編入学・学士入学試験

<大学院研究科>

博士前期課程、博士後期課程とも、アドミッション・ポリシーに基づき各研究科・専攻・分野において募集方法、選抜方法を適切に定め、学生募集要項として公表し、実施している。2021年度入試として、以下8種類の入試を実施した【3-3p.36】。

博士前期課程

- ①学内推薦 ②一般入学試験9月期 ③一般入学試験1月期
 ④社会人対象入学試験（人間科学研究科のみ） ⑤外国人留学生入学試験
 ⑥東京女子大学大学院人間科学研究科と上海外国語大学日本文化経済学院とのダブル・ディグリー・プログラムに基づく外国人留学生入学試験（新設）

博士後期課程

- ⑦一般選抜入学試験 ⑧社会人特別選抜入学試験

学部と同様、一般、社会人、学内推薦、外国人留学生対象等、多様な背景を持つ受験生を対象とした入学試験を設定している。また、2021 年度入試より、ダブル・ディグリー協定を締結した海外大学の学生を対象とした入試（⑥）を新設した【5-9】。

○授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業その他の費用に関しては、本学 Web サイトの他、『大学案内』、『大学院案内』各入学試験要項にて公開している。【3-3 p.38】【4-11 p.142】【5-10】

奨学金制度に関する情報提供も、本学 Web サイトの他、『大学案内』、『大学院案内』、各入学試験要項にて行っている。また、被災地からの入学者に対する減免措置、高等教育の就学支援新制度についても大学の Web サイトにて情報を提供している。【3-3 p.37】【4-11 p.142】【5-11】

○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

<現代教養学部>

アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に学部の学生募集及び入学者選抜を行うことを目的として、学長を委員長と定めた入試委員会を設置している。審議事項は「入試委員会規程」に定めている【5-12】。

各入学試験の実施・運営のために、入試委員会の下に、入試運営委員会、特別入試運営委員会、3 月期入試運営委員会及び英語 Speaking Test 利用型入試運営委員会を設置している【5-12 第 5 条】。

特に、一般選抜（個別学力試験型・英語外部検定試験利用型）の実施に関しては、入試運営委員会の下で実施・運営の責任を持ち、出題・採点、入試準備、当日の運営進行に関する担当者を定め、全学的な体制で入試を実施している。出題・採点に関しては入試ミスなどを防ぎ、入学者選抜の信頼性を担保するため、マニュアルを作成して作業工程の明確化を図り、第三者点検を行うなど業務のチェック体制を確立している。

入学試験実施後（大学入学共通テスト利用型入試は、成績提供後）、それぞれの専攻が作成した合否判定案を基として入試委員会で合否判定案を策定し、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する【6-2 第 4 条】。

総合型選抜である知のかけはし入学試験に関しては、入試趣旨に沿った入学者を選抜する観点から、入試実施・運営および出題・採点の一部を担う知のかけはし入試運営委員全員と、入試委員長（学長）、入試副委員長（学部長）、全専攻主任からなる拡大知のかけはし入試委員会で合否判定案を策定し、教授会の議を経て、合格者を決定する。

<大学院研究科>

アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に大学院の学生募集及び入学者選抜

を行うことを目的として、大学院入試委員会を設置している【5-13】。「大学院入試委員会規程」において、審議事項を定め、適切に運営している。合否判定は、各分野の原案を基に、大学院合同研究科会議の場において行い、審議し決定する。

○公正な入学者選抜の実施

公正な入学者選抜を実施するために、学部、大学院研究科共、入試当日に入試本部を設置する他、重大な事案発生の際は、入試委員長（学長）が緊急対策会議を招集し、問題の解決にあたることとしている。

試験監督には「監督要領」を配付し、当日の説明内容、答案配付・回収方法、不正行為の防止、不測の事態の対応など、試験監督ごとに対応が異なることがないように努めている。全学的な体制で実施する一般選抜（個別学力試験型・英語外部検定試験利用型）については、入試日直前に監督者説明会を開催し、監督要領の内容の周知に努めている。

学部・研究科共、全ての入試において出題、採点、面接を複数名の教員が担当する。合否判定に際しては個人が特定できる情報を除いた成績順のリストを用い、総点を基に判定を行うなど、恣意性を排除する手法を取っている。一般選抜（個別学力試験型・英語外部検定試験利用型）の出題に関しては、作題から入試問題集作成に至るまでの過程をマニュアル化している。また、校正作業時、入試直前、入試実施中に、出題の適切性について内部で確認する仕組みを整えている。入試の実施後には外部機関に出題の適切性についての評価を受け、公正な入試であったか検証している。

一般選抜（個別学力試験型・英語外部検定試験利用型）、一般選抜 3 月期（専攻特色型）については試験問題、解答、解説または出題の意図を入学試験問題集としてまとめ、公表している【5-5】。一般選抜については、所定の時期に申請した受験者に対し、成績を開示している【5-6 p.72】。

大学院研究科に関しても、学部の体制に準じて試験運営・入試判定を行っている。

<COVID-19 関連>

2021 年度入試については、「高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した令和 3 年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について（令和 2 年 5 月 14 日付文部科学省通知）」で示された文部科学省の指示に従い、以下の通り選考方法や出願書類等を変更した。新型コロナウイルス感染症に関する本学入学試験での対応は以下の通り。2020 年 6 月より逐次大学の Web サイトにて公表した。2022 年度入試についても、随時対応を公開している【5-14】。

- （１）学部、大学院ともに、選考をオンラインに切り替えた入試がある（学校推薦型選抜、総合型選抜、大学院入試（9 月期除く）等）。小論文、学力試験等は事前課題の郵送またはメール等での提出、もしくは面接での口頭試問等で代えることとした。面接は Zoom に

よる個人面接とした。

(2) 大学院一般入学試験(9月期)については対面での実施とし、「令和3年度大学入学者選抜に係新

型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(令和2年6月19日文科科学省「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定)に従って対応した。個別学力試験のある入試については追試験の設定、もしくは追加の受験料を徴収せずに、別日程での受験への振替のいずれかを講じた。

(3) 本学が独自に実施する一般選抜試験においても「令和3年度大学入学者選抜に係新型コロナウイルス

ウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に従い、適切に対応した。

(4) オンラインで実施した入学試験においては、公平性を担保するために以下の措置を行った。本学が指定する環境での受験が困難な場合は、本学に来学して受験することも可とした。ただし、公平性を期すため、パソコン等は本学が準備した上で、オンラインで面接を実施した。不正行為等を防止する観点から、「オンライン選考に関する同意書」を出願書類に加えた。事前課題の作成、書類審査、面接についても複数名で行うことを徹底した。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学部・大学院研究科共、「障がい等のある方への受験上の配慮」について、大学のWebサイト及び各入学試験要項にて受験希望者に告知している。配慮が必要な受験生には、試験時間の延長、特別受験室を設けるなど適切に対応している【5-6 p.32】【5-7 p.7】【5-15】。

5.1.3.適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<現代教養学部>

学科ごとに入学定員および収容定員を定め、東京女子大学学則に明記している【1-4 第5条】。入試委員会は、入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率の予測に基づき合格者判定原案を作成することにより、入学定員、収容定員の適正管理に努めている。

過去4年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、国際英語学科1.00、人文学科1.04、国際社会学科1.10、心理・コミュニケーション学科1.00、数理科学科1.09、現代教養学部全体で1.05、2020年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、国際英語学科0.97、人文学科1.18、国際社会学科1.14、心理・コミュニケーション学科1.01、数理科学科

1.11、現代教養学部全体で1.10 である【大学基礎データ表2】。

編入学・学士入学・社会人入学に関しては、多様な学修歴、社会経験を持つ女性に門戸を開くという受け入れ方針の下、定員を各学科若干名として募集している。

過去4年間の一般編入学の入学者平均は12.5 人、一般学士入学の入学者平均は0.25人。

過去4年間の社会人編入学の入学者平均は0人、社会人学士入学の入学者平均は0人。

社会人編入学、社会人学士入学では、受験者のいない状況が続いており、課題である【5-16】。

2021年度には、18提言に鑑み、教育の充実を図ることを目的として、学則改正を行い国際英語学科の入学定員及び収容定員を減じ、他学科に割り付ける変更を行った【1-4 附則(2021年4月15日改正)】。これは、国際英語学科の特徴的な教育であるスタディ・アブロード・プログラムの安定的な運営、実施を目的としたものである。

＜大学院研究科＞

専攻ごとに入学定員および収容定員を定め、東京女子大学大学院学則に明記している【1-5 第7条】。入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率の管理については、毎年、大学院入試委員会が原案を作成し、大学院合同研究科会議の議を経て決定するという体制をとっている。

人間科学研究科

博士前期課程過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.56、2020 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は0.48 である。

博士後期課程の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.22、2020 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は0.56 である。【大学基礎データ表2】

理学研究科

博士前期課程の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.67、2020 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は0.25 である。

博士後期課程の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.07、2020 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は0.11である。

両研究科ともに、前期課程の入学定員に対する入学者数比率は向上しているものの、各課程、研究科において、入学者数比率及び在籍学生数比率の数値が低い状況である。【大学基礎データ表2】

大学院の定員充足率（5年平均）について、博士後期課程では人間科学研究科、理学研究科とも、大学基準協会の設定する定員未充足の目安 0.33 を下回っている。

学生受け入れ状況の改善に向けては、大学院研究科、特に理学研究科の認知度向上のため、大学院生による大学院説明会をオンラインで実施【5-17】するほか、冊子体の大学院

案内【3-3】のリニューアルなどの方策を講じている。また、中期計画に記載するとおり、学部学生の大学院進学への動機づけとして「学部・院5年制」の導入に向け、大学院入試委員会および教務委員会において検討を行っている。また、社会人学生の便宜を図るため、博士後期課程に限り授業時間として6時限を設けている。博士前期課程においても同様に、2022年度より6時限を設けることを大学院教務委員会にて決定している。

5.1.4.学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<現代教養学部>

入試委員会では、入学試験に関する出願資格や試験科目、配点・時間、募集人員などの審議を行い、また、毎年入試結果について入試種別ごとの志願者数、受験者数、合格者数、補欠合格者数などを確認し、点検・評価している。自己点検・評価委員会の下にあるIR専門委員会は、毎年入試方式の妥当性の検証を行い、自己点検・評価委員会から大学評議会に報告を行っている【5-18】。

上記の点検・評価の結果を受けて、将来計画推進委員会の下にある入試制度検討委員会が、選抜方法、新入試制度導入、次年度学生募集方針など、学生受け入れの改善・向上に向けた取り組みを検討している。

2021年度には、自己点検・評価委員会による18提言を受けて、将来計画推進委員会で学則変更（収容定員変更）について審議し、2022年度入試以降、国際英語学科の入学定員及び収容定員を減じ、他学科に割り付ける変更を行うこととして、大学評議会の承認を経て理事会で決定している【5-19】。

「中期計画」【1-17】には「高大接続改革」として以下のとおり記載し、将来計画推進委員会の下に設置する入試制度検討専門委員会と、入試委員会で審議を行い実行している。

- ①高大接続を促進するとともに、新たな学生募集の可能性を検討する。
- ②学力の三要素を多面的に評価できる入学者選抜の導入を継続的に検討する。
- ③適正な入学定員の管理を徹底する。
- ④より体系的・効果的な入学前教育を実施する。

高大接続改革を進め、本学のアドミッション・ポリシーに沿った学生を積極的に受け入れるため、2021年度に高大連携室を設置した。キリスト教主義、女子高等教育、リベラル・アーツ教育への理解などの教育理念、教育内容において親和性のある高校を中心に連携校の開拓と協定締結に向けた交渉を進めており、2021年度には新たに2校と連携協定を締結した【5-20】。

協定校との交流として、本学教員が高校に出向いて行う模擬授業、高校生の本学訪問のほか、相互理解を深めるために、年に一度連絡会を開き、受け入れた学生の報告をはじめ、今後の受け入れに関する協議などを行っている。また、入学前教育についても高大連携室を中

心に検討を進めているところである。高大接続改革に関しては、入試制度検討専門委員会、入試委員会が連携して進捗を図る体制となっている。

＜大学院研究科＞

学生の受け入れ方針に基づき入試が公正かつ適切に実施されたか否かについて、毎年入試終了後に、大学院入試委員会において検証を行い、改善を要する場合は翌年の入試に反映している。

また、「中期計画」【1-17】に基づき、大学院教務委員会及び大学院入試委員会において、学部・院5年制の導入、社会人の受講を考慮した6時限の導入などについて準備を進めている。

5.2.問題点

大学院の定員充足率（5年平均）について、博士後期課程では人間科学研究科、理学研究科とも0.33を下回っている【大学基礎データ表2】。大学院の学生受け入れについては、前回認証評価においても努力課題として指摘を受け、2020年度には大学基準協会に改善報告書を提出している【2-32】。大学院では、アドミッション・ポリシーの改正、広報の強化、ダブル・ディグリー制度導入、学部・院5年制の検討など、長期にわたり改善策に取り組んでいるところである。着手した改善策の効果を検証しつつ、引き続き改善に努める。

第Ⅵ章 教員・教員組織

6.1.現状説明

6.1.1.大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点

- 大学として求める教員像の設定
- 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

○大学として求める教員像の設定

本学の建学の精神、教育理念・目的に基づき、大学の「求める教員像」を「キリスト教精神に基づきリベラル・アーツを柱とする女子高等教育を推進していくため、本学の建学の精神、教育理念を理解し、専門知識と教育力、研究能力を有する人材」と定めている

【2-1 p.1求める教員像】。また、学部・大学院研究科についても、専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等を資料のとおり定めている。

学部では理念・目的、人材養成の目的を達成するため、「専門教育のみならずリベラル・アーツ教育の柱である全学共通教育にも熱心に取り組み、全人的教育に取り組むことができる人材」と定めている【2-1 p.1求める教員像】。

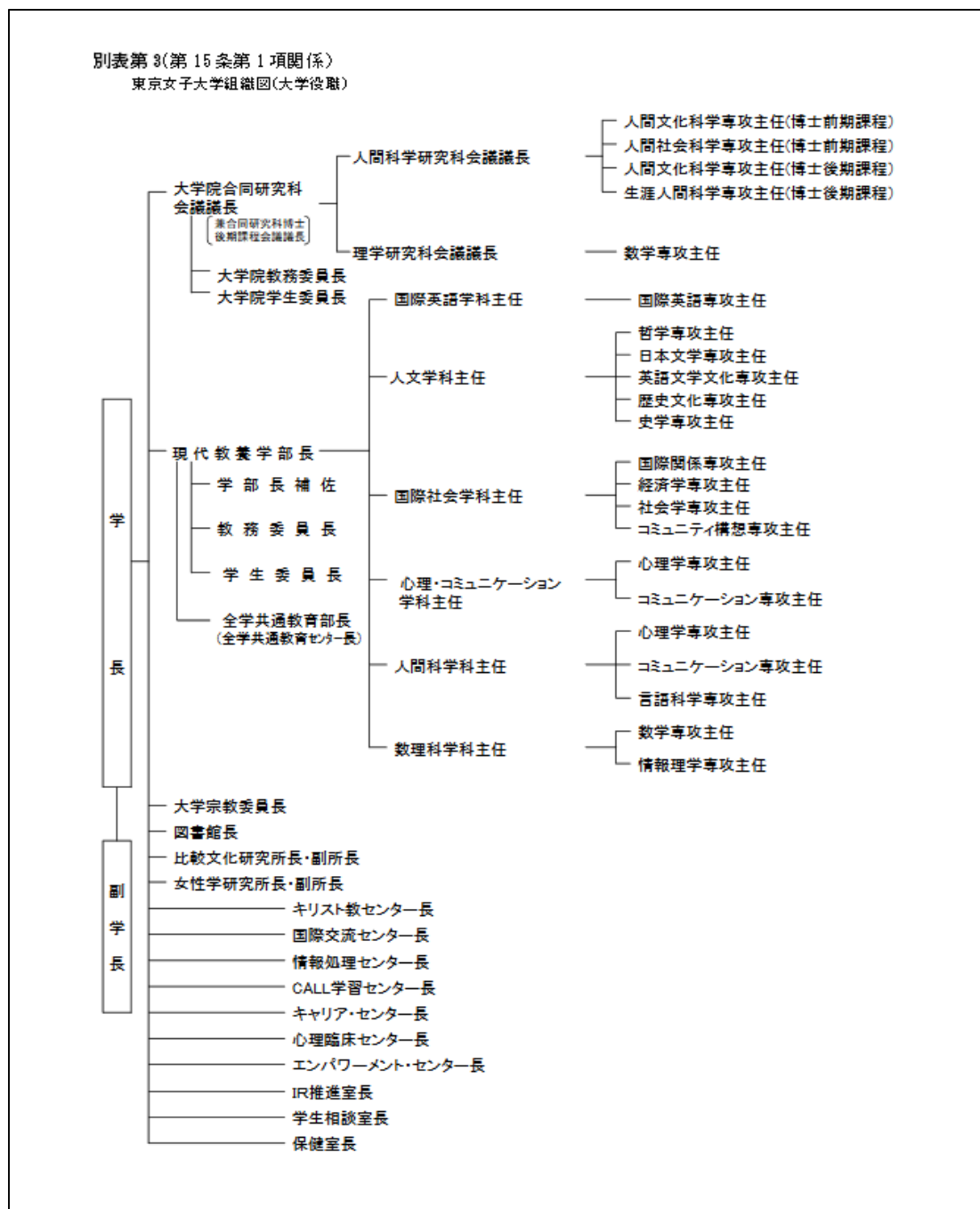
○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

学則に定める大学、学部、研究科の理念・目的を実現するため、学部・研究科毎に教員組織の編制方針を定め、その方針を教職員で共有している【1-6 p.4】。

学部の「教員組織の編制方針」では、第4項に「女性のキャリアを支援し、同等の能力を有する場合は女性の教員を積極的に登用する。」と定めている。

「求める教員像」「教員組織の編成に関する方針」はいずれも、教授会で共有し、また、大学公式サイトに掲載している。

上記の諸方針に従い、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って、以下のとおり教員組織を編成している【6-1 第13条、第15条】。



【6-1 別表第3(第15条第1項関係)】

学部には学部長を置き、学長を助け学部の校務をつかさどり、教授会の議長を務める【6-2 第5条】。ほかに、全学共通教育部長【6-1 第16条の2】、教務委員長【6-1 第37条】、各学科・専攻に学科主任・専攻主任【6-1 第18条、第19条】を置いている。大学院には合同研究科会議議長【6-1 第20条】を置き、各専攻に専攻主任を置いている【1-5 第61条第3項】。大学院研究科には各々研究科会議議長を置いている【1-5 第63条第3項】

が、大学院の教学事項については大学院合同研究科会議で審議を行う。大学院合同研究科会議の下に大学院教務委員会、大学院学生委員会を置くなど両研究科の各事業を共有し、大学院として一貫した方針の下運営している【6-3 第1条第1項】。

また、学長の職務を円滑に遂行するため副学長を置くことができる【6-1 第5条の2】。2021年度は2名の副学長を置いている【6-4 役職者委嘱(1)副学長委嘱】。このうち学部教育等を担当する副学長は、企画室長を兼ね中期計画の策定等を担っている。同時に、企画室長は学長指名により将来計画推進委員会副委員長を務めており、これにより全学的なPDCAサイクルにおけるPlanと中期計画の整合性が保たれる体制となっている。

(基準 2 p.9「内部質保証体系図」参照)

6.1.2.教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点

- 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- 適切な教員組織編制のための措置
- 教養教育の運営体制

○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

大学全体、学部、研究科の専任教員数は、大学設置基準、大学院設置基準に定める必要数を満たしている【大学基礎データ 表1】。教員数は大学公式サイトに公表している【6-5 p.1(1)①】。

学部・研究科ともカリキュラムに定めた教育内容に沿って十分な数の教員を配置している。専任教員一人あたりの学部学生数は、2021 年5 月1 日現在31.6 人である【6-5 p.3(1)③】。ただし、卒業研究につながる各学科・専攻の年次演習は少人数クラスで行っており、4年次演習の1クラスは平均15名以下できめ細やかに指導を行っている【6-6】。

○適切な教員組織編制のための措置

(1)教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

教員組織は、教育基本法、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準の定めに従い、また、各組織で定めた方針に沿って編成を行っている。教員組織編成方針第4項「女性のキャリア支援」「女性教員の積極的登用」に向けては、教員総数に占める女性教員の割合の目標値を「45%以上」に設定している。2021年5月1日現在39.8%、教授職に占める女性教員の割合は39.2%である。また、現代教養学部数理科学科では14名中女性の教員を4名配置しており、理系分野を研究する女性として、学生のロールモデルとなっている。(女性研究者支援については基準 8 p.85(8)①参照)

教員人事の構成・配置を全学的見地から検討・審議する全学人事委員会は、各人事の始動にあたり、当該人事について確認を行い【6-7 第5条】、方針と組織の整合性を保証し

ている。また、改組などにより教員組織に関して大きな見直しを行う際は将来計画推進委員会による検討を経ることとし、全学のPDCA サイクルとの整合性をとっている。更に、大学の将来計画と求める教員像の整合性についても、確認、検証をおこなっている。

(2)各学位課程の目的に即した教員配置

学部には、リベラル・アーツ教育充実の観点から全学共通カリキュラムを中心に担う教員を配置している。また、学科と全学共通教育にバランスよく教員配置を行い、教員組織を適切に編成している【大学基礎データ 表2】。

また、時代の変化に応じた教育内容を充実させるため、分野や教育内容の流動性を確保し、優れた業績・資質を有する教員を得るために、卒業研究担当教員数の8%を目安とし、全学科にわたって特任教育職員を一定数配置することと定めている【6-8 第2条、第3条】。特任教育職員規程【6-9】、特任教育職員規程運用内規【6-8】、大学院特任教授規程【6-10】、大学院特任教授規程運用内規【6-11】に、教員としての資格、業務、採用手続等を定めている。

新規の教員採用人事の立ち上げ毎に、5年程度の人事構想、特に特任教育職員規程運用内規に定める特任教員配置の原則・特任教員数の目安との整合性について、必ず記載するように求め、特任教員枠の確保に努めている。

(3)国際性、男女比

現代教養学部では、「国際共通語としての英語とその言語文化の広がりを専門的に考究し（中略）社会の発展に貢献できる人物の育成を目的とする【1-4第4条2項】」国際英語学科にネイティブの教員を9名配置している。また、全学科の学生が履修する全学共通カリキュラムにおいては第一外国語科目を、4名の外国人嘱託講師が担当している【4-11 p.41国際英語学科専任教員】。

女性教員の積極的登用、教員総数に女性教員の占める割合についてはp.61に記載のとおり。

(4)特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

「学部教員組織の編制方針」第3項に教員の年齢構成の均衡について定め【2-1 教員組織の編成方針】配慮している。教員総数に占める61～65歳の割合が21.7%とほかに比べて高いが、他の年代については、概ね均衡は取れている【6-5 p.2(1)②】。

(5)教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置

学部では、初年次の演習、専門の基礎となる概論や主要な科目については、各学科・専攻とも原則として専任が担当する。学士課程の集大成としている卒業研究の指導も専任教員が行っている。その結果、2021年度必修科目の専兼比率は人文学科の84.6%を除き90%

を上回っている【大学基礎データ 表4】。

(6)研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

原則として研究指導を担当する教員は、学生の属する専攻の専任教員の中から、当該専攻が決定する【1-5 第16条】こととしている。本学大学院担当教育職員選考基準および資格審査手続を定め、これに従って担当教員を決定している【6-12】【6-13】。また、一貫した博士後期課程の教育・研究指導体制の維持のため、大学院特任教授の制度を設けている【6-10】【6-11】。

(7)教員の授業担当負担への適切な配慮

学部授業においては、専任教員の責任コマ数を通常週5コマとしている。授業の準備のため、週1日は研究日を確保している。例年、副学長、学部役職者については職務内容に応じて減担措置を講じている。減担コマ数は学長が決定し、理事会に報告している。また、大学院では博士後期課程論文指導担当者について、学部の授業担当コマ数を1コマ減ずる措置をとっている。

○教養教育の運営体制

教養教育重視の観点から、幅広い科目群から成る全学共通カリキュラム【4-7】を総轄する全学共通教育部長を置いている。

全学共通教育部長は、全学共通カリキュラムの運営について、学部長を補佐する【6-1 第16条の2】。学部の全学共通カリキュラム等の運営にあたる全学共通教育センターの長となり【6-14 第3条】、カリキュラムとセンターの運営について協議する全学共通カリキュラム運営委員長を務める。【6-14 第5条-第7条】

全学共通カリキュラム運営委員会のもとに各科目運営委員会を置き、各科目運営委員会には当該科目担当以外の学部教員1名を加えることで、学科科目と全学共通カリキュラムの有機的なつながりを意識した運営をしている。

6.1.3.教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点

- 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
- 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

教員の募集・採用・昇任は、法令の定めに基づく基準と手続を規程に定め、適切性・透明性を担保して実施している。教員人事については、学長を委員長とする全学人事委員会

で全学的見地から構成・配置等を検討している【6-7 第2条】。教員の採用募集は原則公募により行っており、採用人事の客観性・透明性を担保している。

教育職員の採用および昇任については、「教育職員選考基準」【6-15】、「教育職員の採用・昇任基準」【6-16】、「全学人事委員会規程」【6-7】「教育職員選考委員会運営要項」【6-17】「教育職員選考に関する手続」【6-18】に定めている。

具体的な採用の手続は以下のとおり【6-18 第3条】。

学科等が人事案件立ち上げを申し出、全学人事委員会が方針に従って、当該案件についての人事を進めることの是非を審議する【6-7 第5条】。全学人事委員会は、人事案件の立ち上げを承認後、採用手続を行う教員選考委員会を設置する。設置にあたっては、当該学科・専攻の視点にとどまらない構成となるよう配慮している。教員選考委員会の構成は、全学人事委員会および教授会において決定される【6-17 第3条】。

○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員選考委員会は、規程および全学人事委員会による方針等に従って公募を行い、書類選考と面接を経て候補者を絞り込む。

全学人事委員会は、最終候補者について「教育職員選考基準」【6-15】および「教育職員の採用・昇任基準」【6-16】等に照らして審査を行う。

これを受けて学長が教授会および大学評議会の意見を参酌し理事会に当該人事を建議し、理事会が決定する【6-18 第3条 第4～6項】。理事会に諮る前に学長・学部長面談を行い、キリスト教精神に基づくリベラル・アーツ教育への考え方、本学で期待される活動、大学運営への寄与などを確認している。

昇任の手続は、全学人事委員会による方針に従い、「教育職員選考基準」および「教育職員の採用・昇任基準」に照らして、教育職員選考委員会が候補者の審査を行い、さらに全学人事委員会が審査を行う。学長が教授会および大学評議会の意見を参酌し理事会に当該人事を建議し、理事会が決定する。

大学院担当者の選考基準、資格審査手続は、資料のとおりに【6-12】【6-13】。

なお、特任教員の採用に関しては、「特任教育職員規程」【6-9】、「特任教育職員規程運用内規」【6-8】、「大学院特任教授規程」【6-10】、「大学院特任教授規程運用内規」【6-11】、「教育職員選考に関する手続」【6-18】に、教員としての資格、業務、採用手続等を定めている。

2020年度においては、COVID-19への対応として、感染状況や面接対象者の居住地域（国を含む）等を考慮し、選考過程における面接や教員選考委員会の開催について、オンライン実施を導入するなどの対応を行った。

以上のとおり、本学では法令の定めに基づく基準と手続を規程に定め、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。採用は、原則公募により行っており、採用人事の客観性・透明性を担保していると評価できる。学科等による候補者の面接には全学人事委員が

陪席し、全学人事委員会の方針に沿っているか確認しており、公正性を担保していると評価できる。

6.1.4.ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

- ファカルティ・ディベロップメント（F D）活動の組織的な実施
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

本学ではFD活動を内部質保証の一環と位置付けている（基準2 p.9「内部質保証体系図」参照）。教員一人ひとりの資質向上と教育活動の改善を目的として「教職員SD研修実施方針」を定め【2-1 p.3 教職員SD研修実施方針】、組織的、恒常的にFD活動を行っている【6-19 p.2-4】【6-20】。

(1)2020年度～2021年度に実施したFD

①外部講師による研修【6-21.】

教育課程や授業方法の開発および改善を図るため、本学の教育理念であるリベラル・アーツ教育の在り方について理解を深めることを目的として、本学理事を講師としてFD研修会を行った。

高校の学びの現状について理解を深めるとともに、高等学校新学習指導要領を踏まえて本学教育を考えることを目的として、外部講師によるFD研修会を行った。

②AP小委員会による報告

基準4に記述のとおり【2-19】。（基準4 p.45⑤⑧参照）

③学生参加によるFD研修【6-19 p.3 3)学生参加型FD】【6-21.】

学生の立場から「遠隔授業を受講して考える、大学での学び」をテーマに学生と教員による座談会を実施した。学生から積極的な発言があり、テーマに沿った活発な意見交換が行われた。座談会で得た学生の意見は、学科・専攻主任、科目運営委員長に報告するとともに、教授会で共有した。

④COVID-19への対応・対策として

遠隔授業に関する知識の共有や課題解決のため、本学公式Webサイトに「遠隔授業サポートページ」を設けた【6-22】。遠隔授業においても教育効果を維持することを目的として、FD研修会を実施した【6-19 1) FD研修②④⑥】。同時に「FD研修サイト」を新設し、研修会を収録した動画の他、オンデマンド研修動画を作成、公開した。

(2) 毎年実施しているFD

FD委員会のもと、単位の実質化や成績評価の標準化、授業改善を目的として、毎年以下のFD活動を行っている。

①シラバスの作成方法および成績評価に関するFD研修(基準4p.36に記述のとおり)

②学生による授業評価アンケート(基準4p.45⑨に記述のとおり)

アンケートの結果を受け、学科・専攻、科目運営委員会等の単位で「『学生による授業評価』に関する検討会」を実施し、授業における成功事例や課題を共有するとともに改善方策を検討し報告書を作成している。それぞれの報告書をもとに、FD委員会において改善すべき課題、具体的な改善策を、『東京女子大学「学生による授業評価」アンケート報告書』にまとめ、本学公式サイトにて公開している。「授業改善等に向けた具体的な方策」は非常勤講師を含む全教育職員に開示している。

③教員相互の授業参観【6-23】

④新任教員サポート

新任教員に対しては、本学におけるFD活動の取り組み、研究倫理、ハラスメント防止、教務・学生関係事項、就業規則・社会保険関係等を内容として新任教育職員研修を実施している。各専攻・科目運営委員会等で固有の内容については、各新任教員につき一人のサポート担当者を決め、年間を通じて支援を行っている【6-24】。

人間科学研究科、理学研究科、大学全体に示す研修に加え、大学院担当教員の資質向上のための研修として、各専攻・分野において「授業および修士（博士）論文指導についての検討会」を実施した【6-25】。各専攻・分野の検討報告書に基づき、大学院委員会で教育上の工夫・成果、問題点および改善策について検討を行い、大学院合同研究科会議において報告し、共有した。その後、大学院合同研究科会議構成員を対象に報告書の検討会を行い、COVID-19への対応・対策として、コロナ禍での遠隔授業等の課題とオンラインの積極的活用についても検討し共有した。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員に対し、教育研究活動状況調査を実施し、学部長が教育活動や研究業績の状況を毎年確認している【6-26】。学部長が全体を総覧し問題があれば専攻主任、学長より注意・指導を行っている。

教員の諸活動を推進・奨励し、本学の教員全体の質の向上、大学組織の活性化につなげることを目的とし、2019年度より教育職員業績評価制度を導入している。本制度を組織的かつ円滑に実施するため、2018年度に教育職員業績評価委員会を設置し、2019年に「教育研究活動等の評価に関する規程」を新規制定した【6-27】。教育職員業績評価委員会では、毎年、学生による授業評価アンケート結果をもとに、教育職員一人ひとりの教育方法が適切であるか確認している。

本制度の一環として、エクセレント・ファカルティー顕彰を実施しており、教育、研究、社会貢献・大学運営の評価領域における評価を総合し、特に優れた業績を挙げた教員を「エクセレント・ファカルティー」として顕彰している【6-28】【6-29】。受賞者の優れた取り組みについては、報告会にて全教員で共有している【6-30】。

6.1.5.教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性の点検・評価は、法令と学内諸規程に照らして、自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を設置し、検証することができる。検証結果は、自己点検・評価委員会が全学的見地から確認し、問題点があれば将来計画推進委員会に報告する体制をとっている。

自己点検・評価委員会では「18提言」において、「Society5.0を意識した新たな教育プログラムの導入」「語学力強化」等に言及している。これを受け、将来計画推進委員会では「中期計画追加・補訂項目」において「データサイエンス力の強化」「英語教育研究センターの設置」を明記しており【2-26】、中期計画に基づいてデータサイエンス副専攻設置、英語教育研究センター設置の準備を進めている。全学人事委員会では、これらの計画に鑑み具体的な人事配置について検討を行っている。教育研究組織と同様、18課程の検証結果を踏まえた中期計画が、教員組織にも反映される体制となっている。

6.2.長所・特色

「学生による授業評価アンケート」を毎年半期ごとに実施するだけでなく、アンケートの結果を受けて、学科・専攻、科目運営委員会等の単位で「『学生による授業評価』に関する検討会」を実施している。検討会では「学生の要望に対する具体的な回答」や「授業改善等に向けた具体的な方策」を報告書にまとめており、アンケート結果を教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善のために有効に活用していると評価できる。

第Ⅶ章 学生支援

7.1.現状説明

7.1.1.学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生が、ディプロマ・ポリシーにある「主体的に学び続け、自己を確立し、自らのキャリアを構築する姿勢」を培うため、安定した学生生活を送ることができるよう方針を以下のとおり定めている。方針は、本学公式サイト【2-1 p.2学生の支援に関する方針】や『学生要覧』【1-2 p.16】に掲載している。また、『専任教育職員等ハンドブック』【1-6 p.5】等の冊子に掲載し、教員の研修、新任者研修、新任教員サポート制度を通じて教職員に共有している。

学生の支援に関する方針

- 1.自主的に学ぶ姿勢を育むための教室外学習、学生相互の学習および課外活動を支援し、学習環境を整備する。（学習支援）
- 2.奨学金制度を有効に運用し、経済的に安定した学修環境を保証する。（経済的支援）
- 3.学生の生活全般に関わる学内相互の全学的な連携を強化することによって、学生の心身の健康を維持し、良好な人間関係を保つための、支援体制を整備する。（生活支援）
- 4.進路支援を含む女性のキャリア構築に関する多様な支援体制を実施することによって、学生・卒業生が生涯にわたってキャリアを追求することを可能にする支援を行う。（キャリア支援）

また、アドバイザー制度やアンケートの実施などにより学生の意見を集約する機会を積極的に設けており、学生支援に結びつけている。

例えば、コロナ禍においては、オンライン授業を導入した2020年5月に学生アンケートを行い、授業への準備状況、通信環境やトラブル等について確認した【7-1 2020年度第2号 p.11】。調査結果に基づき、教材の印刷費用支援、SSプロジェクトの開始（p.70⑤参照）、学生相談体制の強化、キャリア支援のオンライン化など、どのような状況にあっても学生が安定した生活を送り自主的に学ぶことのできる環境整備に努めている。

7.1.2.学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点

- 学生支援体制の適切な整備
- 学生の修学に関する適切な支援の実施
- 学生の生活に関する適切な支援の実施
- 学生の進路に関する適切な支援の実施
- 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

○学生支援体制の適切な整備

主体的な学びを促す学習支援については学務課、図書館、国際交流センターが、安定的な学修環境のための経済的支援は学生生活課、生活支援は学生生活課、学生相談室、保健室が、キャリア支援はキャリア・センターが主に行っている【2-20 別表第2(第8条関係)(2)エ】。また、アドバイザーの教員や各専攻オフィスとも連携して支援を行う体制となっている。

(1)COVID-19対応

2020年度から大半の活動がオンラインに切り替えられた。安定した学生生活が確保されるよう、以下のような対応・対策をとった。

①授業

各部局での修学支援を行い、大きなトラブルなく遠隔授業へ移行した。

- 1)例年年度始に実施しているオリエンテーションや説明会については、2020年は対面実施を取りやめ、資料を郵送して対応した。2021年度はオンライン上での資料配布やオンデマンド動画配信に加え、双方向のオンライン会議も利用し説明を行った【7-2】。
- 2)PCや通信環境を整えるための遠隔授業支援貸付金を創設し、希望学生に無利子の貸付を行った【7-3】。
- 3)授業を遠隔で行うにあたって支障がないよう、1年次学生に対しては、学生生活課、情報処理センター、アドバイザー教員が連携して、学務課職員が学生一人ひとりのオンライン環境を確認した。
- 4)2020年3月に全学共通教育部長のもとにオンライン授業プロジェクトチームを設置し、全学的にオンライン授業ができる体制を整えた【7-1 2020年度第1号p.11】。

2021年4月には、教育・学修支援センター(Center for Teaching and Learning、以下CTLと記述)設置を決定した(基準3p.21参照)【2-26 別紙3【補訂項目】1.】。オンライン授業プロジェクトチームが担っていた教員や学生への支援体制を引き継ぎ、ICT機器操作・接続サポート、オンライン授業受講サポート、オンラインワークショップの実施などを行う(2022年4月開設予定)。

オンライン授業については、学修行動調査結果により学生からある程度の評価を得ていることを確認している。以前より満足度が向上している項目も見られる(基準4p.45⑧参

照)。対面授業に比べ学生が活発に意見を表明するなどの利点があったほか、教員アンケートでは回答者のうち90%が学生の態度が「良くなった」「変わらない」と回答していることを確認した【7-1 2020年度第2号p.11】。

2021年度前期には、どの学年の学生も週に1度はキャンパスで授業を受けられるよう調整し、ゼミ形式の授業を中心に一部授業を対面で行っている。基礎疾患を有する等の理由で対面授業に出席できない学生には、ハイフレックス型（ライブ配信）を活用するなど配慮も行っている【7-4】。

②図書館

2020年度からは非来館型の利用支援・学習支援（オンライン図書館ツアー、情報検索ガイダンスやレポートの書き方ガイダンスのオンデマンド教材作成と配信、情報検索ガイダンスのオンライン実施、学習コンシェルジュによるオンライン相談、オンライン選書ツアー【7-5, 7-6, 7-7 8.2020年度ガイダンス参加者報告, 7-8, 7-9】、冊子体資料の郵送貸出し【7-10】）を実施している。

③キャリア・センター

2020年度には全ての就職支援をオンライン化した。特にチャットボットとオペレーターによるチャットカウンセリングは新しい手段として機能している【7-11】。学生の疑問や不安を払拭するためにオンラインでのフリー相談会を新規に企画した。イベントのオンライン化をきっかけに、他大学との合同イベントを積極的に企画している【7-12p.9下段】。

④学寮

検温実施、門限繰り上げ、外泊制限、体調不良者の隔離、在寮理由（正課や就職活動等）の制限のほかに、二人部屋の一部単独使用、産業医による研修などを実施し、継続して学寮運営を行っている【7-13】。

⑤SSプロジェクト

2020年7月、コロナ禍による学生のアルバイト収入減少を懸念し、大学でのアルバイトの機会（遠隔授業の補助、事務室や図書館での業務、入試や学内行事のサポートなど）を提供する「SSプロジェクト」を開始した【7-14 p.66-69】。学生一人ひとりが本学の掲げるSS(Service奉仕とSacrifice犠牲)精神を実践し「誰かのためにできること」に取り組む機会として位置づけ、全学的に展開した【7-15】【8-38】。2021年度も引き続き実施している。

⑥その他

2020年度から、経済的理由により学業を断念することがないように、本学の既存の経済的支援制度を拡大することによる対応を行っている（給付型奨学金制度の活用、家計急変時の経済的支援枠の拡大、学費の延納または分納制度運用、無利子での貸付）（奨学金制度についてはp.72(6)参照）。

○学生の修学に関する適切な支援の実施

生涯学び続ける力を身につけさせるため、4年間の自主的な学びを実現する環境や制度を以下のとおり整えている。また、安定した学生生活のため、以下の制度により学修環境を保障している。

(1)学生の能力に応じた補習教育、補充教育

教室外学修

全学部学生に対して、e-Learning の活用、WebClass 等の補充教育を実施し、教室外学修の支援をしている。英語学習に関しては、キャリア・イングリッシュ・アイランドで一般学生向けプログラム（英会話トレーニング、TOEFL ITP®講座と英語Speaking 講座など）を実施している【7-16】。CALL 教室では「コンピュータによる英語自習プログラム」を使い、学生が各自の英語能力や学習目的に応じて活用し、授業を補完する役割を果たしている【7-17】。2020年度には全プログラムを自宅で利用できるよう改修を行った。

また、情報処理科目では、初学者に対して学生アシスタントによる操作指導を実施している。授業以外の自習時間には、情報処理教室、自習室にアシスタントが待機して、操作のサポートにあたっている【7-18】。

(2)正課外教育

①学会による学生研究活動への支援

東京女子大学学会は、本学の教員および学生による学術研究の促進を目的とする学術団体で、1950年に組織された。本学教員、学生等を会員として構成している【7-41】。

学生に対しては、始業講演、連続講演会の開催のほか、学生グループの自主的な研究活動支援を行っている。（教員に対しては基準 8 p.84(3)③参照）

学生が自主的に形成した研究グループに対し「学生研究奨励費」を支給している。学生は学科・学年の枠を超えたグループで、教員の助言を得ながらテーマに取り組むことができる。1973年に創設以来、約380の学生グループが奨励費制度による研究活動を行っている。最も優秀な研究グループには「学生研究奨励賞」が授与され、翌年度始業時に講堂で研究成果発表の機会を設けている【7-42】。

②留学生等の多様な学生に対する修学支援

外国人留学生が、本学の教育を理解し、円滑に大学生活を送れるよう、全学年対象にオリエンテーションを年度始に実施している。他に、留学生への支援として第1外国語科目（日本語Ⅰ（入門）・日本語Ⅱ（応用））の設置【4-1 p.97】、国際交流センターによる毎月の集まり【7-19】や学生ボランティアによる「留学生バディ」【7-20】を実施している。

2020年度からは本国で遠隔授業を受ける留学生がいることから、学期終了ごとにオンラインで個人面談を行い、就学状況、学習環境、生活環境などの確認をしている。

③障がいのある学生に対する修学支援

2016年4月に定めた「東京女子大学障がい学生支援基本方針」【1-2p.24】に基づき支援を行っている。障がい学生支援コーディネーターが、学生から就学上の困難や希望する配慮について聞き取り、それに基づき教務委員会が支援内容を定め、履修科目の担当教員に授業や定期試験等における配慮を依頼している。2021年度は面談をオンラインに切り替えた【7-21】。修学支援以外の対応についても、学務課、学生生活課、保健室、学生相談室および学科・専攻と協働して行っている。

(3)成績不振の学生の状況把握と指導

(4)留年者及び休学者の状況把握と対応

(5)退学希望者の状況把握と対応

学生が休学や退学にいたることがないように、学業成績を把握し、成績不振者への対処に努めている。特に学部学生に対しては、学務課が進級失格者や単位僅少者について、所属専攻および保証人に連絡している。所属各専攻では、専攻会議で情報を共有するとともに、アドバイザーや専攻主任が当該学生と面談し、修学上のアドバイスを行っている。現代教養学部の場合、2017年度1年次入学者においては、2020年度末までに退学・除籍した学生数は44名で退学率は4.2%となっている。【7-43】。

(6)奨学金その他の経済的支援の整備

成績優秀者の学習を奨励し、また、経済的な理由で学業継続が困難に陥らないよう、主に給付型の奨学金制度を設けている【4-11 p.143】。以下の奨学金はいずれも入学試験出願時に募集する奨学金で、受給者は4年間の経済的な安定が入学時に保証される。

①「挑戦する知性」奨学金

2016年度に新たに設立した奨学金制度。知のかけはし入学試験を受験して入学する、経済的に進学が困難な学生に4年間の学納金相当額を給付する【7-22】。桜寮に入寮する場合には寮経費相当額も合わせて給付され、地方からの入学者へのサポートにもなっている。2020年度は1年次3名、2年次以上5名が受給している。

②新渡戸稲造国際奨学金

海外留学する学生、海外からの留学生の経済的負担を軽減し、国際交流の活発化を目標にした複数の奨学金制度がある【7-23、7-24】。中でも、創立100周年記念「挑戦する知性」プロジェクトで設立した「新渡戸稲造国際奨学金」は、国際人の養成を目指し、世界トップクラスの大学に本学の留学制度を利用して1年間留学する、高い目的意識と学力・語学力を備えた学部学生に、留学先での授業料と渡航費・準備金の一部を最大600万円まで授与するものである。この奨学金制度を利用して、協定校のイギリスのエジンバラ大学、リーズ大学、カナダのマギル大学、アルバータ大学などに、9名の学生が留学し、各自の専門分野の学修を深めている【7-25】。

③外国人留学生対象の奨学金制度

外国人留学生対象の奨学金としては、「A.K.ライシャワー学寮奨学金」（寮費用全額支給）【7-26】、「A.K.ライシャワー学費支援奨学金」【7-27】（4年間の学費一部免除）がある。学寮奨学金は、本学の学寮（国際寮）に4年間滞在し、日本人学生と生活を共にし、学寮での国際交流に貢献することを条件として設立され、現在10名の学生が受給している。

ほかに東南アジア諸国からの私費外国人留学生で経済的援助を必要とする学生を対象とした「東南アジア広瀬弘忠国際奨学金」【7-28】があり、2021年度現在1名が受給している。

大学院においても、東京女子大学給付奨学金、江口裕子大学院奨学金等、給付奨学金制度を整えている。また、研究活動をサポートする秋枝蕭子学生研究奨励金、江口裕子学生研究奨励金、川上貞子奨学金などの制度を設けている【3-3 p.37】。

④授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

在学生への授業その他の費用や経済的支援についての情報は、学生生活課がウェブ上の掲示板やメールなどを通じて提供している。

○学生の生活に関する適切な支援の実施

学生が自己を理解し、心身の健康維持と心身の健康に対する意識の向上および良好な人間関係を保つために以下の支援を行っている。

(1)学生の相談に応じる体制の整備

学生生活全般の諸問題に対処し、学生の心身の健康を保持・増進し自己を実現できるよう、学生委員会を設置している。学生生活課は、学生生活における総合窓口となり、必要に応じて適切な部署（学生相談室、保健室、学務課、キャリア・センター、国際交流センター、各専攻オフィス、アドバイザー、ハラスメント相談室）との相談、橋渡しを行っている。特に、支援が必要な学生のケアについては、総合的な相談体制の確立を目指し、2017年度に障がい学生支援コーディネーターを配置し、学生相談室、保健室、学務課、各専攻と連携して支援を行っている。

例年、全学的なFD研修、SD研修において、保健室の精神科の非常勤医師や障がい学生支援コーディネーターにより、発達障がい学生の対応や本学の支援体制についての講習を実施し、教員や当該部署の職員だけでなく全教職員の意識の向上とサポート体制の理解に努めている。

(2)ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備

ハラスメント防止委員会およびハラスメント相談委員会の設置と「東京女子大学ハラスメント防止ガイドライン」【7-29】、「東京女子大学セクシュアル・ハラスメントその他

のハラスメント等による人権侵害防止規程」【7-30】の制定により、ハラスメント防止および早期解決のための体制を整えている。学生生活課、保健室、学生相談室、ハラスメント相談室がハラスメント相談窓口となり、相談委員（学内委員10名、学外委員2名）に取り次いでいる【7-29 p.2~3,9】【7-31】。

（3）学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

①学生相談室【7-32】

授業・試験期間中は常時2～3名のカウンセリングスタッフ（臨床心理士・公認心理師）が在室しており、個人相談、心理教育的プログラムの企画等にあたっている。また、心理・コミュニケーション学科心理学専攻の教員が室長および学生相談室運営委員長を担当し、相談室の活動を統括している。コロナ禍においては、学生からの相談が増えたため、カウンセラーの増員を行い、全日3名体制をとっている。また、休日や長期休暇でも時間を問わず相談できるように、メンタルヘルスに対して電話相談サポートも導入した。

②保健室【7-33】

学生が心身ともに健康な学生生活が過ごせるよう、専任保健師のほか、内科・婦人科・精神科の非常勤医師、非常勤看護師、派遣保健師を置いている。学生の事故・急病などの応急処置や健康診断などの健康管理の他、医師による相談、保健師による保健指導を対面およびオンラインで行っている。また、学生向けに婦人科医師によるオンライン講演会を実施している。

③傷害保険

教育研究活動中に発生する不慮の事故に対処するため、学生教育研究災害傷害保険（学研災）、学研災付帯賠償責任保険に一括加入している。

④その他

学外機関と委託契約を結び、健康とメンタルに関する電話相談窓口を設置している。健康、メンタルの専門家から、24時間・年中無休、無料で相談を受けられる。【7-34】

○学生の進路に関する適切な支援の実施

ディプロマ・ポリシーに掲げる「主体的に学び続け、自己を確立し、自らのキャリアを構築する姿勢」を身につけさせることを目標とし、女性のキャリア構築に関する支援を正課および正課外において行っている。（正課については基準4参照。）正課外の支援としては、キャリア・センターによるキャリア講座、キャリアガイダンス、キャリア・イングリッシュ・アイランドやエンパワーメント・センターが開催するセミナーなど、学生が自分のキャリアを考える機会を学内で提供している。ほかに、アドバイザーの教員が学習・進路の指導・助言を行っている。

(1)キャリア教育の実施・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備

(2)進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

キャリア・センター

キャリア・センターでは、卒業生による講演会などのキャリア支援【7-12p.9上段】や、上述の目標を達成するために就職支援を行っている【7-35】。また、3年生対象の就職ガイダンスでインターンシップに関する情報を提供している。

就職支援としては、有資格のキャリアコンサルタントが常駐し、(1)キャリア全般の個別相談への対応、(2)キャリア・センター主催の各行事と運営に関するアドバイス、(3)キャリア・センター主催ガイダンス等の講師等を行っている。また、学生との距離を縮めるため、職員は特定の専攻の学生を受け持って支援にあたっている。各職員が担当する学生一人ひとりの希望や就職活動状況の記録を作成し、継続的に支援を行う体制を整えており、キャリア・センターでは学生全員について卒業時の進路状況を把握している。

きめ細かい支援体制の下、本学の過去4年間の就職率はいずれも99.4%以上を記録しており、高い成果をあげていると評価できる。2021年3月の就職率は99.1%であった【7-36 p.9】。コロナ禍においても十分なキャリア支援がなされていると判断できる。

(3)博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

ティーチング・アシスタント制度

学部教育の質的向上、博士課程の学生の教育・研究能力向上を目的とする教育補助業務、ティーチング・アシスタント制度を設けている。博士課程の学生には、学部長による研修会、応募説明会を開催している。2020年度からは博士前期課程新入生も前期からティーチング・アシスタントを務めることができるよう制度を変更した。学生は、教材の準備や作成補助、実験・実習・調査などの補佐、グループワークでのファシリテーターなど、授業に関する教員の補助をすることにより、自分の学識を生かす方法を学び、教授者としての能力を高めることができる。【7-37】

○学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

(1)課外活動

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大による入構制限、施設使用制限のため、課外活動を原則として禁止せざるを得ない状況であった。連盟主催の大会への参加や練習等、やむを得ないケースについては、本学の定める活動制限指針レベルに関連する活動計画書、課外活動再開計画書を作成させるなどして、安全性を確認の上、可能な限り課外活動ができるように配慮した。

(2)表彰制度

課外活動または学外での研究活動に関し顕著な活躍に対しては、後の活躍を奨励することを目的とする学長賞があり、個人または団体を表彰している【7-38 p.7, 7-39】。

○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学寮

キャンパス内に学寮（桜寮・楓寮）を置いている。本学では学寮を、共同生活を通じて人格が形成される教育寮として位置づけ（基準1 p.1参照）、寮の運営を学外に委託するのではなく、寮生から選ばれた寮生委員会が中心となり、寮監の助言を得ながら自主的に運営している。（基準8 p.81⑤参照）

7.1.3.学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

学内の学生支援活動は多岐にわたるため、学生委員会（学部・大学院）、学生相談室運営委員会、保健室運営委員会、ハラスメント相談委員会、ハラスメント防止委員会、キャリア推進委員会等、それぞれの所管委員会が、年度報告やアンケート結果などを踏まえて、各々で点検評価を行い、次年度の支援につなげている。全学的な観点から学生支援について検証を行い、改善していく体制の強化と運用が課題である。

基準2に記載するとおり、自己点検・評価委員会では、内部質保証体制における各組織のPDCAサイクルを確認するため、2021年度より「PDCAサイクルチェックシート」を作成し、学内の委員会に提出を依頼している（基準2 p.14参照）。今後は、学生支援にかかわる委員会、組織にも同シートの提出を依頼し、一年間の総括と次年度の課題について報告を受けることで、全学的な見地から学生支援全体の活動状況について適切性を確認していく。

7.2.長所・特色

(1)奨学金制度

安定した学修環境を保障するために、学部、大学院とも豊富な奨学金制度を置いている。特に「挑戦する知性」奨学金や、新渡戸稲造国際奨学金は意欲ある学生を支援してきた実績を有する【大学基礎データ 表7】【7-40 p.29】。「グランドビジョン育成する人物像」に掲げる「知力を行動力にするリーディングウーマン」や「国際的な視野をもった地球市民としての女性」育成に寄与する制度として評価できる。

(2) キャリア・センターによる支援

担当職員が学生一人ひとりについて、希望や就職活動状況を把握し、継続的に支援を行うことのできる体制を整えており、きめ細かい支援を行っている。コロナ禍を受けてはチャットボットやチャットカウンセリング、他大学との合同イベント開催など新たな手法も取り入れ、多様な就職支援を展開している。これらの支援活動は就職率99%以上という高い実績に結実している。就職支援を通して、グランドビジョン「育成する人物像」に掲げる「生涯にわたって主体的に学び続け自らキャリアを構築する女性」の育成に寄与していると評価できる。

(3) SSプロジェクト

オンライン授業サポート、上級生による新入生対象オンライン学習相談、高校生との「多文化共生」ワークショップ、4年生の就職活動報告など、ICTを活用して、大学と学生、学生同士の新たなコミュニケーションの機会を創り出した点で評価できる【7-14 p.66-69】。

当初は、コロナ禍における学生のアルバイト収入減少を受けた経済支援としてスタートしたが、SS精神の実践の機会ともなっており、参加学生が自身の能力や技能を生かし積極的に活動し、成長する様子も伺われる。

(4) 東京女子大学学会

教員及び学生による学術研究の促進を目的として、教員だけでなく学生も会員とする学術団体を有していることは、本学の特徴として評価できる。学生が自ら設定したテーマについて教員の指導を受けることができ、教員と学生の交流の場ともなっている。研究奨励費制度はこれまでに380近くの学生グループ研究を支援した実績があり、学生の自主的な調査、研究活動を後押しする制度として評価できる。

7.3. 問題点

恒常的に、全学的な観点から学生支援全体について確認し、改善していく体制の強化が課題である。自己点検・評価委員会では、2021年度より、各部局でのPDCAサイクルをマネジメントする手段として、試験的に「PDCAサイクルチェックシート」の収集を開始しているところである。各部局での状況を集約し、大学全体のPDCAサイクルとの整合性をとっていくための仕組みを整備し、定着させていく。

第Ⅷ章 教育研究等環境

8.1.現状説明

8.1.1.学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

東京女子大学方針のなかで、「教育研究環境の整備に関する方針」を以下のように定めている【2-1 p.2】。

教育研究環境の整備に関する方針

- 1.学修の質の向上と、より良い教育・研究成果をあげるため、教育・研究環境を充実する。
- 2.キャンパス内の自然環境の保持及び安全・快適な施設・設備の計画的な維持管理体制を強化する。
- 3.知の拠点として水準の高い図書館を維持し、学術情報サービスを向上させる。

東京女子大学方針は、学部教授会、大学院合同研究科会議、大学評議会での議を経て、理事会で決定されたもので、その過程で教職員への説明が行われた。また、本学公式サイトに掲載し、学内外に周知している【2-1 p.2】。

本方針は、それまでの学内での共通認識を明文化したものであるが、建学の精神に基づく教育を実現するために、創立期から時を刻み続ける歴史的建造物を大切に守りながら、最先端の設備も積極的に導入して最良の教育環境を整えている。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点

○施設、設備等の整備及び管理
○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

○施設、設備等の整備及び管理

本学は東京都杉並区善福寺に、学部学生、大学院学生ともに学ぶ1キャンパスを有している。校地面積及び校舎面積ともに大学設置基準上必要な基準を満たしている。【大学基礎データ（表5）】

運動施設として、キャンパス内にグラウンド、テニスコート、体育館棟を備えている

【8-1】。体育館棟は、大小2つのアリーナ、多目的ホール、トレーニングルーム、クライミングウォールを備えている。グラウンドは長年使用するうちに芝生が退化し凹凸が目立つようになっていたが、2016年度末に整地と散水土木工事を施した後に新しい天然芝を敷き、2017年度から授業、課外活動に活用している。

○施設、設備等の維持及び管理

2006年1月に発足した理事長を委員長とするキャンパス整備計画委員会において、キャンパス全体の用途別ゾーニングを行い、老朽化した建物の安全性の確保、耐震改修促進、施設管理体制の整備、学生にとってより魅力あるキャンパスづくりを目的として、第Ⅰ期2006～2011年度（2013年度までの予定を繰上げ）、第Ⅱ期2012～2022年度のキャンパス全体の整備計画を策定した【8-2】。現在も計画的・予防的に建物、設備の保全を進めている。2016年度以降は、研究棟（8号館）の空調更新と照明のLED化、学寮の建替え、17号館の屋根・外壁改修を順次実施した。

第Ⅲ期となる2023～2032年度の計画では、歴史的建造物を中心とした建物・設備の維持保全と本学が目指す新しい教育研究の在り方に沿う環境を両立させる計画とすべく策定を進めている。

（1）ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備／学生の自主的な学習を促進するための環境整備

ネットワーク環境の整備を継続的に実施し、キャンパス内の広範囲で無線LAN（docodemo-net）により、教職員、学生が自由にインターネットへ接続可能となっている【8-3】。2018年度には、国内外の多くの大学、研究機関が採用している国際学術無線LANローミング基盤であるeduroamに加盟し、加盟大学や研究機関で本学の教員や学生が本学のアカウントで無線LANを利用できるようにした。また、2020年度にはMicrosoftと包括ライセンス契約を締結し大学内外のPCで最新版のMicrosoft製品について無料での利用を可能とするなど、教育や学術研究の利便性向上を図っている。

学内には、4つの情報処理教室と自習室に合計247台のPCを設置している。自習時間にはアシスタントが待機し、操作のサポートにあたっている。また語学学習室として、コンピュータ・AV機器などの設備を備えたCALL教室4教室に学生用PC204台を設置し、外国語教育の充実のために豊富なソフト教材を用意して、最新のe-Learning環境の下に利用サービスを提供している【8-4 p.1】。

全学生向けの英語力向上とキャリア形成を支援するためのプログラムを提供するキャリア・イングリッシュ・アイランドには、英語学習用教材や図書、CD、電子黒板、教育研究支援ソフトなどを備え、アクティブ・ラーニング環境を整備している【8-5 p.2】。2019年度には、外国の学生達とリアルタイムで英語ディスカッションするための「テレビ会議装置」を新調し、新たにWebカメラ・マイクスピーカーシステムを導入した。

(2) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

本学では、「東京女子大学障がい学生支援基本方針」において、「学生が学内で安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、環境整備に努める」ことを定めている【1-2 P.24】。この方針に基づき、積極的にキャンパス内建物のバリアフリー化に努めている。スロープ、手すり、車いす用トイレ、車いす用座席、オストメイト対応トイレ、点字標示、エレベーター等を、既存の歴史的建造物にいたるまで可能な限り設置している。

歴史的建造物の1つ外国人教師館（16号館）1階にある女性学研究所のトイレは、従来男性用と女性用が各1ブースだったが、合わせて広い1ブースとし、車いす対応、オストメイト併設、引き戸設置を施し、性別や障害の有無を問わずに誰にも使いやすいトイレに改修した（2021年3月）。

(3) 安全及び衛生の確保

① 防災・防犯管理

キャンパス内の施設設備の日常的な管理、修繕、保守点検等は、大学の方針に沿って大学運営部管財課が担当し、外部専門業者との業務委託契約により実施している。

正門脇の集中管理センターには、24時間警備員が常駐し、キャンパス全体の施設管理、防災、防犯管理を行っている【8-6 p.6その他の建造物】。また、緊急連絡網を置き、夜間・休日の突発的な事故、事件に備えている。

特に、学外者の入構チェックは厳重に行い、来訪者記帳、入構者札の活用、構内の巡回等、女子大学のキャンパスとして、防犯面では細心の注意を払っている。日中は女性警備員を配置し、トイレ・更衣室の巡回や緊急時対応を行いやすくしている。

2020年春以降は、COVID-19の感染予防対策として、危機管理委員会が策定した入構制限の方針に沿ってキャンパスへの出入りを厳格に行っている【8-7】。

② 災害時への備え

火災等発生の場合には、集中管理センターによるモニター監視を通して、速やかに現場を特定し、構内全域に一斉に避難放送等ができるようにしている。併せて、職員による自衛消防隊を組織し、例年消防署の協力を得て防災訓練を実施している。

また、東日本大震災以降は、授業中に大震災が起きた場合を想定して、通常の授業日に全学避難訓練を実施している。災害時に迅速に安否を確認できるよう安否確認システムを導入している【8-8】【8-9】【8-10】。

③ 建物の防災対策

建物の安全性を確保するため、計画的に対策を講じている。

2020年から2年かけてタイル張りの教室・研究棟2棟（8，9号館）において剥落を予防する対策及びクラック補修の工事を行った。

また、地震でガラスが割れた時の被害を極力低減させるために、ガラス部分へのフィルム貼り付け工事を計画的に行っている。2016年度から2021年度にかけて、研究棟や教室棟

及び学寮居室、屋外掲示板に施工した。

④感染症予防対策

2020年春から深刻化したCOVID-19感染症対策として換気が推奨されたことを受け、新規網戸の取り付けと修理、パーティション、自動水栓、非接触型体温計、各教室、アルコール消毒液等の設置を行った。ドアノブや照明スイッチの消毒など基本的な感染症対策を日常的に徹底した。教室の座席数も密を避けるため通常時から減数した【8-11】。

⑤その他（学寮）

本学は、創立期より地方からの学生が安心して学校生活を送ることのできる場を保障するため学寮を整備してきた。現在はキャンパス内に2寮設けている【8-12】。楓寮（1984年3月竣工）は、全室個室で収容定員は99名である。浴室改修、無線LAN整備、シャワー室設置など、快適性と利便性を保っている。個室の整備は、個々人の勉強と祈りの場が確保されつつ友人たちと親しく交わる機会も大切にされるべきだという初代学長の新渡戸の考えに基づいている（基準1 p.1参照）。

一方の桜寮（2016年3月竣工）は全室2人部屋、収容定員190名である。留学生を積極的に受け入れ、日常的に国際交流が行われる場を目指している。障害のある学生にも配慮した造りとなっている。

○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

2014年12月に「情報セキュリティに関する規程」【8-13】を制定し、法人及び教職員等の責務、セキュリティ管理体制を構築し、事故が起きた場合の対応について明確にした。

今後は、情報セキュリティポリシーの策定をはじめ、早急にインシデント対応体制を構築し、インシデント発生時対応手順を整備するとともに、学内のセキュリティ意識向上の啓発に努め、基本的な対策の実施を徹底していく必要がある。

学生に対しては、1年次必修授業において、情報社会を生きるために必要な基本的な情報倫理が身につくカリキュラムを用意している。上級生には e-Learning システム(WebClass)上にコンテンツを用意している。

8.1.3.図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

(1)図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

「本学の教育・研究、学習活動の基礎となる図書館資料の収集を図る」等の収書方針を明確に定め、これに基づき収書を行っている【8-14】。

各学科専攻・各科目運営委員会の教員、図書館員「学生選書ツアー」など、多様な視点で

の資料選定により、教育・研究・学習に必要な資料の収集に努めている。2021年5月現在、冊子体の図書の蔵書数は約593,000冊（うち和書約430,000冊、洋書約165,000冊）、電子ブックは約120,000タイトルである。コロナ禍をきっかけに電子ブックの拡充が進んだ。雑誌については、2021年5月現在、冊子体の雑誌は約6,700誌、電子ジャーナルは約8,400誌の利用が可能である【8-15】。

（2）国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT／ILL）に参加し、学術情報へのアクセス環境の充実を図るとともに、全国の大学図書館等との間で学術資料に関する相互協力（文献複写や資料現物の貸借）を行っている。また2015年度の国立国会図書館の「NDL デジタル化資料送信サービス」導入以降、利用が増加している【8-16】。

（3）学術情報へのアクセスに関する対応

① 学外での資料活用

VPN（Virtual Private Network:インターネット経由で、個々のアカウントで仮想的に学内ネットワーク環境と同じ利用が可能になる仕組み/2008年度導入）により、学外からも本学が契約しているデータベース等の電子資料へのアクセスが可能となっている【8-17】。

② 本学の学術研究成果の発信・利用

本学の学術研究成果は、国立情報学研究所が提供する共用リポジトリサービスであるJAIRO Cloudで広く発信している。また、オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）にも参加し、リポジトリを構築、運用している【8-18】。

③ リテラシ教育と資料活用促進

2020年度からは、図書館の所蔵資料の探し方や、それを活用した学びについての情報検索ガイダンスを、情報処理科目の必修科目で実施している【8-19】。他にも、論文・記事の探し方や分野別のデータベース利用についてゼミ単位でのガイダンスを実施し、適切な学術情報の収集・利用のスキル修得を図っている。【8-20】。

④ 図書館WebサイトやTwitterでの利用案内

資料の探し方や資料の活用について、図書館Webサイトでも発信している【8-21】。2020年度からはTwitterでの資料紹介や学習に役立つ情報発信等を行っている。

（4）座席数・開館時間、学生の学習環境に配慮した図書館利用環境の整備状況

座席数は763席で、学部・研究科の収容定員3,692名に対し約20.7%の座席が確保されている【8-22】。1階のコミュニケーション・オープンスペース、グループ閲覧室には合わせて約130席あり、ここでは自由な意見交換やグループ学習ができる。同じく1階にあるリフレッシュルームでは食事や休憩をとることができ、滞在型図書館としての環境を整えて

いる【8-23 利用スペース】。

開館時間は資料の通り【8-24】。学生の教室外学習のため、前後期の各定期試験前1か月及び卒業論文提出前1か月には、日曜日にも開館している。また、レポートや論文を作成するためのPC端末を計70台（1 階のメディアスペースにデスクトップ端末50台、貸出用ノートPC20）備えている。

○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有するものの配置

2021年5月現在、専任職員4名、業務委託スタッフ10名の14名で図書館業務をおこなっている。このうち司書有資格者は9名で、資格保有率は64％である。業務委託スタッフ6 名がカウンター業務を、ローテーションを組み行っている。ほかに、学習相談に応じる大学院生および学部上級生の学習コンシェルジュを配置している。

8.1.4.教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点

○研究活動を促進させるための条件の整備

東京女子大学方針に、本学が求める教員像として「キリスト教の精神に基づきリベラル・アーツを柱とする女性のための高等教育を推進していくため、本学の建学の精神、教育理念・目的を理解し、専門知識と教育力、研究能力を有し、社会貢献への意欲を持ち、管理運営にも主体的に関わることのできる教員」と明記するように、本学では研究活動を本学における高等教育を推進する基盤であると考えている【2-1 大学の求める教員像および教員組織の編制方針】。研究に対する基本的な考えの明文化により、研究と教育の好循環が生まれ、常に研究の成果を教育に反映させることが可能となっている。

(1)研究費

専任教育職員全員の研究を保障するために研究費を支給している。そのほか（2）～（4）に記載するとおり、研究旅費の支給、研究助成制度、外部資金獲得に向けた支援体制を整備している。

・専任教育職員に支給される研究費

専任教員1 人あたり37 万円を算出基準として各学科・専攻に支給している。各学科・専攻では、それぞれの判断により、個人研究費と専攻用研究経費に分配して使用することができる。

(2)研究旅費

①教員個人に支給される研究旅費

国内の学会・研究会等への参加、調査、資料収集のための旅費を、教員1人あたり11万円を限度として毎年予算化しており、出張申請に応じて支給している。

②学術交流費

海外での研究活動を支援する国際学術交流費と国内での研究活動を支援する短期学術交流費の制度がある。これらの制度は、教員からの申請に基づき、学術交流費選考会議で審査され、大学評議会の審議を経て、学長が受給者を決定する。年間500万円の予算措置がされている。

③海外研修及び国内研修に関する内規による補助【8-25】 【8-26】

前述の学術交流費以外に、一定の条件を満たしている専任教員を対象として、海外研修経費を補助する制度がある。海外研修は、2か月以上1年以内の期間で、交通費及び滞在費が支給される。支給額の上限は、研修期間6か月以下100万円、6か月超150万円である。

(3)その他の研究助成

①比較文化研究所及び女性学研究所による研究助成【8-27】 【8-28】 【8-29】

本学の附置研究所である比較文化研究所および女性学研究所は、それぞれ採択する研究プロジェクトに対し研究助成を行っている。助成を受けた者には、研究成果を論文にして紀要等で発表することが義務付けられている。

②学会開催に対する補助

本学の専任教員が加入し、一定の条件を満たしている学会が、本学の施設を利用して学会等学術研究集会を開催する場合は、申請により施設使用料の免除を受けることができる。【1-6 p.87】。

③東京女子大学学会への補助

東京女子大学学会【8-30】（基準7 p.71参照）に補助費を交付している。東京女子大学学会では『東京女子大学紀要論集』を年2回大学から刊行しており、本学教員及び大学院学生の研究発表の場となっている【8-31】。教員に対してモノグラフの刊行助成金を交付し、研究成果の公表を促進している【8-32】。

(4)外部資金獲得のための支援

外部資金獲得を促すことを目的として、以下の取り組みを実施している。

①資金の獲得に向けた講演会

科学研究費助成事業に複数回採択された経験をもつ本学専任教育職員が講師を担当し、自身の採択経験等を講演参加者に説明し、質疑応答を行う。

②採択決定の研究計画調書の閲覧

科学研究費助成事業に申請し採択された研究者の研究計画調書を閲覧できるようにしている。

③科研費申請個別相談会

科学研究費の申請を検討する研究者や、手続きや経費執行上の疑問や不安のある研究者を対象とした個別相談会を実施している。

④若手研究推進費

研究のスタートアップ支援を目的として、外部資金不採択になった研究者に対し、次年度の申請につなげられるよう研究費補助をしている。

(5)個人研究室

専任教員に対しては、全員に一人一室の個人研究室が与えられている。個人研究室には、基本的備品の他パソコンが貸与されており、学内LANが整備されている。

(6)研究日

教員が研究等に専念できる時間を確保するため、週1日の研究日を取得することができる。原則として研究日は、大学の業務が免除される。

(7)研究休暇制度

専任教員の研究活動に、長期の研究期間を保障するため、研究休暇制度を設けている。制度運用のため「研究休暇に関する規程」【8-33】、「研究休暇に関する規程運用内規」【8-34】が整備され、6年以上勤務した教員は、研究休暇の許可を申請できる。年度ごとに原則として6名の教員が1年間、研究に専念できる機会を与えられる。研究休暇中の成果については学長に報告書を提出することが義務付けられている【8-33 第9条】。

(8)研究支援制度

①女性研究者研究支援員

女性研究者の研究継続を支援するため、2013年度から、女性研究者研究支援員制度を設けている【8-35】。出産、育児又は介護に携わる期間、研究支援員を配置する。本学に所属する女性研究者又は配偶者が大学等の研究者である男性研究者を対象とし、原則として本学大学院在籍者又は修了者を支援員とする。支援員にとっても、研究能力を高める経験となっている。

②若手研究推進費

2017年度より、本学独自の制度として「若手研究推進費」を導入し、若手研究者の研究推進を支援している。2020年度募集分からは、研究のスタートアップに資する制度として趣旨を明確化した。今後は当該年度の外部資金申請を応募条件とするなど応募資格・応募条件等の見直しを行い、より実効的な研究推進支援となるよう定期的に改善していく予定である。

③リサーチ・アシスタント(RA)制度

専任教育職員の外部資金による研究プロジェクト等の補助業務に従事するリサーチ・アシスタント (RA) の制度が設けられている【8-36】。大学院博士後期課程に在籍する学生を対象としている。教育職員の研究補助を行うことにより、大学院学生の研究能力を高めることを目的としている。

(9)教育支援体制

教育補助業務に従事する、大学院学生によるティーチング・アシスタント (TA) 制度がある【8-37】。学部における教育の質的向上を図るとともに、大学院学生に対して教育・研究能力を高める機会を提供している。また、情報処理に関する授業には、学生アシスタント (SA) を配置し、学生の授業理解を助けている。加えて 2015 年度より、障がいのある学生に対しては PC ノートテイカーや、授業時の指示・要点を聞き取る学習サポーターの配置を行っている【1-2 p.25 4.(2)修学支援】。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、遠隔授業を実施している。ICT 機器に関するサポートとしては、遠隔授業サポートページを設ける【6-22】ほか、「TWCU SS プロジェクト」(TWCU SS プロジェクトについては基準 7 p.70⑤参照)の一環として、オンライン授業サポーターとして学生を雇用し、遠隔授業における教員の教材提供の補助、学生の通信環境トラブル対応等、遠隔授業の補助を行う体制としている【8-38】。2022 年度には教育・学習支援センターを開設し、教育支援の一環として ICT を活用した教育方法を導入する教員のサポートを行う予定である。

8.1.5.研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

研究倫理を遵守し、研究が適正に遂行されるよう必要な規程を定め、審査体制を整備している。

(1)研究倫理に関する規程

①東京女子大学公的研究費等の運営・管理及び監査の実施体制に関する規程【8-39】

東京女子大学における公的研究費等の不正使用に対する取扱規程【8-40】

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（令和3年2月1日改正文部科学大臣決定）の改正を受け、「東京女子大学公的研究費等の運営・管理及び監査の実施体制に関する規程」の整備を進めている。公的研究費等の運営及び管理を適正に行うため責任体系、行動規範及び不正使用に対する措置等の取扱いを定め、公的研究費等の運営・管理及び監査の実施体制を強化する内容となる。2021年度中に改正を行い、本学公式サイトで公開する予定である。

②東京女子大学における研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程【8-41】

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、2015年7月に本規程を新規制定し、本学公式サイトで公開した【8-42】。規程には、研究活動における不正行為防止の実施体制及び不正行為に係る対応に関する事項を定めている。

③人を対象とする研究に関する倫理審査規程【8-43】

人を対象とする研究に関する倫理審査規程施行細則【8-44】

個人情報の保護、インフォームド・コンセントおよび研究対象者の保護等に関する研究者と研究機関の責務および審査基準を明確に定めた規程を制定している。

(2)学内審査機関

①研究活動に関するコンプライアンス検討委員会・調査委員会

学長を最高管理責任者とするコンプライアンス検討委員会は、公的研究費の運営・管理に関する事項について審議し、不正防止計画の推進を図る。不正使用に対する処置は、調査委員会が調査し、最高管理責任者が統括する。調査委員会の構成員には弁護士、公認会計士等の第三者若干名を含むことを規程【8-40 第8条】に定め、客観性及び透明性を確保している。

②研究倫理教育推進委員会・予備調査委員会・調査委員会

学長を最高管理責任者とする標記三委員会は、研究者倫理の向上、研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為への対応のため設置された。不正行為の発生が疑われる場合は、最高管理責任者が設置する予備調査委員会、調査委員会が対応すること、調査委員会の構成員には法律の専門知識を有する有識者等、過半数を外部有識者とすることを規程【8-41 第8条、第19条、第20条】に定め、客観性及び透明性を確保している。

③人を対象とする研究に関する倫理審査委員会

人を直接対象とする研究に関する倫理審査をする委員会である。構成員は男女両性からなる、人文科学又は社会科学分野を専門とする専任教育職員若干名、自然科学分野を専門とする専任教育職員若干名とし、さらに脳科学研究及び遺伝子を扱う研究等の審査にあたっては、自然科学分野を専門とする外部有識者1名以上、人文・社会科学分野における外部有識者1名以上、一般の立場を代表する外部の者1名以上を含むことを規程【8-43 第3条第2項、第3項】に定めている。

(3)研究倫理に関する教育

①コンプライアンス教育

公的研究費の適正な使用に対する意識の向上とルールの周知等のためコンプライアンス教育を毎年度行うこと、公的研究費等の運用・管理・監査に係る教職員は研修に参加する

ことを規程【8-39 第11条】に定め、実施している。

②研究倫理研修

研究者倫理の向上のため、研究倫理研修を、研究活動に関わる者全員を対象に実施している。新任者に対しては、文部科学省のガイドライン及び本学の規定の概要を周知する研修会を実施し、一般財団法人公正研究推進協会APRINのe-learningの所定コースの受講を義務づけている。これらの研究倫理研修は、原則として日本語および英語で提供しており、いずれもオンラインでの受講を可能とするなど、対象者のバックグラウンドや時勢に対応し、受講しやすい体制を整備している。また、人を対象とする研究に関する研究倫理教育として、倫理審査申請者に対して、APRINのe-learningの所定の2コースを受講することを義務付けている。大学院学生には、講義とグループ討議を含む研究倫理教育を毎年度実施している。

8.1.6.教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性に関する点検・評価及びそれに基づく改善・向上に関しては、各部局又は委員会において、定期的に検証を行っている。教育研究等環境については、施設設備といったハード面、図書館サービス、研究倫理など多岐にわたるため、全学的な観点から教育研究等環境について検証を行い、改善していく体制の強化と運用が課題である。

基準2に記載するとおり、自己点検・評価委員会では、内部質保証体制における各組織のPDCAサイクルを確認するため、2021年度より「PDCAサイクルチェックシート」を作成し、学内の委員会に提出を依頼している【2-28】。今後は、教育研究等環境にかかわる委員会、組織にも同シートの提出を依頼し、一年間の総括と次年度の課題について報告を受けることで、全学的な見地から教育研究環境全体の活動状況について適切性を確認していく。

第IX章 社会連携・社会貢献

9.1.現状説明

9.1.1.大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

東京女子大学方針のなかで、「社会連携・社会貢献に関する方針」を以下のように定めている【2-1 p.3社会連携・社会貢献に関する方針】。

社会連携・社会貢献に関する方針

- 1.高等教育・研究機関として、蓄積された知見及び最新の研究成果を学外に還元することで、地域住民の文化的教養の啓発に寄与する。
- 2.本学の施設および教育資源を活用し、卒業生および地域の女性のキャリア構築支援を行う。
- 3.専門的な学識を通じて、政策形成や国・自治体などの課題解決に貢献する。

さらに、2020年3月に策定した「学校法人東京女子大学中期計画」（2020年4月1日～2025年3月31日）の「【II】東京女子大学SDGs宣言 ―未来に開かれた大学―」および「【V】社会連携・地域貢献 ―社会・地域に開かれた大学―」において、以下のとおり目標を明示している。

【II】東京女子大学SDGs宣言 ―未来に開かれた大学―

目標1：「東京女子大学SDGs宣言」を採択し、学生と教職員が協働して、持続可能な社会実現のための取り組みを積極的に展開する。

【V】社会連携・地域貢献 ―社会・地域に開かれた大学―

本学の教育資源を活用し、社会や地域、卒業生を連携した活動を展開することによって、ひろく認知される大学を目指す。

目標1：本学の教育資源、施設・設備を可能な限りで開放し、ひろく認知される大学を目指す。

目標2：在学生、教職員、卒業生との連携をより一層強化する。

東京女子大学方針および中期計画は、教授会、部長・課長会で報告され、本部ニュース【1-17】により、全学的に周知、共有されている。

9.1.2社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

- 学外組織との適切な連携体制
- 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- 地域交流、国際交流事業への参加

(1)学外組織との適切な連携体制

①近隣の自治体等との連携

社会に開かれた大学を目指し、所在地の杉並区との関係を密にし、実現可能な地域貢献を検討していくために、2011 年度に杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定を締結した【9-1】。この協定は、杉並区、女子美術大学・女子美術大学短期大学部、高千穂大学、東京立正短期大学、明治大学と連携して、教育、文化、まちづくり等の分野での協力、地域の発展と人材育成等に寄与することを目的とし、各機関からなる推進協議会が、事業の円滑な運営を図るために設置されている。また、杉並区教育委員会の受託事業として、杉並区内大学公開講座【9-2 2019年度講座・講演会開催状況(教育研究支援課) 1、2】の共催を行っている。

本学は杉並区にあるが、敷地は武蔵野市と隣接しており、杉並区に加えて武蔵野市との社会連携の体制も構築している。また、かつて本学の短期大学部、現代文化学部があった三鷹市との連携体制も継続している。

武蔵野市とは、亜細亜大学、成蹊大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学とともに武蔵野地域五大学共同事業【9-3】に参加しており、「武蔵野地域五大学共同講演会」【9-4】、「武蔵野地域五大学共同教養講座」【9-5】を共催している。また、武蔵野市と武蔵野地域五大学が武蔵野地域住民の生涯学習活動の向上を目的として、継続的な学習機会を提供するためのバーチャルな学習空間としての市民大学「武蔵野地域自由大学」【9-6】を2003年年度に開始した。本学は2015 年度より、従来の武蔵野地域五大学共同教養講座および共同講演会と武蔵野市寄付講座（正課授業）【9-7】に加え、夏季特別講座（一般対象）【9-8】を対象科目として提供している。

また、三鷹市の特定非営利活動法人「三鷹ネットワーク大学推進機構」による教育・研究機関の地域への開放と、地域社会における知的ニーズを融合し、民学産公の協働による新しい形の「地域の大学」を目指す取組に参加している。現在は本学名誉教授による数学の講座を、本学寄付講座として提供中である【9-9】。

1)心理臨床センター

杉並区の地域支援講座請負受託（こども発達センターからの委託協力を受けた発達障害児の支援者対象の講演会、ワークショップなど）、武蔵野市教育支援センターからの就学前児童の特別支援教育に関する審議・決定の基礎資料となる発達検査の受託により、各自治体と連携体制を構築している（詳細は(2)②心理臨床センター参照）。

2)国際交流センター

一般財団法人杉並区交流協会の会員となり、同協会が企画する、留学生のホームビジット等の事業を留学生に紹介している。

②他の教育機関との連携

創立100年を超える伝統を持つ東京にある私立の女子大学、津田塾大学、日本女子大学と本学は、定期的に3女子大学懇談会を開催し、学長をはじめとする役職者が出席し、各大学が提案する議題について意見交換をするなどの連携関係を持っている。

高大連携提携校は、(2021年9月)現在6校あり、本学の教員が連携校に出向いて授業を行っている。また、高校単位での大学訪問を受け、在学生によるキャンパス・ツアーや在学生との交流を行うなど、相互連携をしている。2022年度からは、高校1年生を対象とする「探求的な学習活動」に資する教育連携活動のプログラム案の策定を開始している。

海外の協定校は、2021年9月の時点で、アジア、アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアの9か国1地域34校ある。2015年度は6か国12校の協定校であったが、国際交流促進のため拡充した。現在の協定校のうち、学術交流を含む包括交流が可能な大学は9か国1地域20校で、学生交換・学生派遣留学が可能な大学は、9か国1地域30校である【9-10】。

ほかに、アジア・キリスト教大学協会 (Association of Christian Universities and Colleges in Asia: ACUCA)) に、キリスト教精神を基盤とする加盟校と連携してアジアの教育分野に貢献するため、2019年に加盟した【9-11】。

(2)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

① 本学独自の公開講座、講演会、授業公開

杉並区、武蔵野市、三鷹市との連携の下で行う講座、講演会、授業のほかに、本学独自に実施する公開講座や講演会、比較文化研究所、女性学研究所企画の講演会、講座、正課授業の一般公開を通して、教育成果の社会還元をおこなっている。

公開講座としては、社会連携委員会が一般社会人と高校生の対象別に夏季特別講座を企画、実施している【9-2 2019年度講座・講演会開催状況(教育研究支援課)11、12】。また、イギリスの公的機関であるブリティッシュ・カウンシルの講師による、レベル別社会人英語講座を実施運営している【9-12】。

1)比較文化研究所

学内外の研究者を講師に招き、比較文化学的なテーマによる公開シンポジウムや公開講演会を開催し、学内外からの参加者を得ている【9-2 2019年度講座・講演会開催状況(比較文化研究所)】。また、研究所が企画する正課授業(総合教養科目「比較文化」)を、年度により公開している【9-13】【9-14】。

比較文化研究所に附置した丸山眞男記念比較思想研究センターでは、丸山眞男文庫の遺贈図書・各種草稿資料類の整理を進めるとともに、講演会、読書会等を開催し、出版物を刊行している【9-15】。さらに研究成果の社会への還元とともに比較思想学分野の知見の

提供のため、例年は正課授業（総合教養科目「比較思想」）を一般に公開している。

2)女性学研究所

歴史や文学における女性、職業や教育などさまざまな社会的領域における女性のあり方をめぐるプロジェクト研究、個人研究の成果や国内外の専門家による公開講演会等を実施している【9-2 2019年度公開授業・講演会開催状況(女性学研究所)】ほか、「女性史青山なを賞」により、各年度の優れた女性史研究を助成している【9-16】。また、例年は、研究所が企画する正課授業（総合教養科目「共生社会とジェンダー」）を一般に公開している【9-17】。

②心理臨床センター

臨床心理学分野の大学院学生のための実習・研修の場、および地域に開かれた社会貢献の場として、2009年4月に開設した。相談事業、ネットワーク事業、研修・研究プログラム事業を柱にしており、一般市民も対象とした講演会を実施している【9-18】。また、自治体からの委託協力も受けている。本学の臨床心理学分野の発達障害に関する研究成果を地域に還元している。

当センターでは、杉並区のこども発達センターから委託協力を受け、発達障害児の支援者を対象にした2回の講演会、3回のワークショップ【9-19】、児童発達支援事業者による実践研究会報告会【9-20】では、本学の臨床心理学分野の教員がコーディネーターまたは講師を担い、本学内の場所を提供して実施している。この講座は2014年度以降、継続提供しており、また、2021年度からは武蔵野市教育支援センターからの委託を受け、就学前児童の特別支援教育に関する審議・決定の基礎資料となる発達検査を実施している【9-21】。特別支援が必要な児童数の増加に伴う地域自治体からのニーズに応え、本学の施設と研究成果を活用して貢献している。

③エンパワーメント・センター

エンパワーメント・センターは、本学の社会連携・社会貢献に関する方針のうち、特に2にあたる、卒業生および地域の女性のキャリア構築支援を行う役割を担っており、卒業生を主な対象としたキャリアプログラムおよび女性の生き方を示唆する講演会や女性起業家育成講座を開催し、一般市民も受け入れている【9-22】【9-2 2019年度ライフキャリア講座開催状況(エンパワーメント・センター)】。

2017年度からは「女性の起業」【4-9】という正課授業を公開し（基準4 p.31(d)参照）、社会人受講者を得ている。さらに講座と連携した「東京女子大学ビジネス・プランニング・コンテスト」を実施している【9-23】。応募資格は高校生以上の女性で、新たに起業する意思がある、または応募アイデアを実行する意思がある方、すでに事業を営んでいてこれから新たな事業展開をする方となっている。審査は本学教員のほか、内閣府科学技術・イノベーション担当企画、NPO法人、企業の研究所など学外からの審査員を迎え、応募のプランが社会的なニーズに込えているか、実現可能か、などについて客観的な審査を行っている。毎年度、高校生から事業者まで幅広い世代の応募者から受賞者を選抜

している。2020年度はCOVID-19に対応するため、オンラインでコンテストを実施した。コンテストを主催するBPC実行委員会では、選考と並行して「ブラッシュアップ講習会」を開催し、本学教員や起業家による講義、アドバイスをを行っている【9-24】。また、希望者にはTOKYO創業ステーション（東京都の起業をサポートする団体）【9-25】を紹介している。

教育研究成果の社会への還元としては、毎年8月に、本学教員の最新の研究成果を中学・高等学校や予備校の教員を対象に公開し、教育の新たな視点を提供することを目的にした「高等学校教科別セミナー」を開催している【9-26】。

④そのほかの活動による教育研究活動の推進

本学の社会連携・社会貢献に関する方針 3.専門的な学識を通じて、政策形成や国・自治体などの課題解決に貢献する、については、国や地方自治体等の政策形成への寄与があげられる。教員個人の専門分野、研究成果を生かして、個別に、国や地方自治体等の政策形成への寄与、貢献が行われている。大学としてこれらの政策形成への寄与を奨励している【9-27】。

(3)地域交流、国際交流事業への参加

本学のリソースを利用した地域交流活動として、A.レーモンドによる歴史的建造物（文化庁登録有形文化財）7棟の専門家による解説付きの見学会【9-28】やチャペルコンサートなど演奏会の公開を行っている【9-29】。通常は、近隣地域に在住・在勤している18歳以上の女性を対象に図書館を開放しており、閲覧席の利用、開花資料の閲覧・貸し出しができる【9-30】。

杉並区立郷土博物館分館、杉並区立西荻図書館等地域の施設からの要請により、本学初代学長新渡戸稲造やキャンパスの建造物等に関する写真や資料を提供している【9-31】。

以上の文化財やパイプオルガンの音楽に触れる活動などを通し、教養を豊かにする機会を提供し、本学の建学の精神への理解を広めている。

本学の学生ボランティア活動は、ボランティア・ステーションが、学内外から集まるボランティア関係の情報を学生に提供している【9-32】。大学主催の活動としては、「東日本大震災復興支援ボランティア」【9-33】（主に岩手県大槌町）、キリスト教センターによる「リトリート」【9-42】、ボランティア団体の活動説明会などを行ってきた。杉並区周辺の養育家庭学習ボランティア、埼玉県の貧困家庭の小～高校生への学習支援ボランティアには毎年多くの学生が参加している。杉並区との連携による防犯ボランティアも継続して行っている。

ボランティア・ステーションが後援し、難民問題を考える学生有志による難民支援（Meal for Refugees）活動も行われている【9-34】。2019年度は国際交流センターが国連 UNHCR 協会の UNHCR 難民映画祭学校パートナーズに加盟したことを受け、自主上映会と学生有志の活動報告会を学外にも公開する形で実施した【9-35】。上映会は2020年、2021年は

COVID-19 のため実施を見合わせた。

海外ボランティア活動としては、キリスト教センターが主催するタイ・ワークキャンプがある【9-36】。このキャンプは、創立100周年記念事業「挑戦する知性」プロジェクトの一つとして、本学のキリスト教精神を表す犠牲と奉仕（Service and Sacrifice）を実践して学ぶことを目的に、2016年度に開始し、毎年2月にタイ北部チェンライで実施している。学生と引率教員は、現地のクリスチャンの女性が、両親と住むことができない山岳民族の子供たちを20数名預かり共同生活をしている施設に滞在し、土地を開墾して畑を作る支援活動や、子供たちに日本語を教えるなどの交流活動を行う。2021年2月はCOVID-19のため実施を見合わせた。

2015年以降、海外の協定校を拡充したことで、幅広い国際交流事業を企画することができるようになった。例えば、国際交流センターが2019年度に日本語プログラム【9-37】を行った際には、杉並区教育委員会の協力を得て地域と連携した国際交流を実施することができた。

(4)SDGs宣言

キリスト教の「犠牲と奉仕」の精神に基づき、一女子大学として持続可能な社会の実現のために活動を展開することを示す「東京女子大学SDGs宣言 ―未来に開かれた大学―」を、2021年10月大学評議会において採択した【9-38】。SDGsの17のグローバル目標のうち、本学では特に子ども、教育、ジェンダーを中心に9つの目標に取り組むこととしている。今後はSDGsの観点からも、社会連携・社会貢献活動を全学的に統括し、展開を強化していく予定である。

9.1.3.社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携活動に組織的に取り組み、社会貢献に資することを目的として、2015年に社会連携委員会を設置し【9-39】、社会連携活動の適切性についても同委員会の審議事項としている。社会連携委員会や研究所・センター等の各部局で、開催状況や参加者アンケート結果等に基づいて各々の社会連携活動について適切性を検証し、改善・向上に取り組んでいる。

2021年10月にはSDGs宣言を採択し【9-38】、全学的にSDGsに取り組む基盤が整備された。これを機に、社会連携委員会においては、SDGsを踏まえた学生や教員の個々の活動についても包括し、大学の社会連携活動全体で適切性を検証していくことが望まれる。

9.2.長所・特色

(1)タイ・ワークキャンプ

建学の精神「キリスト教の精神をもって、人格形成の基礎とする」こと、「犠牲と奉仕」の精神を体現する社会貢献のプログラム【9-40】として評価できる。

また、IR 専門委員会では過去3 回分の活動報告書から内容分析を行い【4-61】、本学の標榜するキリスト教精神に基づいた「犠牲と奉仕」の精神を実践し、再認識したことを確認している。また、国際的な視野で社会に貢献したいという意欲を高めて帰国した者も見られ、学生にとっての学びの機会としても成果を確認している。

(2)東京女子大学ビジネス・プランニング・コンテスト

これまでに 4 回開催し多数の表彰を行ってきた。表彰したプロジェクトの中には事業化に至った事例もあり【9-41】、起業を目指す幅広い層の女性を支援する取り組みとして機能している。コンテストを主催する BPC 実行委員会では、選考と並行して、応募者がプランを実現できるよう具体的なアドバイスやサポートを行っており、グランドビジョンに掲げる「女性の生涯にわたるキャリア構築を支援する」に適う取り組みとして評価できる。

第X章 大学運営・財務 （１）大学運営

10.1.現状説明

10.1.1.大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

- 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
- 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の教育理念・目的の実現に向けて、東京女子大学方針のなかで、中長期的な管理運営の方針を以下のように定め、本学公式サイト及び毎年度の事業報告書に掲載し、学内外に周知している【2-1p.3】【10-1-1 p.5】。

管理運営に関する方針

- 1.関係法令及び学内諸規程に基づいた、組織及び業務の適正な管理運営を推進する。
- 2.各組織の権限と責任、意思決定プロセスを明確に定める。
- 3.教育理念・目的達成のために、ガバナンスとマネジメントを強化し、学長のリーダーシップを確立する。
- 4.教育研究活動等の向上と発展のため、教職員に対する研修を恒常的、計画的に推進する。
- 5.事務職員による教育研究支援機能、法人運営機能を強化する。
- 6.教育研究活動を安定的に支えるため、中長期的な財務計画を策定し財政基盤を確立する。

また、2020年3月に策定した「学校法人東京女子大学中期計画」【1-17】では、大学運営について大項目「アクションを支える体制の充実 ―開かれた組織・運営―」に以下のように定めている。東京女子大学方針に沿った内容となっており、教育理念・目的を実現するために適切な方針であると言える。

【VI】アクションを支える態勢の充実 ―開かれた組織・運営

本学の教育研究活動の基盤となる環境の整備を着実に推進していく。また、教員と職員の連携を密にすることにより、大学が置かれた環境の急速な変化に対応していく。

目標1：本学の教育研究活動を支える施設等の整備を推進する。

目標2：本学の教育研究活動・大学運営等の強化に向けて、一層の教職協働を推進する。

目標3：本学の教育研究活動を支えるために、健全かつ強固な財政基盤を構築する。

10.1.2.方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点

- 適切な大学運営のための組織の整備
- 適切な危機管理対策の実施

○適切な大学運営のための組織の整備

学校法人東京女子大学職制規程【6-1】に、本法人の組織及び業務分掌を定めている。

(1)学長の選任方法及び職務・権限

学長の選考は、学校法人東京女子大学寄附行為施行細則【10-1-5】に基づき、学長選挙規程【10-1-2】、学長候補選考委員会内規【10-1-3】、学長選挙管理委員会等内規【10-1-4】において定められ、厳正に行われている。まず、学長候補選考委員会が決定した学長候補者について、教職員による選挙を行う。理事会は理事会からの要望事項と選挙の結果を踏まえて評議員会の意向を徴して次期学長を決定する。学長の職務・権限については、寄附行為施行細則【10-1-5 第2条】、職制規程【6-1 第5条】および学則【1-4 第6条】に規定されており、校務に関する最終決定権を有する。

(2)役職者の選任方法と権限

学長の補佐体制は、副学長、学部長及び大学院合同研究科会議議長が担っている。

副学長は、置くことができるとし、学長の指名により理事会が決定し、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる、と学則及び職制規程に定めている。【1-4 第6条の2】【6-1 第5条の2】

学部長の選考については、学長が教授会の意向を参酌して、理事会に提案し、決定される。その役割を「学長を助け、学部の校務をつかさどる」旨を学則及び職制規程に定めている。【1-4 第6条の3】【6-1 第16条】。

大学院合同研究科会議議長は、各研究科間の連絡を密にするため設置され、大学院合同研究科会議の運営責任を担っている。学長が合同研究科会議構成員の投票結果を参酌して理事会に提案し、決定される。その職務は、職制規程【6-1 第20条】において、学長を補佐して「大学院の学務を統括」することと定めている。

また、学部、リベラル・アーツ教育における全学共通カリキュラムの重要性に鑑み全学共通教育部長の職を置いている。全学共通カリキュラムの運営を主導して、学部長を補佐し、全学共通カリキュラムを支える事務組織としての全学共通教育センターの長となり、その業務全体を統括している【6-1 第16条の2】。これは、専門性と幅広い教養の両方を重んじ全学共通カリキュラムを重視する考えに基づく。全学共通教育部長の選考は、学長が教授会の意向を参酌して、理事会に提案し、決定される。

以上の教学の役職のほか、職制規程には、研究科会議議長、学科主任、専攻主任、図書館長、各研究所長、各センター長、各委員会委員長等の職務と選任方法を定め、規程に基

づき円滑な大学運営に努めている。

(3)学長による意思決定とそれに基づく執行体制等、教授会の役割

東京女子大学の教育研究に関する意思決定は、東京女子大学学則【1-4】、東京女子大学大学院学則【1-5】、大学評議会規程【2-10】等に基づき、学長が教学の意向を参酌して行う。

学部には教授会が置かれ、東京女子大学学則第8条の2第3項【1-4】および現代教養学部教授会規程第4条【6-2】に基づき、学生の入学・卒業、学位の授与、教育課程の編成等の重要事項を審議し、学長に意見を述べる。

大学院の各研究科には、研究科会議が置かれ、東京女子大学大学院学則第64条第1項、第64条の2第3項【1-5】に基づき、学生の入学・修了、学位の授与、教育課程の編成等の重要事項を審議し、学長に意見を述べる。研究科会議は各研究科間の連絡を密にするため、各研究科会議構成員全員からなる合同研究科会議として開催している【6-3 第1条】。大学院の将来計画、研究科・専攻の新設・改廃等の重要事項については、上部審議機関として、学長を議長とする大学院委員会が設置されている【1-5 第65条】。

教授会、研究科会議、大学院委員会のそれぞれで審議した事項のうち特に重要なものは、教学の最高審議機関である大学評議会へと審議が進められる。大学評議会の審議事項は、東京女子大学学則第8条第3項および第4項【1-4】、東京女子大学大学院学則第67条第2項および第3項【1-5】並びに大学評議会規程第6条【2-10】に明記されている。

さらに学則その他重要な規則の改廃、学部・学科・研究科・専攻等の設置及び廃止、教員の採用・昇任に関する業績審査、教育研究に関する長期展望に係る事項等の教育研究に関する重要事項の意思決定については、大学評議会の意向を参酌して、学長が理事会に提案し、理事会が最終決定している。

また、上述のほかに学長の諮問機関として学長、副学長、学部長、全学共通教育部長、大学院合同研究科会議議長、事務局長を構成員とする学長室会を設置し【10-1-6 第2条】、教学に係る大学運営の重要事項の基本方針を学長に提言し、学長の職務の迅速、円滑な遂行を支援している。

いずれも2014年改正学校教育法に則り、適切に運営している。

(4)教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任

本法人における各組織の権限と責任は、学校法人東京女子大学寄附行為【1-3】、同施行細則【10-1-5】、学校法人東京女子大学職制規程【6-1】に定めている。

法人業務の意思決定は理事会が行う。理事会は理事長、学長を含む計13名以上16名以下の理事で構成され【1-3 第5条第1項】、寄附行為第18条に基づき予算・決算、資産の管理・処分、学長の選任、専任職員の任免等に関する法人の重要事項を審議決定する【1-3】。

理事長は寄附行為第11条に基づき、法人を代表しその業務を総理する【1-3】。

一方、学長は、寄附行為施行細則第2条【10-1-5】及び東京女子大学学則第6条【1-4】に基づき、理事会の議決に従って、大学の教育研究に関する事項を総轄して、校務をつかさどり、所属職員を統督する。学長はこの責務を遂行するとともに、理事の一人【1-3 第6条】として経営の責任の一端を担っており、法人と教学の連携を図り、円滑な大学運営を行うために重要な役割を果たしている。

本学では、理事会と教学組織は、ともに協力して大学を維持・発展させていく責任があると考え、両者の連携強化を図るべく、寄附行為細則第9条に基づく委員会として理事会・教授会合同作業部会を設置し、理事会と教学組織が重要事項の方針を協議することにより、一体化した大学運営を行っている。理事長をはじめとする主な役職理事と、学長、学部長など教学の役職者が同じ目線で議論を交わしてお互いの理解を深め、協力して取り組むことが可能となっている。また、将来計画推進委員会、危機管理委員会およびハラスメント防止委員会に、各々理事1名が委員として参加し【2-9 第2条】【10-1-7 第5条】【7-30 第9条】、将来構想や危機管理等においても理事会と教学組織の連携を図っている。

(5) 学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見については、学友会による「学生大会」、在学生及び4年次を対象とした「教育・学生生活に関するアンケート調査」（基準4 p.44②③参照）、学生参画型FD「学生と教員による座談会」（基準6 p.65(1)③参照）などの機会を設け、出された意見や要望等のうち大学運営に関するものについて、関係部署にフィードバックし、学生の意見を考慮した適切な大学運営を図っている。

教員からは教授会【6-2】又は大学院合同研究科会議【6-3】を経て大学評議会【2-10】を通じて、職員からは部長会【10-1-8】を通じて、意見を聴く機会を設けている。

○適切な危機管理対策の実施

危機管理対策については、学長を委員長とする危機管理委員会が中心となり、大規模な自然災害、重大な事故・事件、重篤な感染症等想定される危機の予防、発生した危機への対応に努めている。【10-1-7 第4条、第5条】

2020年の新型コロナウイルス感染拡大に際しては、学長を委員長とする危機管理委員会を定期的に開催し、関連部署と連携して情報収集・集約を行い、その時点における本学独自の活動制限指針のレベル【10-1-9】の確認と対応を決定するほか、感染者の発生等不測の事態への対応の検討を行ってきた。【10-1-10】

また、新型コロナウイルス感染症対応の副学長を置き【10-1-11】、同副学長を班長とし、大学運営部長、教育研究支援部長を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策班」を編成し、活動制限指針のレベルの範囲内におけるキャンパスでの活動について、各部署からの教育研究活動実施の要望をとりまとめ、慎重に検討を行い、実施可否を判断している【10-1-12】。危機管理委員会へは報告を行っている。これらの体制により、コロナの急激な状況の変化に対し、迅速かつ的確な対応が可能となっている。

10.1.3.予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

予算配分は、学校法人会計基準、学校法人東京女子大学寄附行為【1-3 第36条】及び経理規程【10-1-13 第42条～第44条】に基づき行っている。事業活動収支の長期的な均衡を図るとともに、教学改革および魅力あるキャンパスの形成に向けた戦略課題に対し、重点的に資金を配分している。

翌年度予算編成方針は、毎年9月に評議員会の審議を経て、理事会において決定する【3-13 協議事項 II.2】。予算編成方針決定後、10月から11月にかけて、当年度の予算執行状況と次年度予算編成方針に基づく次年度事業計画と予算要望のヒアリングを予算執行単位ごとに行う。ヒアリングは、教学部門は担当課（分野）、共通教育各分野、研究所（比較文化、女性学）、図書館、センター（キリスト教、情報処理、CALL学習）別に、法人部門は課単位に行っている。

その後、各執行単位から出された次年度特別要望事項について、予算委員会を2～3回開催して精査した後、学長の意向を取り込み全学的視点から調整を行い、3月に事業計画は大学評議会、評議員会の審議を経て、予算は評議員会の審議を経て理事会で決定する。

【10-1-30】

予算執行は、学校法人会計基準と本法人の経理規定に基づき各部署の責任者の下で所定の手続を経て行う。予算化済の案件であっても執行に当たっては、金額と支払区分により、学内規定に基づいて稟申による支出承認を必要とし、透明性を確保している。

予算は、個々の教学部門の支出については、教育研究支援部の各課が管理を行い、さらに、教学、法人運営を通して経理課において全学的な予算統制を行っている。

また、予算執行の検証は、学校法人東京女子大学監事監査規程【10-1-14】、学校法人東京女子大学監事監査実施細則【10-1-15】及び学校法人東京女子大学内部監査規程【10-1-16】に基づき、監事、内部監査室及び監査法人が適切性及効果の分析を行い、監事監査の結果を監査報告書により理事会及び評議員会に報告している【10-1-17 I 協議事項1

(3)，II 報告事項1】。監事、内部監査室及び監査法人の連携強化を図るため、予算編成方針、監査計画及び決算監査の内容について、意見交換を行っている。

10.1.4.法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

(1) 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその運用状況

事務組織は、学校法人東京女子大学事務組織規程【2-20】に基づき、主に、法人・管理業務を担当する大学運営部と大学及び大学院の教学組織の事務を担当する教育研究支援部の2部体制で構成されている。事務組織図【2-20 別表第1】のとおり、大学運営部に4 課2室、教育研究支援部に9課3室を設置している。ほかに理事長直属の内部監査室を置いている【10-1-16 第5条】。

各組織には、必要な人数の専任事務職員を配置【10-1-18】しており、ほかに業務の繁閑、専門性等に応じて契約職員、臨時職員、派遣職員を配置し柔軟に対応している。

事務機能の改善については、事務局長、部長及び課長で構成する部長・課長会【10-1-19】、又は事務局長及び部長で構成する部長会【10-1-8】で検討している。組織変更又は所管業務の大きな変更を伴うものは事務組織検討専門委員会で検討している。

事務職員の採用、昇格、昇任、異動等の人事制度については事務職員人事委員会により【10-1-20】、学校法人東京女子大学職制規程【6-1 第42条別表第5】、学校法人東京女子大学任免規程【10-1-21】、および事務職員任用規程【10-1-22】に定める手続と基準に従い適正に採用、昇任、昇格等を行っている。また、採用にあたっては、事務職員人事委員会で採用方針を決定し、採用方法、時期等を見直し改善を図っている。

(2) 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

業務内容の多様化、専門化に対応するため、司書などの資格を有する者や大学院（博士前期・後期課程）修了者など多様な経歴を持つ人材を採用しているほか、専任職員の研修を充実させている。一方で、留学ファシリテータなど専門的知識やスキルを持つ派遣職員の活用、一級建築士やキャリアカウンセラーの業務委託及び図書館における一部業務の外部委託を行っている。

(3) 教学運営その他の大学運営における教職協働

2019年5月には、社会の要請、学生・受験生のニーズの変化に対し、中長期的な視点に立ちつつ、柔軟性と機動力を以て企画立案を担う部署として「企画室」を設置した【10-1-23 別紙3職制規程一部改正】。企画室の室長は教育職員が務めているが、管理部門である大学運営部の下に位置付けることにより、学長が教育・研究に関する課題に取り組むにあたり、教育職員と事務職員の協働を図りつつ、機動力を担保する体制となっている。

事務組織は、教学の意思決定に必要な情報提供、企画・立案等を補佐する。また、教学の主要な委員会には担当課長等が構成員として参画することで、教職協働体制を敷いている。学長主導の各種プロジェクトやワーキンググループにおいても若手教員、若手職員混合で構成している。2021年度の公式サイトリニューアルに際しては、広報委員会の基にユニットを構成し、本学の学び、教員の研究、学生や卒業生の活躍の様子などをわかりやすく発信するサイト作りを教職協働で行った【10-1-24】。

(4)人事考課に基づく、職員の業務評価と処遇改善

本学の事務職員人事評価制度は、職員育成を目的として、事務職員人事評価規程【10-1-25】および評価マニュアル(ハンドブック)【10-1-26】を整備し2010年から実施している。評価は、各課長による1次評価、部長による2次評価を受けて事務職員人事委員会で審議し、常務理事の承認を得て理事長に報告する。1次評価の際はすりあわせ会議を行い、また評価者研修を行って、適正な評価が行われるよう努めている。最終評価は本人にフィードバックし、当期における評価について所属長と話し合い、次期の業務につなげている。この人事評価の結果は、事務職員人事委員会で、昇任、昇格及び異動を審議する際の客観的根拠として扱われている。

10.1.5.大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

教職員SD研修実施方針に基づき【2-1 p.3】、毎年度職員研修計画を策定し、階層別研修、目的別研修を実施している【6-20】。特に、教育の質的転換に共通理解を深めるために、テーマを定めて職員全員参加のSD研修を実施するほか、教職協働で教育改革を進めるために、FD・SD合同研修を積極的に開催している。また、外部研修への派遣も毎年行い職員の能力や意識の向上を図っている。

特に、発達障がいやメンタルヘルスに問題を抱える学生への対応や、危機管理、科研費、ハラスメントなどの研修は定期的に行い、教職員の資質向上を図っている。

また、2020、2021年度は新型コロナウイルス感染拡大により叶わなかったが、ニューヨーク国連本部における学生の海外研修や、台湾、香港などで開催される進学相談会に職員を毎年派遣し、研修と位置づけている。

この他、職員の自己研鑽を促進することを目的に事務職員自己研鑽奨励制度を設けている。所定の英語資格を取得した職員に対し、受験料を支給する。語学の学習支援により、グローバル化に対応した人材を幅広く育成する。

10.1.6.大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 監査プロセスの適切性
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

本学での大学運営の適切性に関する検証は、主に教育研究活動にかかる事項については

学長室会【10-1-6】が、事務組織については部長会【10-1-8】がそれぞれ主体となって行っている。さらに全学的見地から自己点検・評価委員会での検討を経て、客観性を担保している。点検・評価の結果、問題点については、教学に関する全学的な事項は将来計画推進委員会【2-9】で、事務組織に関する事項は部長会で検討し、具体策を実行しPDCA サイクルを回している。

また、全学的な内部質保証の適切性について定期的に評価を受けるため、2021年度からは内部質保証体制評価委員会を設置している（基準2 p.17 2.1.5.参照）。

○監査プロセスの適切性

監査プロセスは、監事監査として財務監査、業務監査（教学監査を含む）を行うほか、財務監査では公認会計士監査と連携して監査を行い、その結果を公表することで、その透明性、適正性の確保に努めている。財務監査は、監事、内部監査室、監査法人が、教学監査は監事及び内部監査室が連携して行っている。内部監査室は、外部資金（科研費他）の執行管理及び法人としての資金運用を重点に監査を行っているほか、監事、外部監査法人による全般監査を実施している【10-1-27】。2021年度には、今後の大学改革に向けて教学諸活動の質保証について教学監査を実施するため、業務委託1名を配置した。

いずれも、法令、寄附行為、関係規程に基づき監査が行われ、監査計画（監査の実施内容、留意点）に基づき、監査体制を明確にして、恒常的かつ適切に検証を行っている。

(1)内部監査

学校法人東京女子大学内部監査規程【10-1-16】に基づき内部監査室により実施。

(2)監事監査

私立学校法第37条第3項、学校法人東京女子大学寄附行為第16条【1-3】、学校法人東京女子大学監事監査規程【10-1-14】、学校法人東京女子大学監事監査実施細則【10-1-15】による。

・監事2名（非常勤）が理事会、評議員会に出席、理事長、学長、常務理事、事務局長および内部監査室と随時意思疎通を図るほか、監査法人と定期的に意見交換を行っている。

・監事による監査報告書【10-1-28 p.18】は、私立学校法第37条3項の定めによる。本法人の教学を含む業務執行が適切に行われていること及び財産の状況が適正に表示されていることを示すものである。この監査報告書は、私立学校法第47条第2項の規定及び学校法人東京女子大学財務書類等閲覧規程【10-1-29】に基づき、財産目録ほかの財務書類とともにステークホルダーの閲覧に供している。

(3)監査法人による監査

私立学校振興助成法第14条第3項に基づき実施している。

・毎年、監事、理事へ当年度監査計画の事前説明を行い、了解を得た監査計画に基づいて監査が実施されている。本法人としても、会計上の対応を前広に監査法人に事前に相談し、その意見・助言に基づき適正な処理を行うよう心掛けている。

以上のことから、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上の取組を行っているとは判断できる。

第X章 大学運営・財務 （2）財務

10.2.現状説明

10.2.1.教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点

- 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
＜私立大学＞
- 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

中長期的な管理運営の方針の一つとして、財務の方針を「教育研究活動を安定的に支えるため、中長期的な財務計画を策定し財政基盤を確立する」と定め【2-1 p.3】、建学の精神に基づく質の高い教育研究を発展させるために、理事会の責任を明確にし、安定した財務基盤の確立に努めている。また、財務の状況と具体的施策については、学内における目標の共有化と共通理解を目指して、毎年「財政報告書」を作成し、「本部ニュース」にて教職員に配付している【10-2-1】。

財務情報としては、学内外のステークホルダーの方々に対する説明責任を果たすとともに、本学の状況についてご理解を得るため、予算・決算の状況、事業計画、事業報告書を本学公式サイトに掲載している【10-2-2】。

なお、当面の具体的な財務目標として以下を定めている。

- （１）教育活動を安定的に支えるために、中長期的な財務計画を策定し、安定した財務基盤を確立する。
- （２）人件費比率を適正水準（同系統大学の平均水準）まで下げ、教育研究経費比率を引き上げる。
- （３）科学研究費、補助金等の外部資金を積極的に獲得し、収入構造を改善する。
- （４）募金制度を再検討し、恒常的な寄付金の拡充を図る。
- （５）教職員他、ステークホルダーの理解を得られるよう財務情報を積極的に公開する。

○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本法人は大学の教育研究目的の実現に向けた予算配分を行い、教育研究活動を支えるとともに、基本金組入れ等の施策を実施し、財務基盤の確立を図っている。本法人の財務指標の現況は、以下の通りである。

事業活動収支計算書関係比率 (%)

比率名称	指標 ＊	対象	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
人件費比率	▼	本学	55.9	52.1	50.4	57.1	54.7
		他学平均	56.3	55.6	53.8	54.4	50.5
教育研究費比率	△	本学	27.4	28.2	27.4	29.7	31.1
		他学平均	31.2	31.1	31.0	31.4	33.3
管理経費比率	▼	本学	9.1	8.6	8.4	9.5	9.3
		他学平均	9.9	10.1	10.0	9.8	8.6

＊指標（目指す方向）：一般的な評価（△：高い値が良い、▼：低い値が良い、～：どちらとも言えない）

＊ ＊他学平均：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」より文他複数学部大学の平均

人件費比率は、2015年度から2018年度にかけて概ね50％台前半で推移しており、同系統大学の平均よりも低い状態で推移している。ただし、これは2014年度から2018年度の創立100周年記念募金等の臨時的な収入の増加によるものである。教育研究経費比率は20％台後半での推移が続き、近年は同系統大学の平均に近づいている。管理経費比率が2015年度までは6～7％で推移していたが、2016年度以降増加している。この増加要因は、2015年度の新寮建設に伴う寮経費の増加や2018年度の創立100周年記念事業関連支出である。

大学間の競争が厳しくなる中で、本学の教育環境を継続的に改善し、新たな施策を行うには、他大学に劣後しない財務体質の構築は不可欠である。持続可能な経費節減策を講じ、人件費比率や管理経費比率を適正に保ち、教育活動へ重点的に予算配分を行い、教育研究活動経費比率を他大学と同水準並みに維持することを目標としている。

施設・設備計画との連動性

より良い教育研究環境への実現に向けて施設・設備の充実は不可欠である。施設・設備計画は現在、第2期キャンパス整備計画（2012～2022年度）【8-2】を策定し、同計画に基づき設備の改修とメンテナンスを行っている。2015年度に新寮が竣工し、2016年度より稼働している。また、借入を行わずに、収支を平準化するために第2号基本金への組入れについても、キャンパス整備期計画に基づき2011年度から毎年1.5億円の組み入れを開始し、2014年度からは毎年2.06億の組入を行った。2015年度及び2016年度は構築物分の組入れを決定し組入額を2.86億円に増額した。（第2号基本金組入額は2015～2016年度は5.72億円、2017～2019年度は6.18億円の合計11.9億円。2022年度までは毎年2.06億円組入を予

定) 大学全体の予算の中で施設・設備の予算規模は多額であるため、計画的に第2号基本金の積み立てを行い、収支バランスを考慮した予算配分に努めている。

教学の将来を見据え、教育の充実と教育環境の改善を継続して進めていくには、前提としてその施策を支える安定した財務体質が求められる。事業活動収支の均衡を図るとともに、教学改革に向けた戦略課題に対し重点的に資金配分を行い、健全な財務体質の確立を目指している。

10.2.2.教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点

- 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
- 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
- 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

本法人は教育研究水準の維持・向上のため計画的な予算配分を行い、教育研究活動を支えるとともに、基本金組入れ等の施策を実施し、財務基盤の確立を図っている。本法人の財務の状況は、財務3表【10-1-1 p.50-52】、財産目録【10-1-28 p.16】、5ヵ年連続資金収支計算書【10-1-1 p.53(1)】、5ヵ年連続事業活動収支計算書【10-1-1 p.54(2)】、5ヵ年連続貸借対照表【10-1-1 p.55(3)】、事業活動収支計算書関係の財務比率【10-1-1 p.55(5)】に示す通りである。

大学経営を持続的かつ安定的に運営するために、特定資産の引き当てを実施し、長期的な財務基盤を確保している。直近では第2号基本金引当特定資産を2.06億円、減価償却引当特定資産を3億円、退職給与引当特定資産を2億円積み立てている。特に退職給与引当金における退職給与引当特定資産の充足関係を示す指標である退職給与引当特定資産保有比率は2015年度の65.6%から2019年度は91.4%と大きく増加している。特定資産の継続的な引当により純資産額は2015年度から2019年度にかけて23億円増加している。

○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

理事会は教育改革を推進する学長と随時コミュニケーションを取り、教学と連携して改革の実現に最大限の努力を行う方針である。教学改革に向けて必要となる支出に備え、引当金および特定資産を計上している。2018年度に実施した学科・専攻の改組においては、改組にかかわる費用に充てるため、理事会の承認のもと引当金の一部を取り崩している。理事会からは将来計画推進委員会に「2018年度改革の取り組みについて」【10-2-3 別紙

13】が提示され、理事会と教学との共通理解の下に、強固な財務体質の実現に向けて検討を進めた【10-2-4(Ⅱ)報告事項13】。

財務体質の基盤構築に向けては、予算全体の在り方を見直し、主に管理部門の経費を計画的に節減して、事業活動収支全体の均衡を図る中で、教学改革に向けて教育と教育環境の質的向上を図る施策に重点的に資金を充当する方針を立てている。なお、対象とする施策は、学長のリーダーシップの下で決定する。

○外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

本学の事業活動収入の8割弱が学生納付金であり、学生納付金に大きく依存する構造となっている。寄付金や科学研究費等の外部資金収入や補助金収入等、収入の多様化を図ることにより、財務体質の安定を目指している。

外部資金の受け入れ状況は、【10-1-1 p.57(4)】のとおりである。

(1)科学研究費

研究者に応募手続きの説明会や過去に審査を経験した教員によるアドバイスを行うなど獲得に向け積極的な支援を行っており、毎年、理事会には、応募件数、採択率を他大学との比較も含め報告している。2019年度の採択率は33.3%である。

(2)競争的な補助金

大学全体で進めるプロジェクトについては、教育研究の更なる充実、教育の質を向上させることにより、補助金獲得に努めている。

(3)寄付金

恒常的な支援組織として、在学生の保護者を会員とする東京女子大学教育後援会【10-2-5】と、卒業生を主たる会員とする東京女子大学維持協力会【10-2-6】を有している。その他、卒業生、退職教職員等からの寄付がある。2014年度から2018年度にかけては創立100周年記念募金を設置し、卒業生、在学生保護者、教職員、企業各社等から記念事業及び本学の教学理念への賛同を得て、目標額10億円を超えて総額で12.7億円の寄付を得た。

(4)資金運用

長く低金利の状況が続くなかでも、安全面を優先したうえで、特定の業種の偏りによるリスクを避け、業種の分散化や運用期間の長期化により有利な運用に努めている。資金運用実績は資料のとおりである【10-2-7】。資金運用管理規程【10-2-8】に基づき実施し、毎年理事会で前年度の運用状況を総括し、必要に応じて運用基準の見直しを図っている。